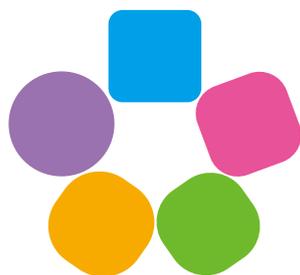




第3次 愛南町総合計画

いろどり はぐく
ともに彩を育むまち



いろこい あいなん

ainan

愛媛県愛南町

2022~2029



第3次愛南町総合計画

ともに^{いろどり}彩を^{はぐく}育むまち いろこい あいなん



町の花 アケボノツツジ

ツツジとしては非常に大型で高さ5m、幹の直径が30cmにも及びます。標高1,000m以上の山地の崖地に自生し、鮮やかで美しい桃色の花を咲かせます。豊かな自然の象徴であり、アケボノという語句からも「愛南町の躍進」をイメージできます。



町の木 ウバメガシ

強い萌芽力を持つ海岸性の常緑樹で、愛南町全域に群生し、備長炭の原料としても重用される木です。急斜面で保水力が低く大変厳しい場所でも自生し、ひたすら強い潮風にも耐え根を張る姿は、「愛南町の力強さ」をイメージできます。



町章

愛南町の愛（a i）の文字を組み合わせて図案化したものです。宇和海の波と新生・愛南町の未来に飛躍するエネルギーを表し、主役である町民の活力と和（輪）の広がり表現しています。



町魚 カツオ

春から夏にかけて黒潮に乗って北上し、秋から冬になると南下する回遊魚です。県下唯一のカツオの水揚げ基地である深浦港は全国的にも有名で、美しく勇壮な姿と活きにこだわるおいしさは、「愛南町の活力」をイメージできます。



町の鳥 メジロ

体は全体的に黄緑色をしており、その名のとおり、目のまわりが白く縁取られています。愛南町全域に生息し、木の花の蜜が大好きで、よく私たちの目の前にも現れ、そのさえずりと姿は愛らしく、「愛南町の優しさ」をイメージできます。

第3次愛南町総合計画の策定に寄せて

本町は、平成26（2014）年3月に第2次愛南町総合計画を策定し、平成26年度から令和3年度までの8年間の基本構想を掲げる中、平成30年度から令和3年度までの後期基本計画に基づき、町の将来像である「ともにあゆみ育て創造するまち～第2章～」の実現に向け、総合的かつ計画的な町政運営に取り組んでまいりました。



この間においても、人口減少や少子高齢化の進展はとどまることなく、深刻さを増しているほか、国連による世界規模での継続的な発展を目指すSDGsへの取組、地震や地球温暖化による気候変動、新型コロナウイルス感染症の対応など、本町を取り巻く社会経済情勢はめまぐるしく変化しています。

このような中、第2次愛南町総合計画で掲げる基本構想の実現を目指してきた取組方針と令和2年度に新たに定めたまちのブランディングコンセプトを組み合わせることで愛南町のブランドイメージの認知度を高め、地域活力のさらなる発展を念頭に置いた、令和4（2022）年度を初年度とする第3次愛南町総合計画を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき各種事業を推進してまいります。町が実施するすべての施策について、国連による持続可能な開発目標であるSDGsとの関連を示し、様々な施策の推進に持続可能な町づくりを、また、コロナ禍の影響で財政事情が不透明となる中で、財政好転に向けた取組、行政の業務や町民生活におけるデジタル化などをさらに促進することで、新しい時代を先導する「愛顔あふれるまちづくり」を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただいた愛南町総合計画策定推進委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただいた町民の皆様、町議会議員並びに関係者の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、輝ける未来に向かって本町が発展し続けられるよう、関係各位のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

愛南町長 清水 雅 文

第3次愛南町総合計画 2022～2029

～ともに彩を育むまち いろこい あいなん～

目次

序 論

第1章 計画の概要	8
第1節 計画策定の趣旨・根拠法令	8
第2節 計画の構成・期間	9
第3節 総合計画の実現に向けて	10
第4節 総合計画と各種計画との連動	12
第5節 個別分野計画との関係	14
第2章 計画策定の背景	16
第1節 社会環境の変化及び時代潮流	16
第2節 愛南町の概況	18
第3節 人口・世帯数の推移	19
第4節 人口動態の概況	20
第5節 自然人口（出生）に影響を 与える要因	21
第6節 社会人口（転入・転出）に影響を 与える要因	22
第7節 産業の現状	23
第8節 財政の状況	24
第9節 町民の意識	26
第10節 人口の将来展望.....	34
第11節 人口動態が地域の未来に与える 影響.....	39
第12節 想定される自然災害.....	40
第13節 第2次総合計画（後期基本計画） の進捗.....	44

基本構想

1. 基本構想の考え方	52
2. まちづくりの将来像	52
3. 基本構想の状況を示すまちづくり指標	53

基本計画

第1章 基本計画の概要	56
第1節 基本計画の構成（政策体系）.....	56
第2節 総合計画と各種計画との連動	57
第3節 基本計画の見方	62

施策別計画

政策1 支えあい健やかに暮らせるまちづくり	
1-1 次世代につなぐ子ども・ 子育て支援の充実	64
1-2 高齢者福祉の充実	66
1-3 障がい者（児）福祉の充実	68
1-4 健康・医療体制の充実	70
1-5 地域福祉の推進	72
政策2 豊かな自然環境と共生し快適に暮らせる まちづくり	
2-1 循環型社会の形成	74
2-2 道路環境の充実	76
2-3 公共交通の確保	78
2-4 安定的な水道水の供給	80
政策3 活力ある産業を育てるまちづくり	
3-1 水産業の振興	82
3-2 農林業の振興	84
3-3 商工業の振興	86
3-4 観光・物産の振興	88
3-5 雇用・人材確保の推進	90
政策4 自立と協働による安全安心なまちづくり	
4-1 協働によるまちづくりの推進	92
4-2 防災・減災対策の推進	94
4-3 消防・救急体制の充実	96
4-4 暮らしの安全対策の推進	98
4-5 効果的・効率的な行財政運営の 推進	100
政策5 豊かな心と文化を育むためのひとづくり	
5-1 学校教育の充実	102
5-2 生涯学習の充実	104
5-3 スポーツの充実	106
5-4 人権尊重・男女共同参画の実現	108

第2期愛南町まち・ひと・しごと創生 総合戦略

I 計画の概要	112
1 目的	112
2 計画の構成と期間	114
3 総合計画との関係	114
4 計画の進捗管理	115
5 計画の見直し	115

II 人口展望と基本目標…………… 116

- 1 人口の将来展望（令和元年度時点）…………… 116
- 2 人口動態が地域の未来に与える影響 …… 118
- 3 基本目標 …… 119

III 基本目標別計画と成果指標…………… 121

- 基本目標1 活力ある産業を育てる …… 121
- 基本目標2 交流人口を拡大する …… 124
- 基本目標3 若い世代が輝き、安心して
こどもを育てられるまち …… 125
- 基本目標4 いつまでも住みたい、
暮らせるまち …… 127

愛南町国土強靱化地域計画

第1章 計画の概要…………… 132

- 1-1 策定の背景と目的 …… 132
- 1-2 計画の位置づけ …… 133
- 1-3 計画の構成 …… 134
- 1-4 計画期間 …… 134
- 1-5 計画策定の進め方 …… 135

第2章 本計画の基本的考え方…………… 136

- 2-1 基本目標 …… 136
- 2-2 事前に備えるべき目標 …… 136
- 2-3 想定する自然災害 …… 136
- 2-4 リスクマネジメントによる
アプローチ …… 137
- 2-5 総合計画との連携を踏まえた
記載方法 …… 137

第3章 脆弱性評価と推進方針 …… 138

- 3-1 脆弱性評価と推進方針検討の
プロセス …… 138
- 3-2 リスクシナリオ（起きてはならない
最悪の事態）の一覧 …… 139
- 3-3 リスクシナリオと総合計画の相関図 …… 140
- 3-4 リスクシナリオ別の脆弱性評価と
推進方針 …… 142

第4章 計画の推進及び進捗管理…………… 158

- 4-1 計画の推進及び進捗管理 …… 158
- 4-2 計画の見直し …… 158

資料編

- 資料1 諮問 …… 160
- 資料2 答申 …… 161
- 資料3 愛南町総合計画策定推進委員会
委員名簿 …… 162
- 資料4 審議経過 …… 163

序 論	P.7
基本構想	P.51
基本計画	P.55
政策1 支えあい健やかに 暮らせるまちづくり	P.64
政策2 豊かな自然環境と 共生し快適に暮らせ るまちづくり	P.74
政策3 活力ある産業を 育てるまちづくり	P.82
政策4 自立と協働による安 全安心なまちづくり	P.92
政策5 豊かな心と文化を育 むためのひとづくり	P.102
第2期愛南町まち・ひと・しごと 創生総合戦略	P.111
愛南町国土強靱化地域計画	P.131
資料編	P.159

序
論

基
本
構
想

基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

ま
ち
・
ひ
と
・
し
ご
と
創
生
総
合
戦
略

地
国
土
域
強
靱
化
計
画

資
料
編



序 論

第1章 計画の概要

第2章 計画策定の背景

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨・根拠法令

愛南町総合計画は、町の政策を定める最上位の計画であり、町民、事業者及び行政がそれぞれの果たすべき役割と責任を分担して、総合的かつ計画的にまちづくりに取り組んでいくための指針となるものです（愛南町自治基本条例第24条）。

愛南町は、平成16（2004）年10月に旧5か町村が合併し誕生した後、平成18（2006）年度以降、総合計画に基づいた町政運営を計画的に推進してまいりました。

愛南町が誕生し、20年をそろそろ迎えようとしています。現在、人口減少及び少子高齢化の一層の進展、国連による世界規模での継続的な発展への取組（SDGs）、地震や気候変動、未知の感染症など安全安心に対する意識の高揚など、本町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。加えて、国・地方を通じた厳しい財政状況が今後も見込まれる中、時代の変化や多様化する行政ニーズに対応できる、自主自立のまちづくりを進めていくことが求められています。

第2次愛南町総合計画は、前期基本計画4年、後期基本計画4年の構成となっており、令和3（2021）年度末で計画期間が終了となります。

そこで、町の現況や時代潮流及び第2次総合計画の成果状況の振り返りを踏まえ、令和4（2022）年度を始期とする第3次愛南町総合計画を策定するものです。

第2節 計画の構成・期間

第3次愛南町総合計画は、「基本構想」及び「基本計画」で構成されています。

【基本構想】

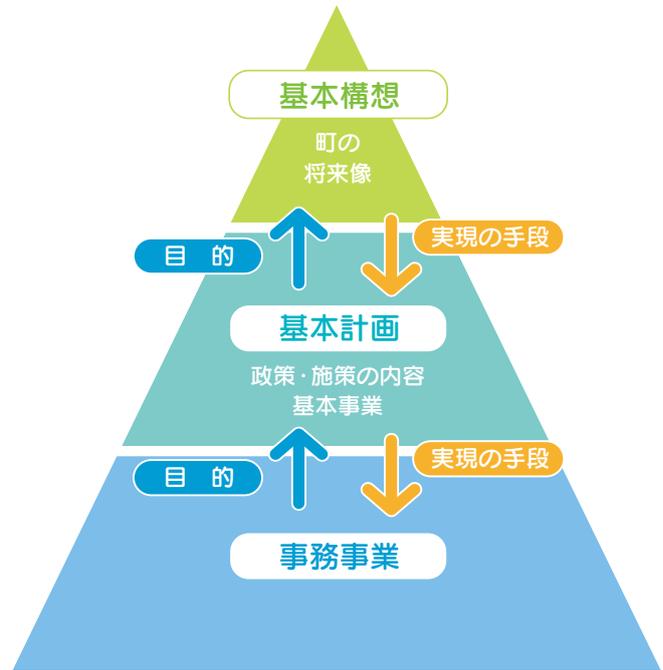
基本構想とは、町の将来像とまちづくりの状況を示す指標を明らかにするものです。

構想期間は、令和4（2022）年度から令和11（2029）年度までの8年間です。

【基本計画】

基本計画とは、基本構想を実現するための政策・施策のめざす姿（目的）を明らかにするとともに、施策に貢献する基本事業などを定めるものです。

期間は、前期基本計画では令和4（2022）年度から令和7（2025）年度の4年間とし、後期基本計画では令和8（2026）年度から令和11（2029）年度の4年間とします。



用語解説

- **政策** ……町の将来像の実現のため、町の基本的な方向性や方針を示すもの。
- **施策** ……政策の実現のために、庁内の課レベルで取り組む具体的な方策のこと。
- **基本事業** ……施策のめざす姿を実現するための方向性について特性ごとにまとめた単位のこと。
- **事務事業** ……基本事業のめざす姿を実現するための具体的な手段であり、町が直接実施したり、民間に委託するなどして実施する事業のこと。

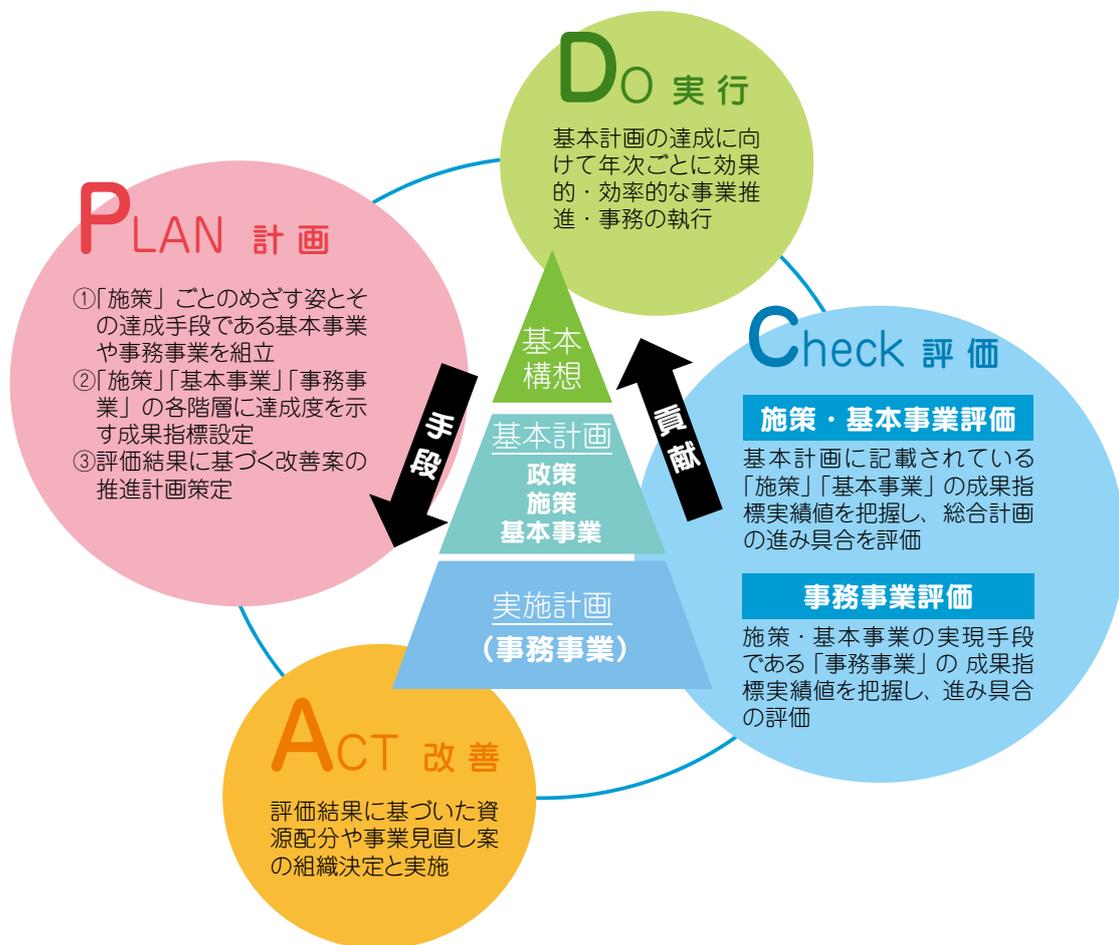
第3節 総合計画の実現に向けて

1. 行政経営（PDCA）サイクルに基づく計画策定・進行管理

総合計画を実現する手段として、施策体系を設定しており、これを計画（Plan）といいます。その計画に基づいて、予算が配分され事業を実行（Do）します。そして事業の実施によって、施策のめざす姿が計画どおりに達成できているかを、成果指標（アウトカム指標）というモノサシを活用して評価（Check）し、その評価結果に基づく資源配分や業務の見直しを実施（Act）していく一連の流れを「行政経営サイクル（PDCAサイクル）」といいます。

愛南町では、平成22（2010）年度の愛南町総合計画（第1次）後期基本計画より行政経営（行政評価）の考え方を取り入れたまちづくりを展開しています。

行政経営サイクル（PDCAサイクル）



2. 成果指標に基づく計画策定・進行管理・評価

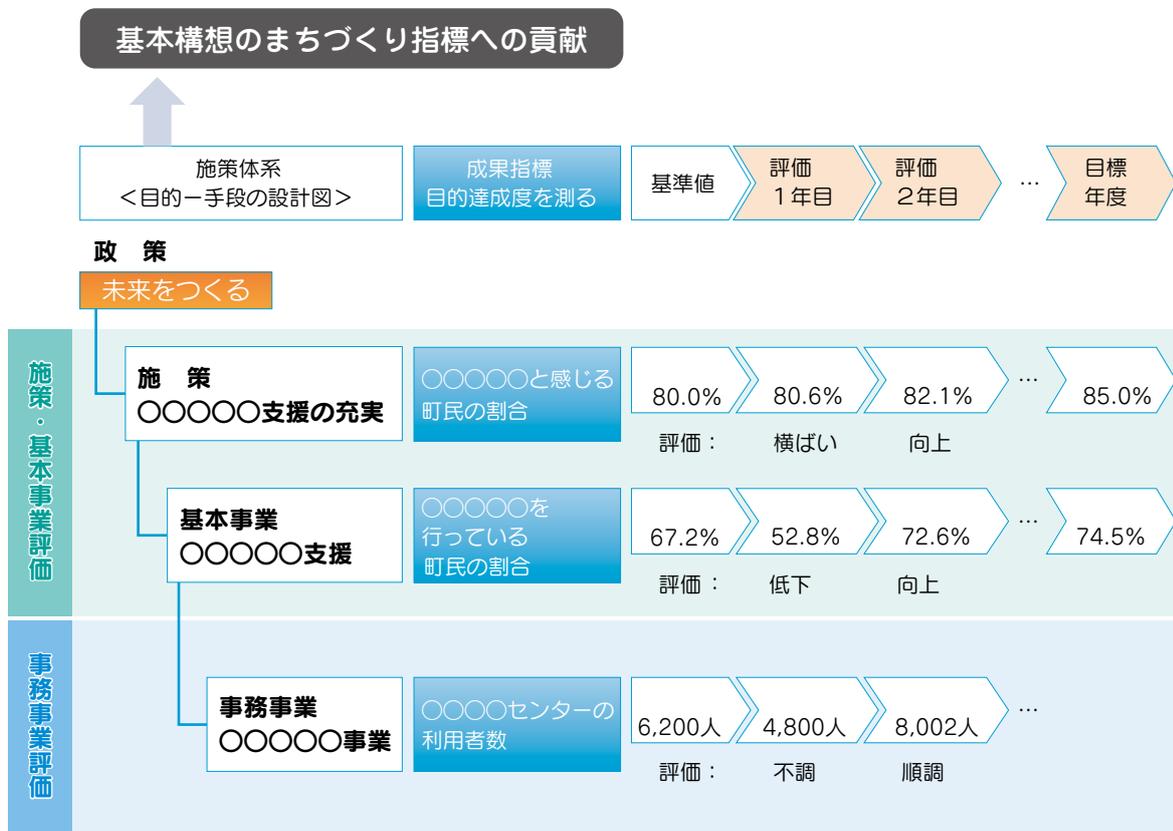
行政評価を活用したマネジメントの特徴として、成果指標（アウトカム指標）というモノサシを設定し、施策や事業の成果達成度を町民にわかりやすく『見える化』することにあります。

本総合計画においても、「施策」「基本事業」「事務事業」の施策体系の各階層の目的達成度を示す成果指標を設定します。

基本計画の構成要素である「施策」「基本事業」には、基本計画終了年度の目標値を設定し、経営計画としての機能を果たします。

総合計画策定後は、毎年度「施策」「基本事業」「事務事業」の成果指標実績値把握を行い、それに基づく成果動向等の評価を行います。

評価結果から、施策の成果達成に向けた課題を抽出し、事務事業の見直しやスクラップ&ビルド等の対策を講じます。



第4節 総合計画と各種計画との連動

1. 経営計画としての総合計画

総合計画は、全施策のめざす姿を網羅した最上位計画として位置づけるとともに、『愛南町の経営計画』として、【政策推進】、【行政改革（行政経営）】、【健全財政】の3側面を包含した計画としています。

【行政改革大綱を包含する総合計画】

愛南町では、『行政改革大綱』は策定せず、行政改革の方向性やめざす姿は基本計画の政策4に掲げる施策の基本事業に包含（位置づけ）するものとします。

【地方創生、国土強靱化の全庁的計画を包含する総合計画】

人口減少と地域経済縮小の克服を図るため、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指す『まち・ひと・しごと創生総合戦略（略称「地方創生総合戦略」という。）』及び災害による人的・物的被害の未然防止や減災を目指す『国土強靱化地域計画』は、国から全市町村に策定が求められています。この2つの計画は、総合計画と担う範囲が重複するとともに、全庁的な政策推進や事業計画にも大きく影響するものです。

そこで、個々の計画をバラバラに策定するのではなく、一体的な策定及び推進により限られた資源の有効活用を図ります。また、各計画の進捗管理や町民への説明責任においても、総合計画や行政評価の成果指標を活用し、わかりやすく報告するとともに、進捗管理や町民への説明に係る業務の整流化を図ります。

『地方創生総合戦略』『国土強靱化地域計画』のめざす姿や方向性は、総合計画の基本計画内の基本事業に包含（位置づけ）するものとします。

総合計画（基本計画）の施策体系図一覧

他計画の
該当項目

政策名	施策名	基本事業名	総合戦略	国土強靱化	
1	1 次世代につなぐ子ども・子育て支援の充実	1 子どもの健やかな成長			
		2 保育サービス等の充実	●	●	
		3 地域における子育て支援	●		
		4 子どもの人権尊重			
		5 家族形成意識醸成の支援	●		
	2 高齢者福祉の充実	1 安心と尊厳のある暮らしの保持			
		2 介護予防・健康づくり・生きがいづくりの推進	●	●	
		3 地域における支えあい・連携の強化	●		
		4 住み慣れた地域で安心して暮らすための体制整備		●	
		5 介護保険サービスの充実			
	3 障がい者（児）福祉の充実	1 児童発達支援の充実			
		2 自立支援及び地域生活支援の推進			
		3 社会参加の促進と就労支援	●		
		4 障がい者の人権尊重			

2. 総合計画とSDGsとの関連性

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略称であり、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標」を指します。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

このSDGsのゴールやターゲットは、行政が目指すべき姿と重なる部分が多くあります。本計画では、各施策がSDGsの17のゴールのどれに該当するかを、基本計画で示しています。

なお、SDGsのターゲットには、発展途上国を対象としているものも多くあり、日本を含む先進国ではすでに達成状態に近い内容も含まれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第5節 個別分野計画との関係

総合計画は、全施策のめざす姿を網羅した町の最上位計画ですが、町では、それ以外に法令等に基づき個別分野計画を策定しています。個別分野計画は、最上位計画である総合計画の方向性を踏まえ策定・進行管理を行います。ただし、個別分野計画は、総合計画と計画期間が異なるため、一時的に総合計画と方向性が異なっている場合がありますが、個別分野計画改定時には整合性を図ります。

■各個別分野計画の期間



第3次愛南町総合計画

政策名	個別分野計画名称	第3次愛南町総合計画									
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
活力ある産業を 育てるまちづくり	● 愛南町水産・食料基地構想										
	● 愛南農業振興地域整備計画										
	● 愛南町水田フル活用ビジョン										
	● 愛南町森林整備計画										
	● 愛南町鳥獣被害防止計画										
	● 愛南町農村振興基本計画										
	● 愛南柑橘営農環境改革プラン										
	● 愛南町営業戦略推進計画										
自立と協働による 安全安心なまちづくり	● 愛南町地域防災計画										
	● 愛南町国民保護計画										
	● 愛南町業務継続計画										
	● 愛南町災害時受援計画										
	● 愛南町における防災教育の推進に関する協定										
	● 愛南町耐震改修促進計画										
	● 愛南町消防本部消防計画										
	● 愛南町特定事業主行動計画（後期）										
	● 愛南町緊急物資備蓄5箇年計画										
	● 愛南町情報セキュリティポリシー										
	● 新町建設計画										
	● 愛南町まち・ひと・しごと創生総合戦略										
	● 愛南町公共施設等総合管理計画										
	● 愛南町個別施設計画										
	● 愛南町国土強靱化地域計画										
● 愛南町過疎地域持続的発展計画											
● 愛南町辺地総合整備計画											
豊かな心と文化を 育むためのひとづくり	● 愛南町教育振興に関する大綱										
	● 愛南町社会教育基本方針										
	● 第3次愛南町男女共同参画推進計画										
		単年度単位・毎年度更新									

第2章 計画策定の背景

第1節 社会環境の変化及び時代潮流

1 人口減少社会への移行と少子高齢化の進行

日本の総人口は、平成20年をピークに減少に転じており、令和42年の総人口は約9,300万人まで減少すると国の推計では見通されています。また、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合も高く、世界的に見ても空前の速度と規模で高齢化が進行しています。

未婚化・晩婚化や女性の社会進出、ライフスタイルや価値観の多様化などを背景とした少子化と健康志向や医療技術の進歩などによる高齢化の進行が、労働力の減少や経済活力の低下をもたらす一方で、年金や医療、介護などの社会保障費が増加し、社会経済構造へ深刻な影響を与えています。

このため、安心して子どもを産み育てられる環境の充実、安定した雇用環境の確保、健康寿命の延伸に向けた取組や地域で支え合う仕組みの構築など、人口減少や少子高齢化の進行をできる限り緩やかにしていくための対応が求められます。

2 安全・安心に対する意識の高まりと生活での実践

平成23年の東日本大震災、相次ぐ自然災害（台風、豪雨等）、令和2年の新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、安全・安心に対する意識がさらに高くなっています。

地震や台風、豪雨等の自然災害だけでなく、未知の感染症、食の安全、防犯、消費者問題、子どもを取り巻く環境等、社会生活全般に対して安全・安心を確保する対策が求められています。

地域の安全・安心を支える住民同士のつながりや共助の取組に加えて、新しい生活様式の実践の必要性も高まっています。

3 誰もが活躍し続けられ、多様性が認められる社会へ

長寿社会の進展による人生100年時代が予測されるとともに、経済環境や就業意識の変化により働き方の多様化も進んでいます。そのような社会において、全ての人々が活躍し続けられ、安心して暮らせる社会づくりが重要な課題となっています。その実現に向けて、雇用・就業ルールの変更、長時間労働の是正、子育てや介護をしながらの就労環境の整備、社会人の学び直しなどが推進されています。

また、性差別、性同一性障害等の性的マイノリティへの対応、職場や家庭でのハラスメント防止など、多様性や人権を認める価値観での暮らし方、接し方をしていく必要があります。日本人だけでなく、留学や技能実習等の資格で在留する外国人が地域社会において支障なく生活していける多文化共生のまちづくりが求められています。

4 社会資本のあり方の見直し

高度経済成長期に整備された多くの公共建築物（ハコモノ）や道路、橋梁、公園、下水道などの社会資本（インフラを含む公共施設等）が一斉にその更新時期を迎えつつあります。

今後、厳しい財政状況が続くなか多額の費用負担に対処するため、地方公共団体には人口減少等により予想される将来需要の変化を考慮し、長期的な視点で計画的な維持管理を行うことが必要とされています。そのため、国は、地方公共団体に「公共施設等総合管理計画」に基づく個別施策計画の策定と推進を求めています。

5 情報技術による生活革新～ Society5.0 ～

パソコン、携帯電話、スマートフォン、AI（人工知能）、GPS（位置情報システム）等の情報通信技術が飛躍的に発展し、人々の生活に浸透したことにより、コミュニケーションや情報発信・取得において利便性が向上しています。

それらを単に個人として利用するのではなく、仕事や学校教育、社会全体での利用促進を本格化させ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく人間中心の豊かな社会（Society5.0）を実現する取組が進められています。そのために、ビッグデータとして、公共情報の提供や民間情報との連携を進めることも必要となります。

一方で、人と人とのつながりの変化、犯罪形態の変化、子どもの生活や発達への影響、年齢や環境による情報量の格差など、新たな問題も生じており、行政としての対応の必要性が増しています。

6 環境問題の深刻化と持続可能社会への取組

地球規模での環境問題が深刻化しており、気候変動への全世界での対策が求められ、各地域や個人でも、環境問題への意識を高め、地球環境に配慮した取組を進めることが求められます。

国では、令和2（2020）年10月に2050年までにカーボンニュートラル（温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする）による脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しています。

さらに、環境問題を包含した地球全体の持続可能性を保つために、国際連合では、17のゴール・169のターゲットから構成されたSDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））を設定し、多くの国、企業、地方公共団体が取組を開始しています。

7 経済再生に向けた取組の模索

日本は、経済指標的には景気の良い状態が長く持続していましたが、平成30年後半から景気後退となりました。それに加え、令和2年前半からの新型コロナウイルス感染症の世界的流行で、リーマン・ショックを凌ぐ100年に一度ともいわれる規模の経済悪化を迎えるに至りました。

初めての緊急事態宣言の影響で、休業を余儀なくされた事業者の事業継続や再生への取組が模索されています。しかし、感染の収束が見えないなかで先行きの不透明感が否めない状況です。

また、これらの経済悪化により生じた教育格差の是正、収入減世帯の生活確保や自立に向けた支援などの個人への対応も重要となります。

8 地方行政の役割の変化

地方行政は、戦後の高度成長を背景として基盤整備を中心としていた時代から、心の豊かさを求める時代となり、「人づくり」を含めたまちづくりへ、その役割が変化してきました。

住民ニーズが多様化・高度化し、行政サービスへの期待はより高くなっています。また、これまで地方分権や行政改革が進められてきましたが、今後はさらに、人口減少の克服のため、結婚や出産の希望の実現、地域での雇用拡大等、地方創生に向けた取組が求められています。

加えて、住民の参画と住民と行政の協働による地域性を活かしたまちづくりが必要となっています。

第2節 愛南町の概況

愛南町は、愛媛県の最南端に位置し、東西28.7km、南北18.3km、総面積238.99km²の町で、北は宇和島市と接し、内陸部で四国山脈から分岐した篠山山脈を望み、南は宿毛市と接し、海岸部で太平洋に面しています。

四国山脈の森林地帯から流れる僧都川の流域に平野部が開け、市街地を形成していますが、海岸部では美しい景観のリアス式海岸が形成され、「足摺宇和海国立公園」に指定されています。

このように、山や海に囲まれ、自然環境に恵まれた愛南町は、宇和海海域公園や南予レクリエーション都市公園などの豊富な観光資源を擁しています。

産業は、まき網漁や一本釣り漁の漁船漁業とブリ・タイ・真珠母貝等の養殖漁業による水産業及び河内晩柑・甘夏等の柑橘農業が盛んですが、特に、水産業は日本有数の生産基地となっています。

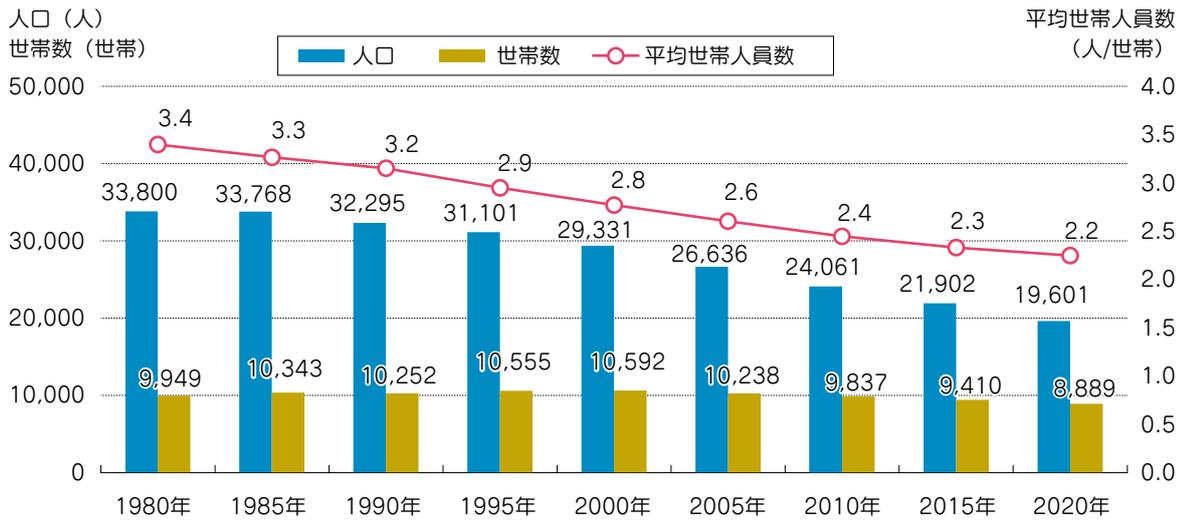


第3節 人口・世帯数の推移

令和2（2020）年の愛南町の人口は19,601人であり、世帯数は8,889世帯、1世帯あたり人員は2.2人となっています。平成27（2015）年との比較では、人口は約2,300人減少、世帯数は約500世帯減少しました。

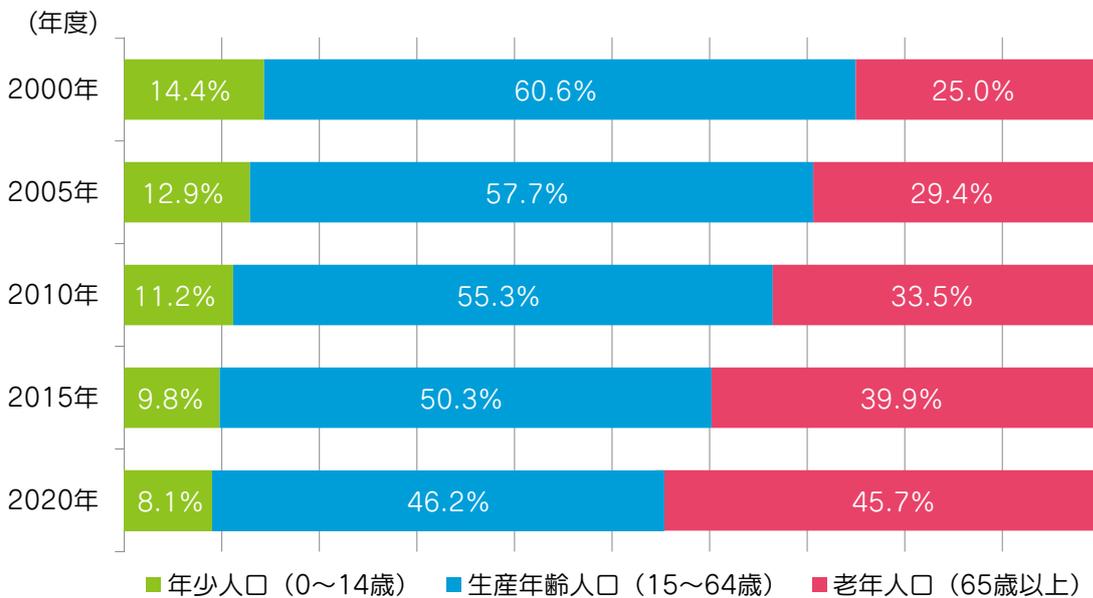
令和2（2020）年の年齢3区分の人口構成では、年少人口（0～14歳）が8.1%、生産年齢人口（15～64歳）が46.2%、老年人口（65歳以上）が45.7%という状況になっています。65歳以上の高齢者割合が40%を超え、2人に1人が高齢者という社会が目前に迫っています。

■人口と世帯数



出典：国勢調査（総務省統計局）

■年齢3区分人口構成の推移



出典：国勢調査（総務省統計局）

第4節 人口動態の概況

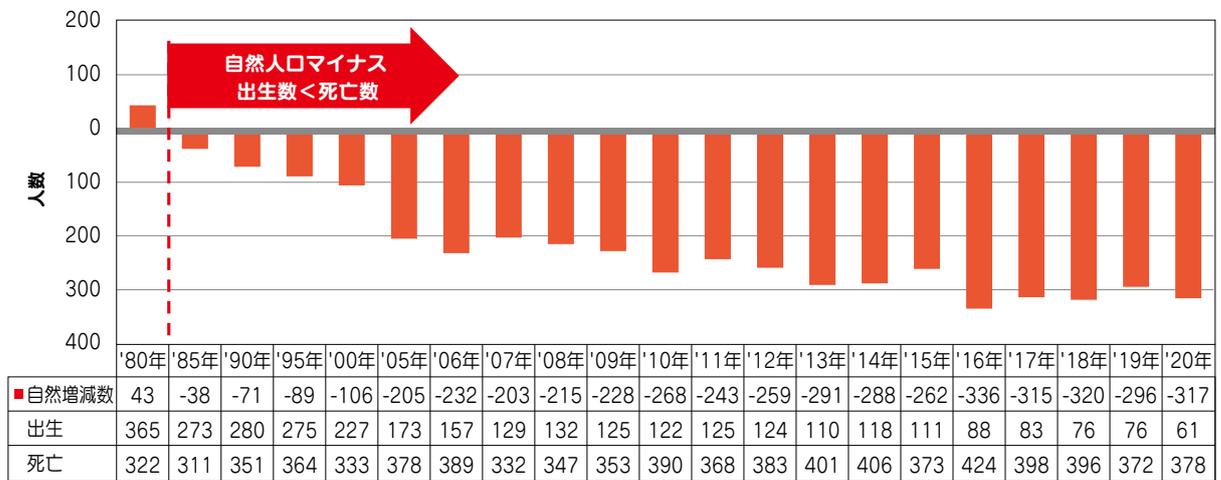
愛南町の自然人口（出生数と死亡者数の差）及び社会人口（転入数と転出数の差）は、令和2（2020）年現時点では、両人口ともマイナス（減少）傾向となっています。

愛南町の人口は、長い間、転出超過による社会人口減の影響が大きい状況でしたが、平成21（2009）年以降、死亡者超過による自然人口減の影響が大きくなっています。

自然人口については、昭和55（1980）年までは、出生数が死亡数を上回っていましたが、昭和60（1985）年以降、死亡数が出生者数を上回り自然人口がマイナスになっています。本町の自然人口減少は、出生数減少、高齢化の進展による死亡数増加の双方によるものです。

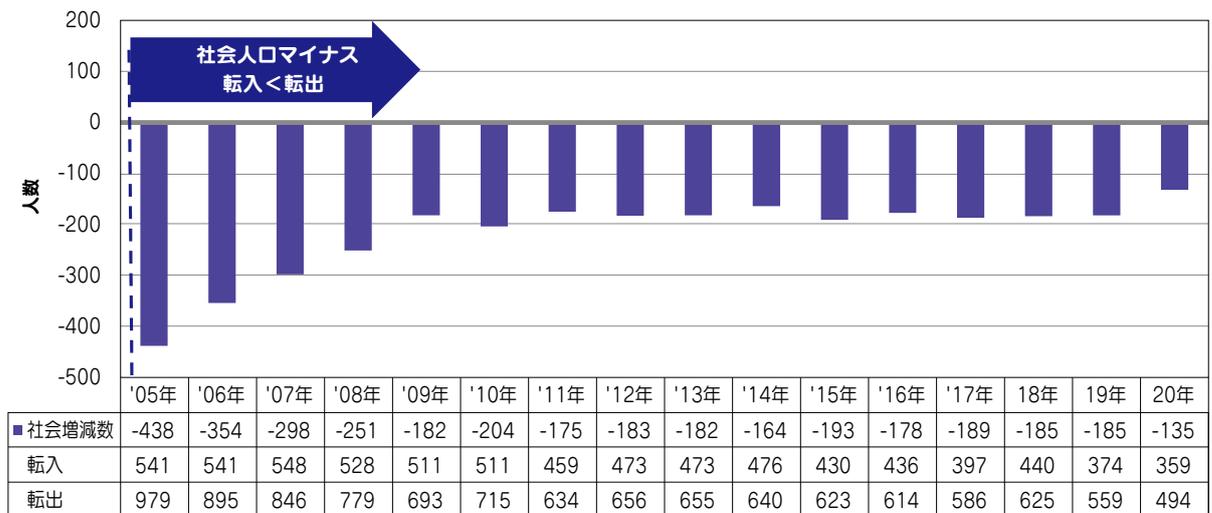
社会人口については、戦後、転出傾向が続いています。平成21（2009）年以降、転出数が横ばい傾向となっています。その理由としては、転出世代である15歳～30歳の人口の絶対数が少なくなっていることが推測され、転出が止まったわけではないと考えられます。

■自然人口推移（出生－死亡）



出典：住民基本台帳（愛南町）

■社会人口推移（転入－転出）



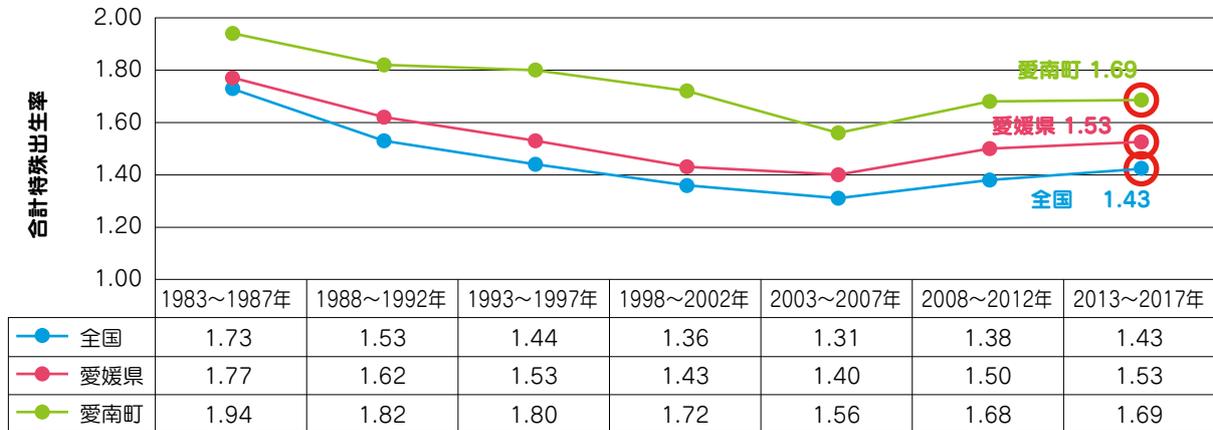
出典：住民基本台帳（愛南町）

第5節 自然人口（出生）に影響を与える要因

1. 合計特殊出生率

愛南町の合計特殊出生率（15～49歳までの女性が一生の間に産む子ども数）は、全国、愛媛県より高い状況が続いており、平成25-29（2013～2017）年平均で1.69となっています。

■合計特殊出生率の推移

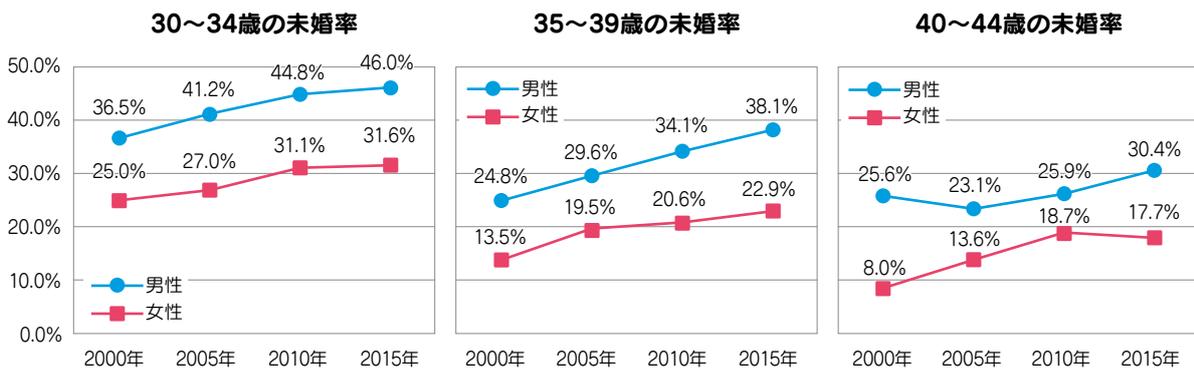


※2003～2007年以前は5町村の平均値
出典：人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

2. 未婚率

愛南町の未婚率は、上昇傾向にあります。30代前半で男性2人に1人（約50%）が未婚、女性は3人に1人（約30%）が未婚の状況です。30代後半で男性は約4割、女性は2割が未婚となっています。40代前半で男性が3割、女性の2割が未婚の状況です。

■未婚率の推移



出典：国勢調査（総務省統計局）

第6節 社会人口（転入・転出）に影響を与える要因

1. 県内・県外の転出入傾向（5年累計）

愛南町の県内・県外の転出入動向では、県内・県外の転出入比率は約50:50となっています。県内移動は転出超過（▲532人）、県外移動は転出超過（▲340人）となっています。

■県内・県外の転出入動向（平成28（2016）年～令和2（2020）年の5年累計）

	転入		転出		転入-転出
	人数	構成比	人数	構成比	
県内	949	47.3%	1,481	51.5%	▲ 532
県外	1,057	52.7%	1,397	48.5%	▲ 340
合計	2,006	100%	2,878	100%	▲ 872

出典：住民基本台帳（愛南町）

2. 県内での転出入先傾向（5年累計）

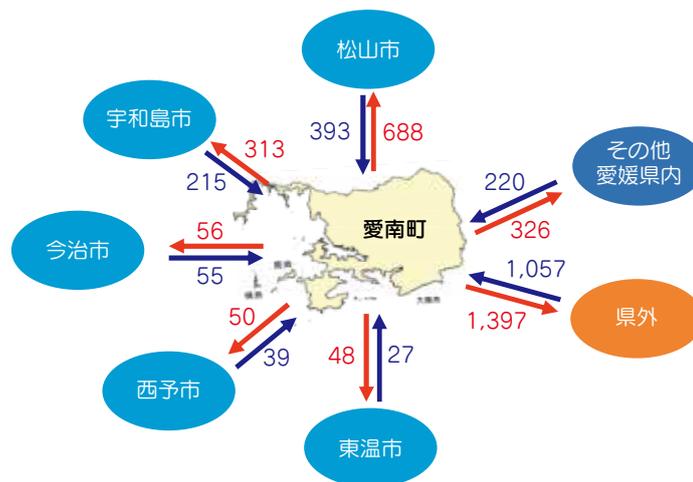
県内移動では、松山市、宇和島市の2市で約7割を占めていることが大きな特徴です。

転入超過となる県内自治体は、上島町（9人/5年）、伊方町（2人/5年）、久万高原町（1人/5年）となっています。

転出超過となる県内自治体は、松山市（▲295人/5年）、宇和島市（▲98人/5年）が他自治体と大きく差をつけ上位となっており、続いて四国中央市、東温市となっています。

なお、松山市からの転入転出には県職員等の転勤が含まれていることにも留意が必要です。

■近隣市町との転出入先動向（平成28（2016）年～令和2（2020）年の5年累計）



(転入総数)	1位 松山市	2位 宇和島市	3位 今治市
(転出総数)	1位 松山市	2位 宇和島市	3位 今治市
(転入超過数)	1位 上島町（9人/5年）	2位 伊方町（2人/5年）	

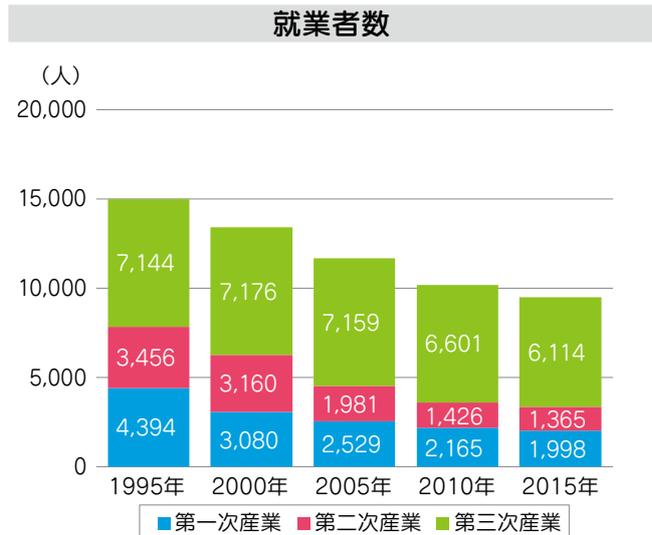
出典：住民基本台帳

第7節 産業の現状

1. 就業者数の推移

町内の就業者数は、一貫して減少傾向にあり、平成27(2015)年では1万人を下回っています。

20年間で比較すると、第1次産業が5割以上減少、第2次産業が約6割の減少、第3次産業は約15%の減少となり、約5,000人の就業者が減少しています。

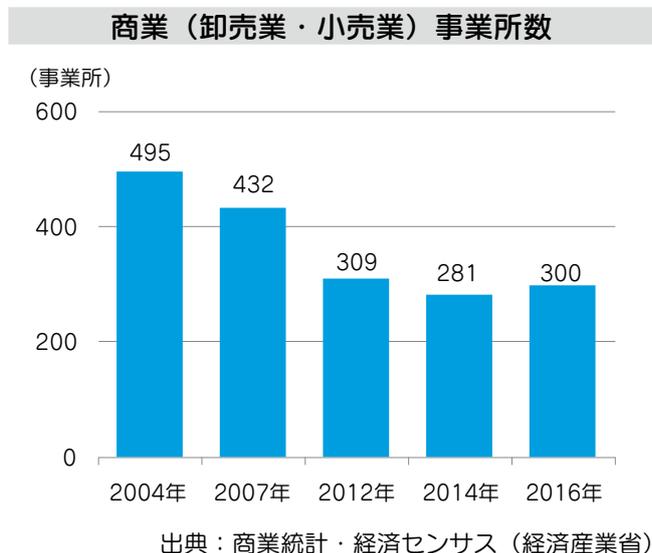


出典：国勢調査※分類不能を除く（総務省統計局）

2. 商業（卸売業・小売業）事業所数の推移

町内の商業（卸売業・小売業）事業所数は、平成26(2014)年まで減少傾向にありましたが、平成28(2016)年は300事業所と増加しています。

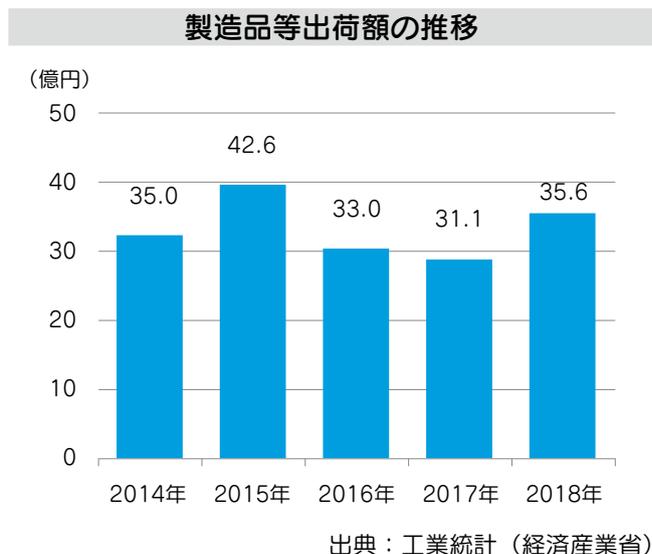
平成28(2016)年の事業所内訳と販売額は、卸売業が38事業所で55億円、小売業が262事業所で196億円となっています。



出典：商業統計・経済センサス（経済産業省）

3. 製造品等出荷額の推移

町内の製造品等出荷額は、平成27(2015)年は40億円を超えていますが、過去5回の調査では、30億円台を推移しています。



出典：工業統計（経済産業省）

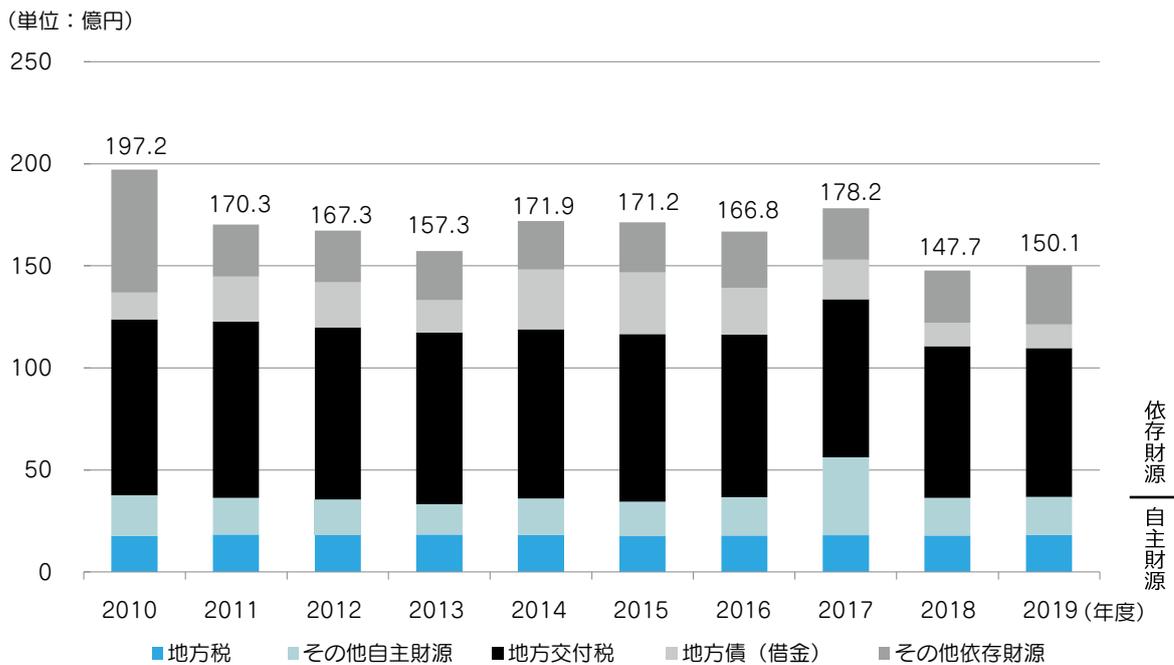
第8節 財政の状況

1. 歳入・歳出額の推移

令和元（2019）年度の歳入額は、約150億円で5年前より20億円減少しています。減額の主要因は、地方交付税▲9億円、地方債▲18億円です。地方税、自主財源等は7億円の増加となっています。

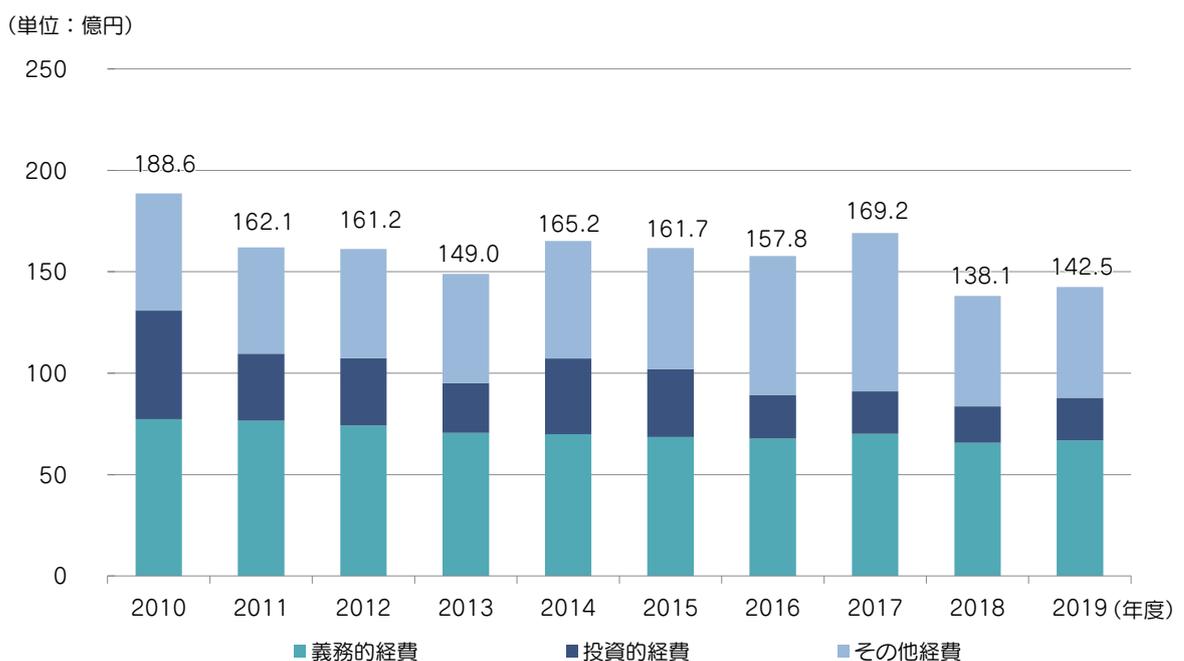
令和元（2019）年度の歳出額は、約142億円で、歳入額に合わせ5年前より20億円減少しています。減額の内訳は、人件費、維持補修費、公債費です。増額要素は、扶助費、補助費となっています。

■歳入総額（内訳別）の推移



出典：財政状況資料集（総務省）

■歳出総額（普通会計）の推移



出典：財政状況資料集（総務省）

2. 財政分析比較

主な財政指標の特徴としては、「実質公債費比率」は10年前(2011年度)の12.8%からは大幅に減少、「将来負担比率」も大幅な低下により、将来の財政健全化を進めています。

他方、「人口千人当たり職員数」「経常収支比率」「人口1人当たり人件費・物件費決算額」は、類似団体平均、愛媛県平均を上回っています。

■市町村財政比較分析表（令和元年度普通会計決算）

令和元年度	単位	類似団体 5自治体内順位	愛南町	類似団体 内平均	愛媛県 平均
財政力指数		5	0.22	0.37	0.43
経常収支比率	%	4	97.2	95.1	89.5
人口1人当たり人件費・物件費等決算額	円	5	223,728	180,601	130,467
将来負担比率	%	1	0.0	23.2	37.1
実質公債費比率	%	2	7.2	9.8	7.6
人口千人当たり職員数	人	5	16.36	11.29	7.89
ラスパイレス指数		1	91.4	95.7	96.4

出典：財政状況資料集（総務省）

【参考】財政健全化4指標の推移

(単位：%)

調査年度	実質公債費比率	将来負担比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率
2015年度	7.5	14	***	***
2016年度	6.3	9.5	***	***
2017年度	6.1	6.3	***	***
2018年度	6.4	0.2	***	***
2019年度	7.2	***	***	***
早期健全化基準	25	350	13.47	18.47
財政再生基準	35		20	30

用語解説

○財政力（財政力指数）

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

○財政構造の弾力性（経常収支比率）

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、経常的経費（人件費、扶助費、公債費等）に、地方税、普通交付税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

○将来負担の状況（将来負担比率）

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

○収入に占める借金返済割合（実質公債費負担比率）

自治体の収入に対する借金返済の割合を示します。通常、3年間の平均値を使用します。18%以上では、新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要となり、25%以上では借金を制限されます。

○定員管理の状況（人口千人当たり職員数）

人口千人当たりの町の職員数であり、一般的に数値が小さいほど効率的な行政経営がされているといえます。

○給与水準（ラスパイレス指数）

地方公務員の給与水準を表すもので、国家公務員行政職（一）職員の俸給を100とした場合の地方公務員一般行政職職員の給与の水準を指します。

○実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

○連結実質赤字比率

公営事業会計を含めた全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

第9節 町民の意識

町民意識調査の集計方法

2013年、2017年…………… 単純集計

2021年…………… ウェイトバック集計（※1）

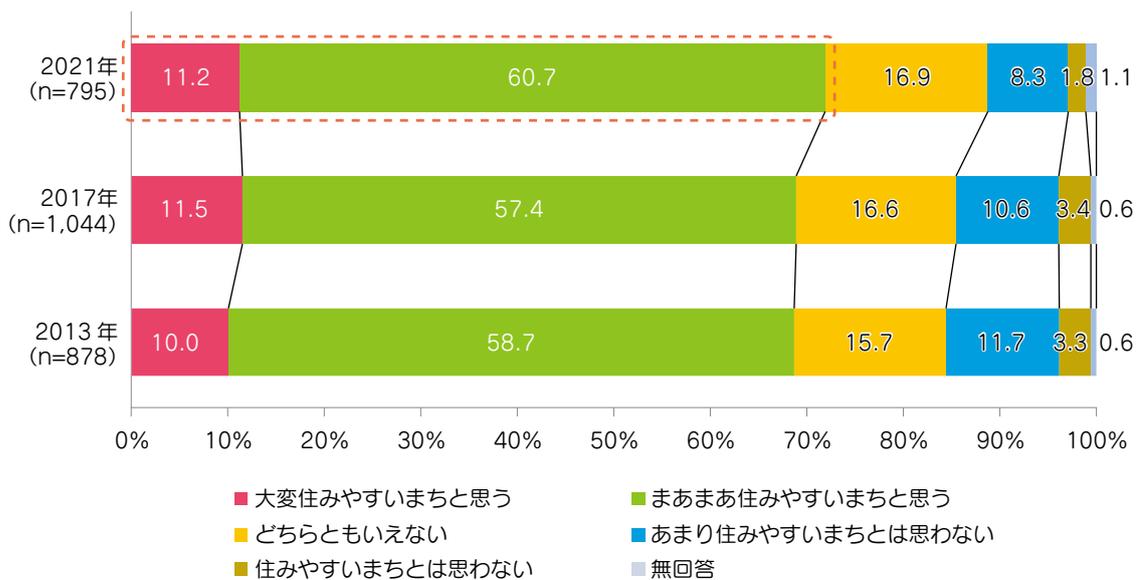
※1 回収された標本（調査票）を母集団の構成（愛南町の年齢別人口構成）に合わせて集計する方法。母集団と回収標本の構成比が異なる場合に、年代別の票に重みづけを行い、町全体の年代別の意見としての妥当性を確保する

1. 住みやすさと定住意向

<住みやすさ>

愛南町の住みやすさについては、「まあまあ住みやすいまちと思う」が60.7%と最も多く、「大変住みやすいまちと思う」11.2%と合わせると、71.9%の町民が住みやすいまちと回答しています。

- ◆性別 : 差異なし
- ◆年齢別 : 40～49歳は住みやすさが低い
- ◆居住年数: 11～20年目は住みやすさが低い
- ◆地域別 : 旧西海町に「どちらともいえない」の回答が多い

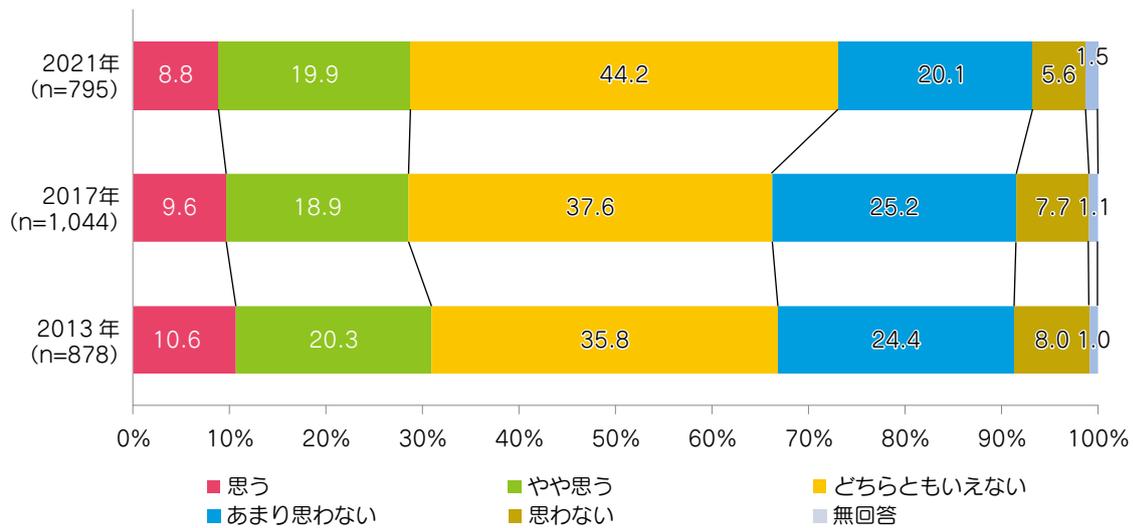


出典：愛南町まちづくり住民アンケート

<住みやすさ（5～10年前との比較）>

5～10年前と比べて愛南町が住みやすくなったかの問いについては、「思う」が8.8%、「やや思う」が19.9%で、28.7%は5～10年前より町民が住みやすくなったと回答しています。

- ◆性別：差異なし
- ◆年齢別：18～29歳に「わからない」の回答が多い
60～69歳に「あまり思わない」の回答が多い
- ◆居住年数：5年以内の方に「わからない」の回答が多い
- ◆地域別：旧西海町に「あまり思わない」の回答が多い

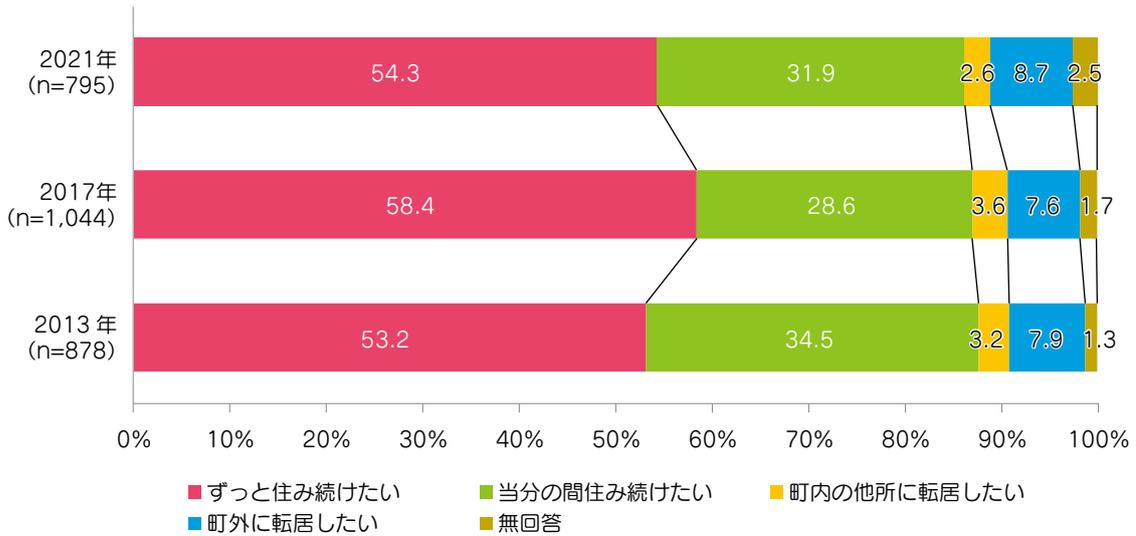


出典：愛南町まちづくり住民アンケート

<定住意向>

愛南町への定住意向では、「ずっと住み続けたい」が54.3%、「当分の間住み続けたい」が31.9%で、86.2%の方が定住意向となっています。住み続けたい理由としては、「住み慣れているから」が74.7%、次に「自然が豊かだから」が26.2%と続きます。

- ◆性別 : 差異なし
- ◆年齢別 : 18～29歳に「町外に転居したい」が20.4%
- ◆居住年数: 5年以内の方に「町外に転居したい」が18.9%
11～20年目の方に「町外に転居したい」が27.9%
- ◆地域別 : 旧西海町に「町内の他所に転居したい」が7.4%



出典：愛南町まちづくり住民アンケート

転居したい理由の上位は、「病院・医療機関が少なく不安だから」44.8%、「災害が心配だから」24.4%、「町内の仕事の場が少ないから」23.1%となっています。

他市他県への転出の原因の上位は、「希望する仕事がないから」55.7%、「町にある仕事では収入が低いから」13.3%、「まちに魅力がないから」5.2%となっています。

転居したい理由(2つまで選択)

病院・医療機関が少なく不安だから	44.8%
災害(地震、津波、大雨)が心配だから	24.4%
町内の仕事(雇用)の場が少ないから	23.1%
買い物等の日常生活が不便だから	17.0%
レジャー(娯楽施設)が少ないから	15.6%
地元(前住居地、出生地)に戻りたいから	14.2%
通勤・通学に不便(遠い)だから	10.5%
地域の行事や近所づきあいが面倒だから	9.8%
その他	9.3%
住居や家賃で適当な物件がないから	7.7%
もっとにぎやかなまちに住みたいから	5.5%
教育環境に不満があるから	2.9%
福祉・介護サービスが充実していないから	2.5%
子育て環境に不満があるから	2.5%
無回答	0.6%

他市他県への転出の原因

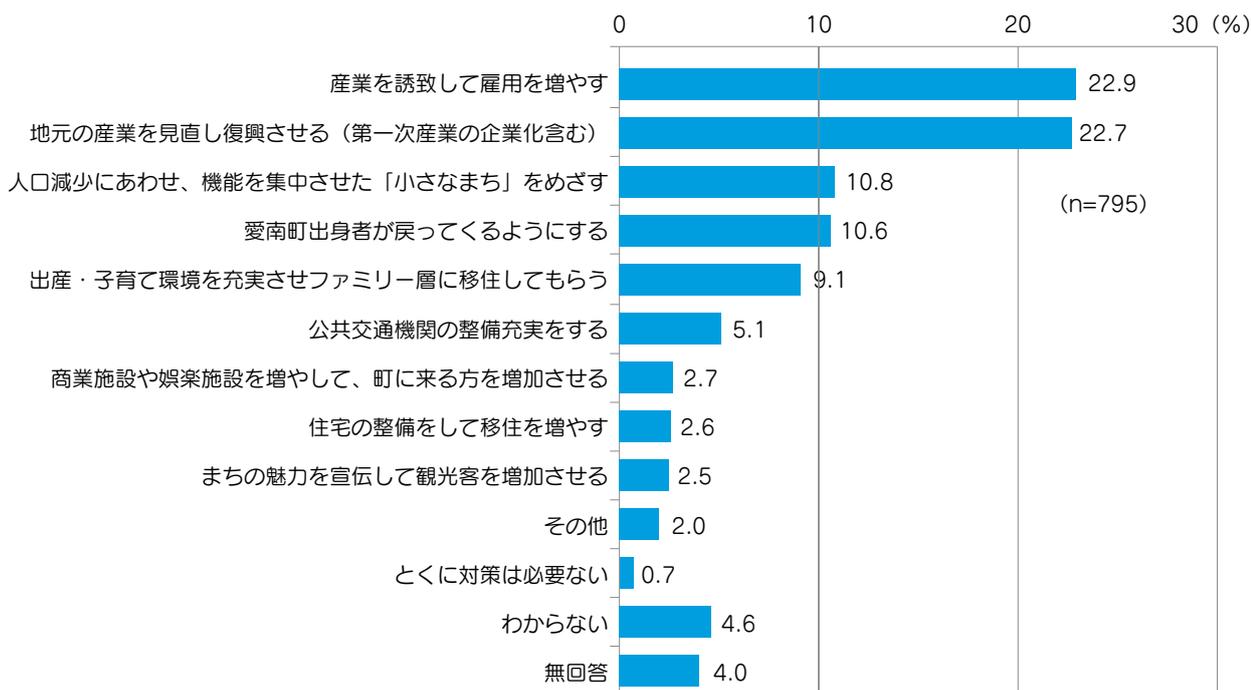
希望する仕事がないから	55.7%
町にある仕事では、収入が低いから	13.3%
まちに魅力がないから	5.2%
都会へのあこがれ	5.2%
公共交通機関が不便だから	4.1%
福祉や医療が不安だから	3.2%
商業施設が少ないから	2.2%
教育環境が整っていないから	1.6%
災害(津波、大雨、地震)が心配だから	1.5%
娯楽が少ないから	1.5%
子育て環境が充実していないから	1.3%
その他	1.2%
無回答	4.1%

出典：愛南町まちづくり住民アンケート(2021年度)

<人口減少社会への対応策>

愛南町の人口減少社会への対応策の上位項目は、「産業を誘致して雇用を増やす」が22.9%、「地元の産業を見直し復興させる（第1次産業の企業化含む）」が22.7%、「人口減少にあわせ、機能を集中させた『小さなまち』をめざす」が10.8%となっています。

- ◆性別 : 差異なし
- ◆年齢別 : 30～39歳「出産・子育て環境の充実によるファミリー層移住」が多い
- ◆居住年数: 5年以内の方に「出産・子育て環境の充実によるファミリー層移住」が多い
- ◆地域別 : 旧御荘町、旧内海村に「出産・子育て環境の充実によるファミリー層移住」が多い

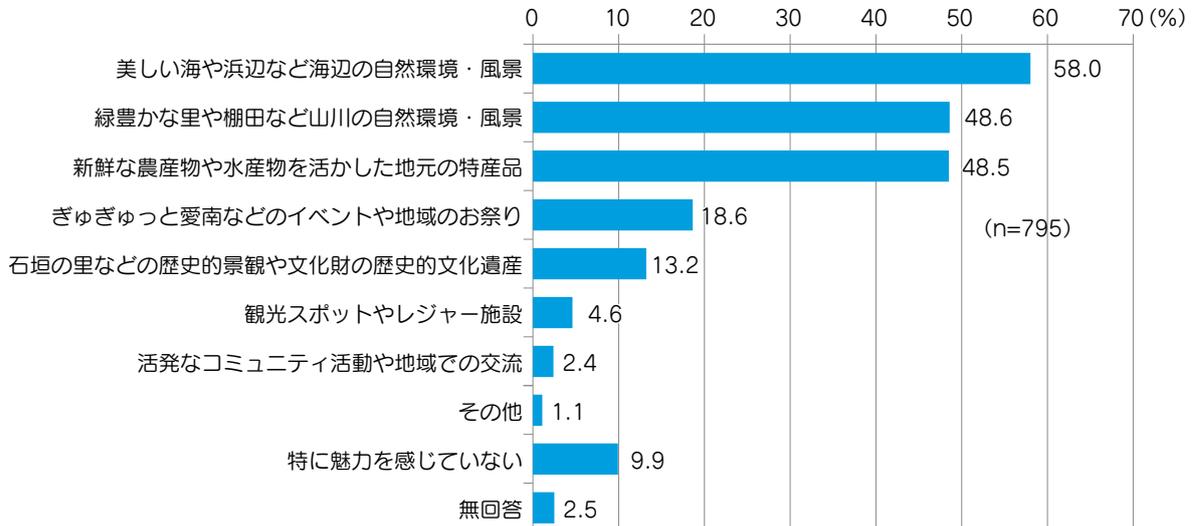


出典：愛南町まちづくり住民アンケート（2021年度）

2. まちの魅力と方向性

<まちの魅力>

愛南町の魅力として、「美しい海や浜辺など海辺の自然環境・風景」58.0%、「緑豊かな里や棚田など山川の自然環境・風景」48.6%、「新鮮な農産物や水産物を活かした地元の特産品」48.5%で上位項目となっています。



出典：愛南町まちづくり住民アンケート（2021年度）

<まちづくりの姿（キーワード）>

愛南町のまちづくりの姿のキーワードとしては、「自然が豊か」40.9%、「暮らしやすい」30.5%、「安全安心」29.5%、「海や山を活かす」29.3%が上位項目となっています。

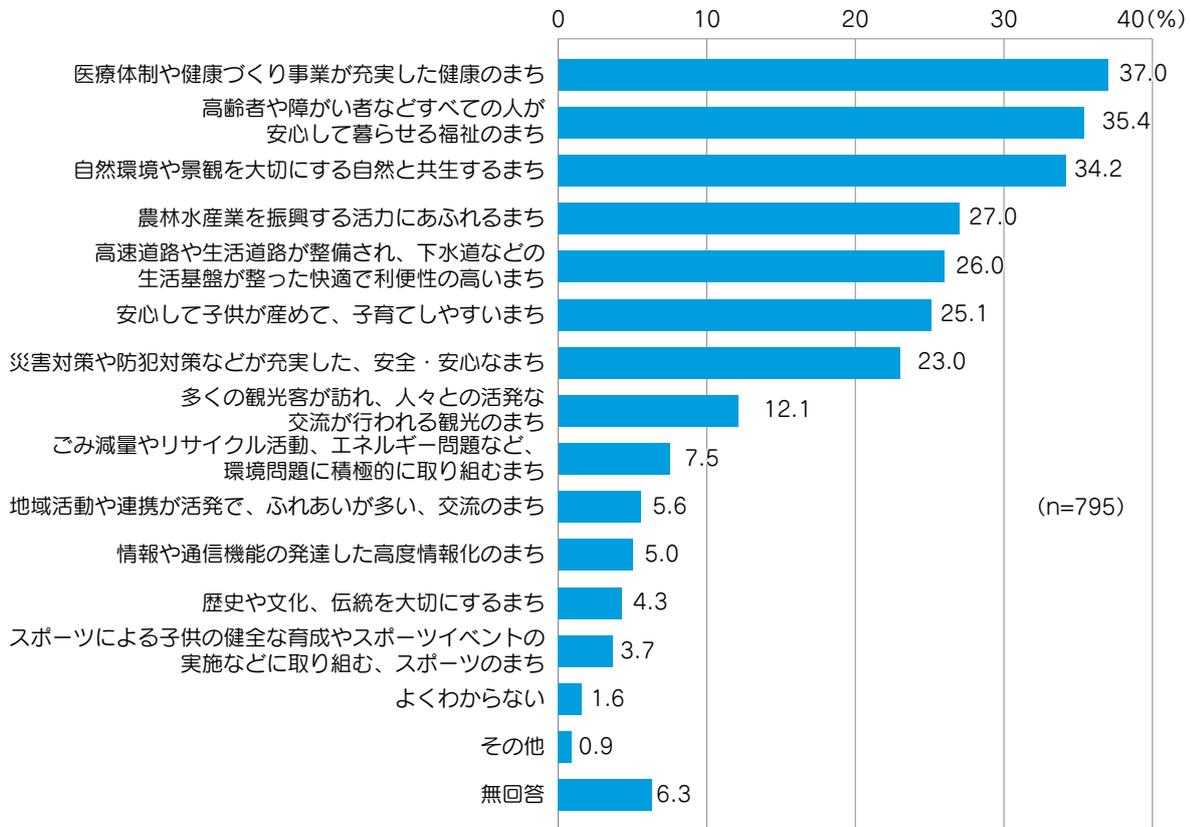
自然が豊か	40.9%	ゆるやかなつながり	5.0%
暮らしやすい	30.5%	にぎわい・交流	4.8%
安全安心	29.5%	元気・すこやか	4.6%
海や山を活かす	29.3%	多様な人と仲良く	3.9%
のんびり・ゆったり	16.5%	持続可能な	3.8%
人にやさしい	13.8%	歴史・文化・ふるさと	3.5%
産業が盛ん	12.6%	価値・魅力ある	3.0%
一緒に・支えあう	12.3%	ぼかぼか・陽だまり	2.3%
静か・やすらぎ	11.3%	ふれあう	2.3%
良い住宅環境	9.8%	明るい・いきいき	1.8%
子どもたちが輝く	9.3%	国際的な	0.9%
未来・希望	7.0%	無回答	2.1%
はぐくむ・育てる	5.6%		

出典：愛南町まちづくり住民アンケート（2021年度）

<将来の姿（イメージ）>

愛南町の将来の姿のイメージは、全体では「健康のまち」「福祉のまち」「自然と共生するまち」が30%以上を占め、上位となっています。

30歳代では、「子育てしやすいまち」が43.4%と1位となっています。



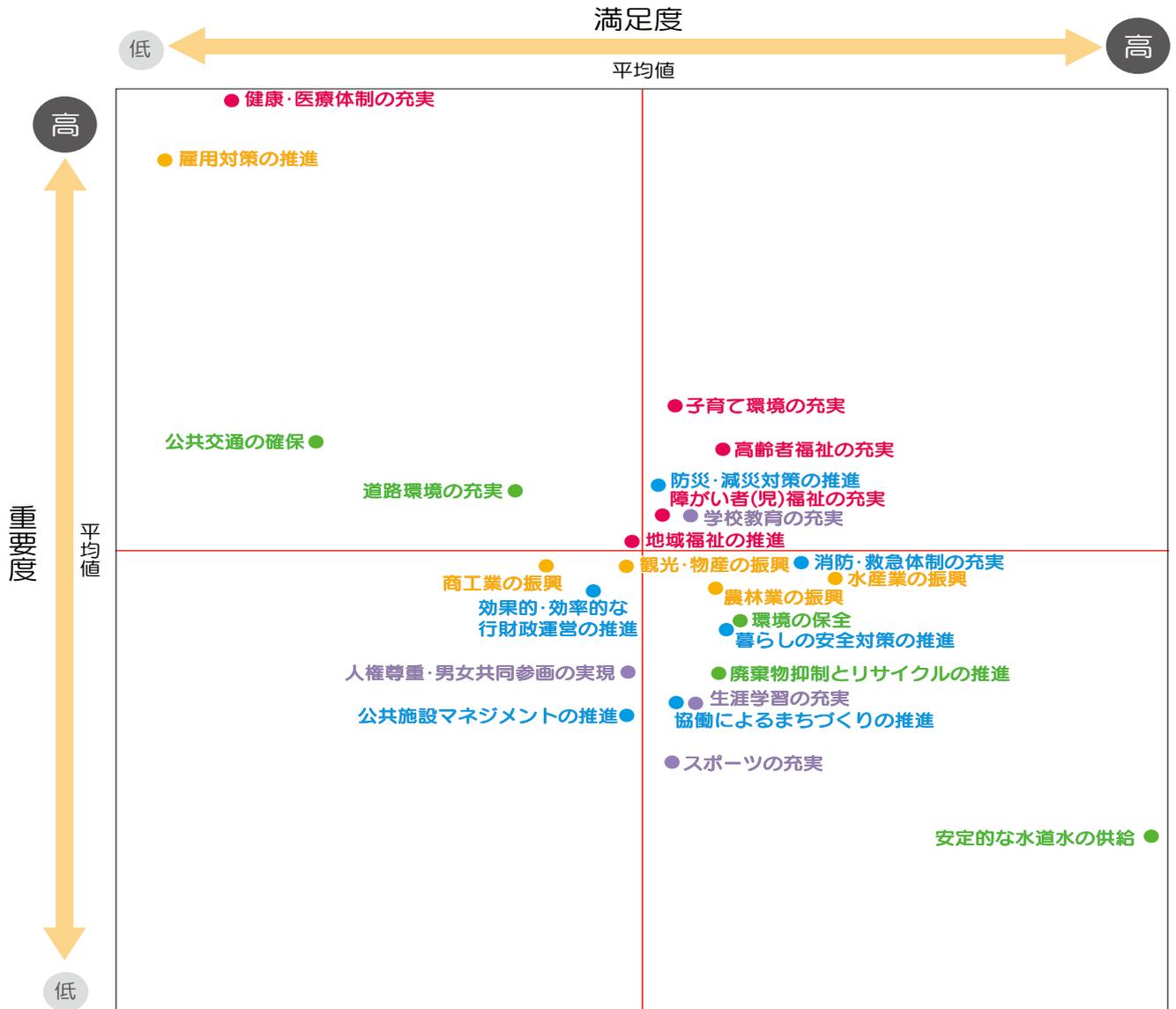
出典：愛南町まちづくり住民アンケート（2021年度）

3. まちづくり分野別の満足度・重要度

まちづくり25分野について、5段階による満足度・重要度の分布は、下図のとおりです。

「健康・医療」「雇用対策」「公共交通」「道路環境」は、重要度が高いにもかかわらず満足度が低い評価となっています。

※まちづくりの25分野は、第2次愛南町総合計画の施策単位によるものです。



出典：愛南町まちづくり住民アンケート（2021年度）

【分布図の作成に当たって】

満足度は、「満足である」+ 5点、「どちらかといえば満足である」+ 4点、「普通」+ 3点、「どちらかといえば不満である」+ 2点、「不満である」+ 1点としています。

重要度も同様に「力を入れてほしい」+ 5点、「できれば力を入れてほしい」+ 4点、「普通」+ 3点、「あまり力を入れる必要はない」+ 2点、「力を入れる必要はない」+ 1点としています。

■施策別満足度の推移

「安定的な水道水の供給（旧：上水道）」「消防救急体制の充実（旧：消防・救急）」の満足度について、過去3回の調査で、常に上位に位置しています。

平成29（2017）年との比較では、「暮らしの安全対策の推進」が8位から5位に向上しました。

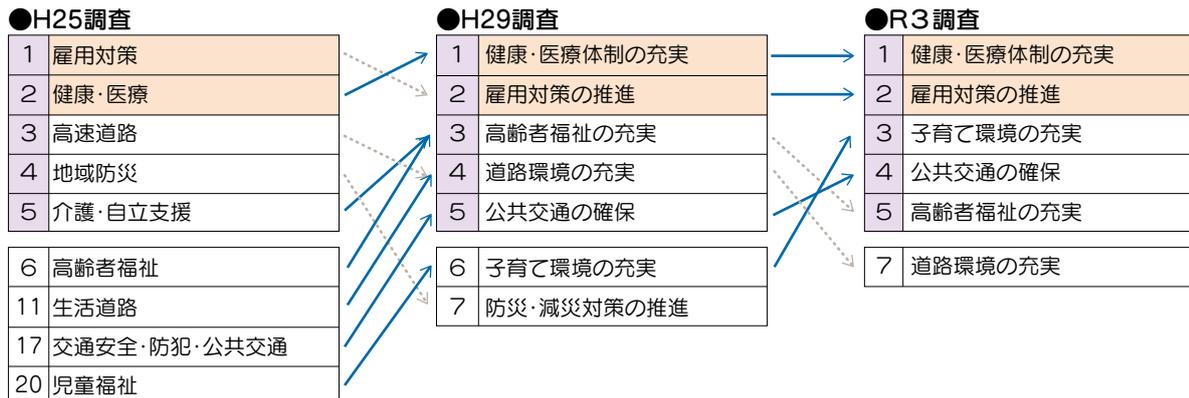


出典：愛南町まちづくり住民アンケート

■施策別重要度の動向

「雇用対策の推進（旧：雇用対策）」「健康・医療体制の充実（旧：健康・医療）」は、過去3回の調査で常に上位に位置しています。

平成29（2017）年との比較では、「道路環境の充実」が低下し、「子育て環境の充実」が6位から3位となりました。



出典：愛南町まちづくり住民アンケート

※本節で明らかにした町民意識は、令和3年5月に町民2,000人を対象に実施した、まちの住みやすさや施策に対する満足度等を把握するためのアンケート調査結果に基づいています。

第10節 人口の将来展望

1. 人口の将来展望

愛南町の人口の将来展望にあたっては、最新の国勢調査（平成27（2015）年）結果に基づく国（社人研）の人口推計結果を踏まえ、時点修正を行いました。

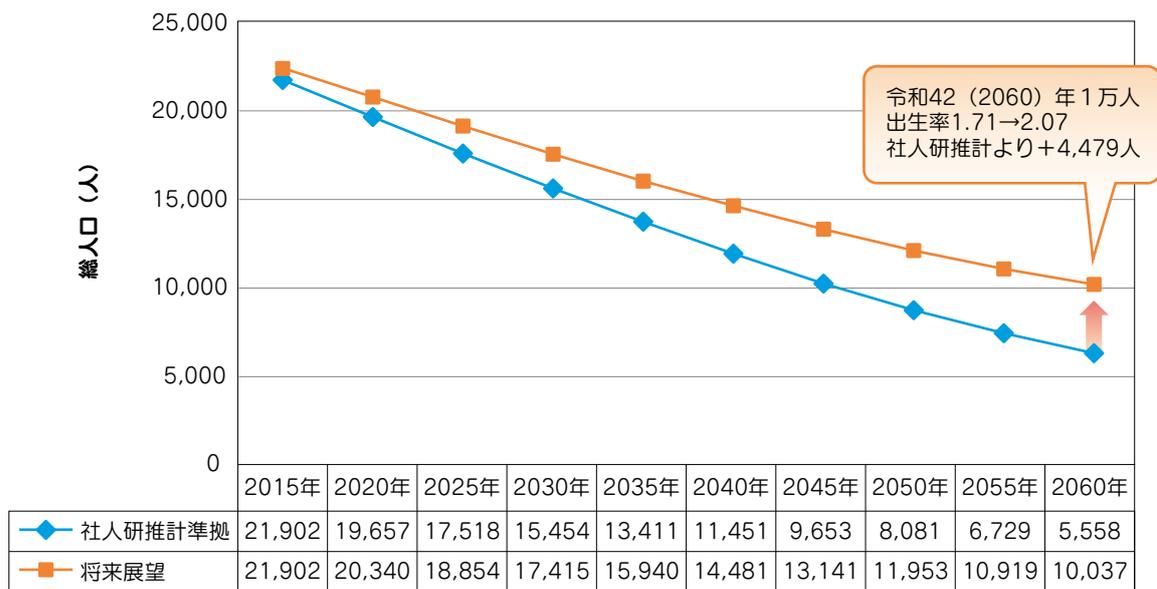
時点修正にあたっては、平成27（2015）年度に策定した愛南町の人口展望で示した令和22（2040）年14,644人と同規模の人口を維持することを前提としました。

最新の国（社人研）の人口推計結果では、前回よりも人口減少のスピードが速くなっており、平成27（2015）年度の人口展望である令和22（2040）年 14,500人規模を目指すためには、転入増加率及び転出抑制率や合計特殊出生率を向上させる必要があります。

■人口の将来展望

		令和22（2040）年	令和42（2060）年
令和元年度設定 （2019）	町の人口展望	14,481人	10,037人
	国（社人研）推計	11,451人	5,558人
平成27年度設定 （2015）	町の人口展望	14,644人	10,202人
	国（社人研）推計	11,942人	6,333人

■愛南町の人口推移と将来展望（令和元（2019）年度）



■愛南町における人口の将来展望と国（社人研）との差異

令和元（2019）年度設定	・ ・ ・ ・ 令和22（2040）年	+3,030人
	・ ・ ・ ・ 令和42（2060）年	+4,479人
平成27（2015）年度設定	・ ・ ・ ・ 令和22（2040）年	+2,702人
	・ ・ ・ ・ 令和42（2060）年	+3,869人

■人口の将来展望に関する仮定値（条件）

①合計特殊出生率

愛南町の現実的に持てそうな子ども数を準拠しつつ、国の長期目標2.07を目標として設定

※愛南町 理想子ども数 2.32人 現実に持てそうな子ども数 1.77人(平成27(2015)年度調査)

令和元（2019）年度 設定時

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年以降
	1.82	1.87	1.92	1.97	2.02	2.07

平成27（2015）年度 設定時

2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年以降
1.68	1.71	1.74	1.77	1.80	1.94	2.07

②移動率（転出入）

	転入超過となっている世代の純移動率	転出超過となっている世代の純移動率
令和元（2019）年度 設定時点	40%上昇	45%低下
平成27（2015）年度 設定時点	35%上昇	40%低下

■将来展望における年齢3区分人口（令和元（2019）年度）

区分	2015年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
総人口	21,902	20,340	17,415	14,481	11,953	10,037
年少人口	2,137	1,889	1,733	1,565	1,476	1,252
（0～14歳）	9.8%	9.3%	10.0%	10.8%	12.3%	12.5%
生産年齢人口	11,036	9,404	7,436	6,081	5,333	5,141
（15～64歳）	50.4%	46.2%	42.7%	42.0%	44.6%	51.2%
老年人口	8,729	9,047	8,245	6,835	5,145	3,644
（65歳以上）	39.9%	44.5%	47.3%	47.2%	43.0%	36.3%

[単位：人]

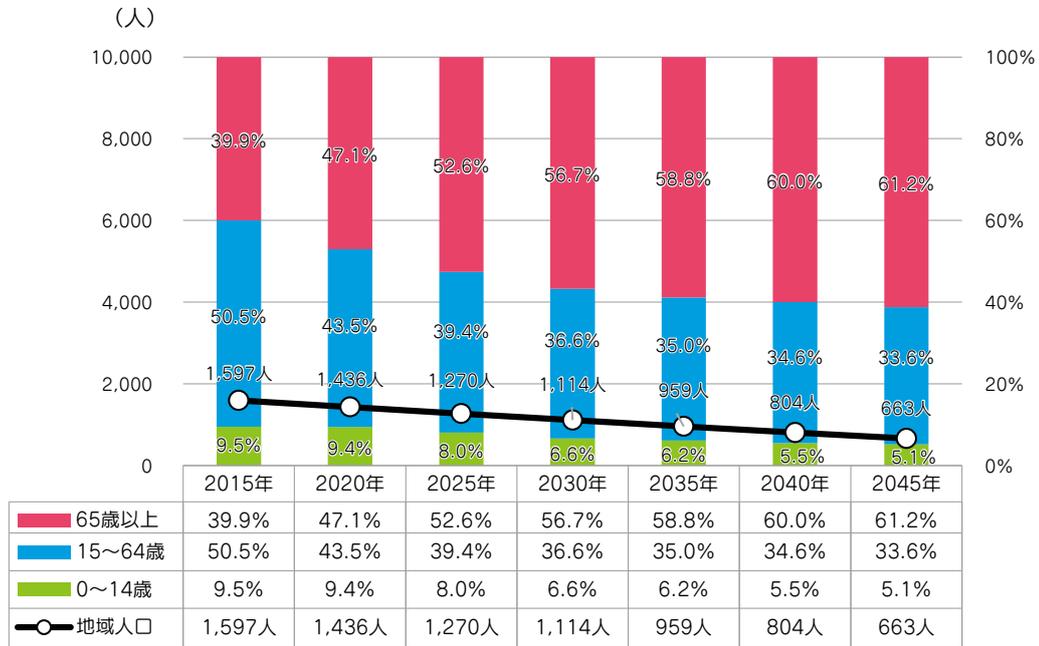
※3区分人口推計と総人口推計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

2. 地区別人口推計（コーホート要因法 社人研のパラメータ）

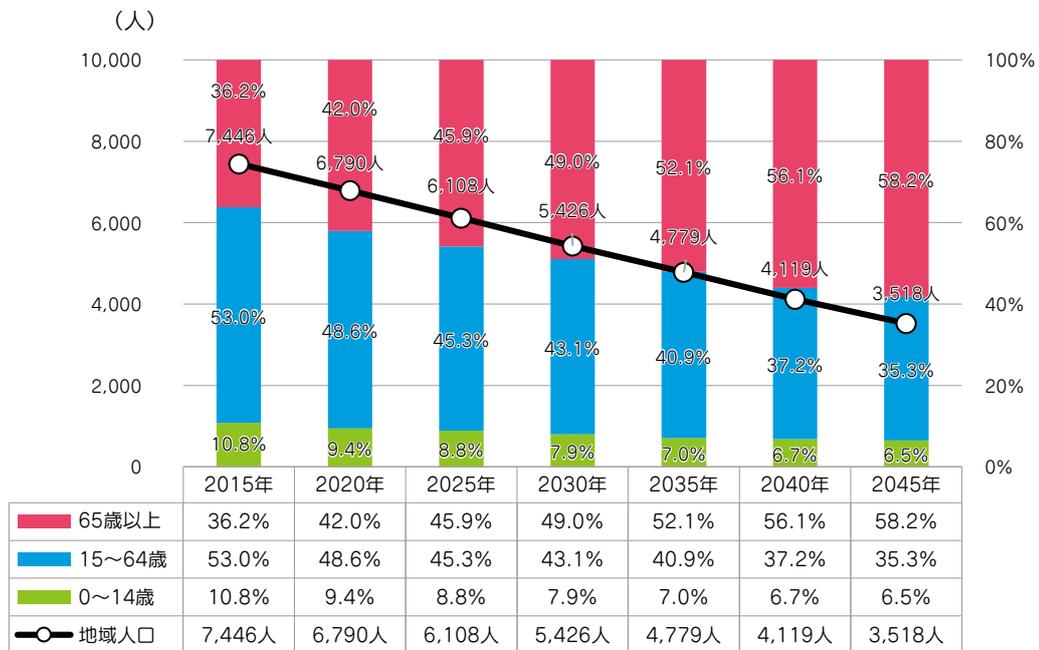
人口減少の影響を地区別でイメージするために、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV2（H27国調対応版）」を活用した地区別人口推計結果は、以下のとおりです。なお、この推計に活用している仮定値（条件）は、国の推計である社人研推計同様のものを活用しています。

※年齢不詳人口を除いた推計となっています。

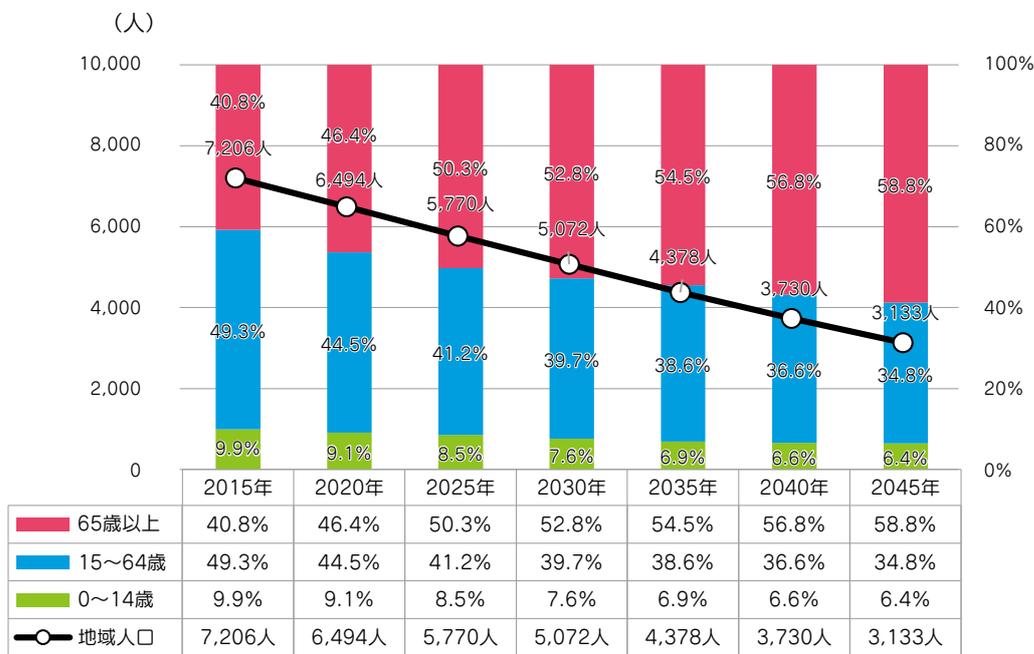
旧内海村地域



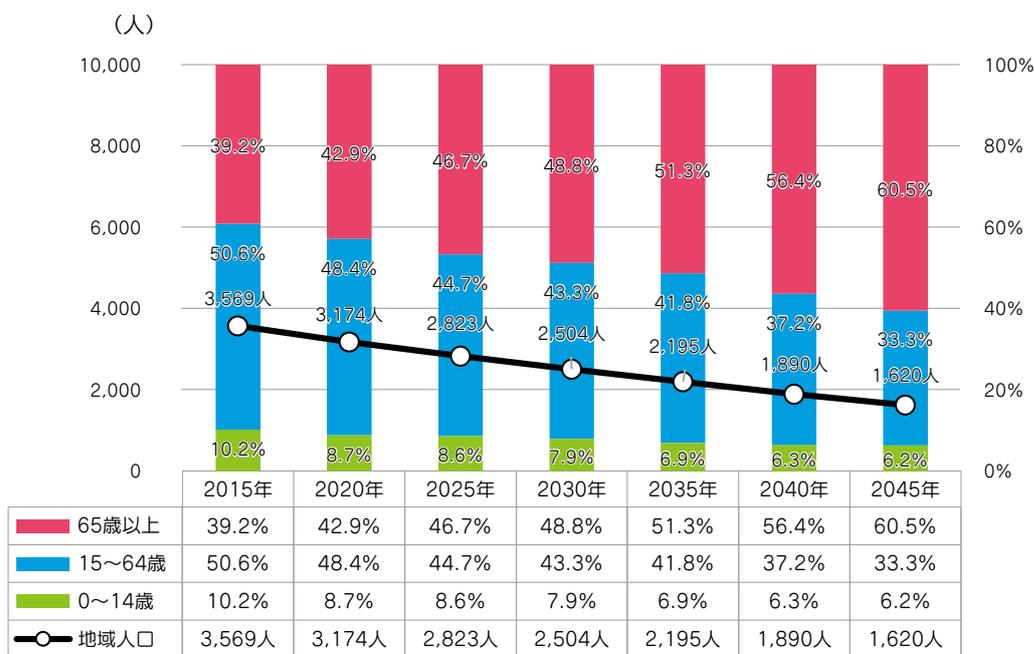
旧御荘町地域



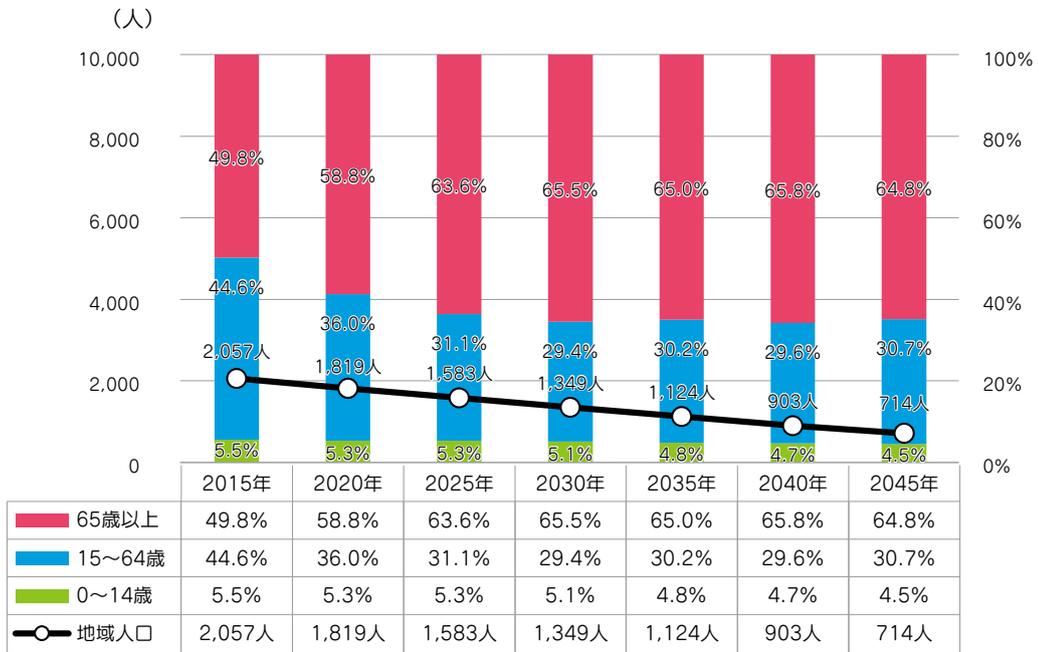
旧城辺町地域



旧一本松町地域



旧西海町地域



出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV2（H27国調対応版）」

第11節 人口動態が地域の未来に与える影響

人口は、まちの行政運営や政策展開の基礎となります。前述の国の推計では、2040年に現在の50%まで減少するとされています（民間企業でいえば、売上や利益が50%減少したのと同義です）。

50%減への対応は、現在の延長線上で考えていると、対応が後手に回る可能性があります。バックカスティングの考え方で、2040年の人口状態で、まちを運営するための手立てを逆算して、いまから取り組む必要があります。

そこで、どの程度の影響があるかをイメージするために、いくつかのデータを示します。



項目	2015年	2040年	2060年
歳入規模（一般会計）	161億円	70～84億円	40億円 ※1
町民税	7億円	2.6億円	1.2億円 ※2
高齢者医療費	36.5億円	35.3億円	20億円 ※3
職員数(普通会計決算)	384名	193名	100名 ※4

項目	2020年	2040年	2060年
保育園数	9園	3園	1園 ※5
小学校数	12校	4校	2校 ※5
中学校数	5校	2校	1校 ※5
公民館数	21館	10館	5館 ※6

- ※1 一般会計規模＝総人口×735,995円（2015年の1人当たり歳入）
旧御荘町、旧城辺町の合併前人口が約1万人で、その財政規模を適用（2040年 70億円）
- ※2 町民税の全てが生産年齢人口から納められていると仮定し、2015～2019年度の町民税の平均調定額695,538千円に対して、生産年齢人口の変化率で算出
町民税（個人）＝生産年齢人口×（695,538千円/11,036人）
- ※3 2015年度後期高齢者医療費制度被保険者1人当たり診療費793,927円をそのまま維持すると仮定（高齢者医療費＝後期高齢者人口（75歳以上人口）×793,927円）
- ※4 人件費比率20.0%、1人当たり人件費8,000千円として、2040年、2060年の歳入規模から雇用可能な職員数を算出（2040年の歳入規模は77億円で試算）
- ※5 保育園、小学校、中学校は、現在の数が適正と仮定して施設平均人数を算出し、将来人口を施設平均人数で割ることで、将来に必要な施設数を試算しています。
- ※6 公民館施設は、現在の数が適正と仮定し、将来人口との比率で将来に必要な公民館施設数を試算しています。

第12節 想定される自然災害

1. 南海トラフ巨大地震

南海トラフの巨大地震とは、静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く海溝（トラフ）沿いの広い震源域が連動して引き起こす地震です。最悪の場合、マグニチュード9.1の地震を引き起こし、西日本の太平洋沿岸を中心に、最大震度7という巨大な揺れと大津波を発生させ、大規模な被害が生じると想定されています。

(1) 震度

愛媛県における南海トラフの巨大地震による想定について、各ケースの最大値を重ね合わせた震度分布を見ると、県内全域で「震度6弱以上」となり、「最大震度7」の市町は13市町と想定されています。

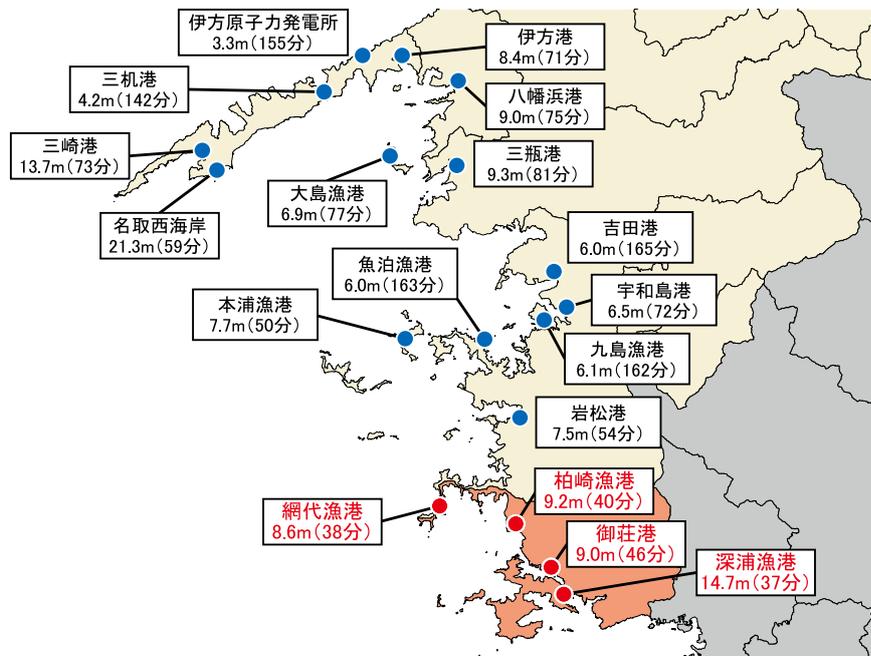
愛南町では、御荘地区の一部で「震度7」の揺れが発生する可能性があることが示されています。その他、概ね「震度6弱」が想定されています。

(2) 津波

南海トラフの巨大地震は、太平洋側沿岸の幅広い地域に津波被害を引き起こすことが想定されています。高知県の34mをはじめとして、愛媛県内においても20mを超える津波が来襲する可能性が示されています。

愛媛県における南海トラフの巨大地震について、各ケースの最大値を重ね合わせた津波の高さを見ると、宇和海沿岸で「6～20m程度」、瀬戸内海側で「3～4m程度」の津波が想定されています。愛南町内の各港においても、8.6～14.7mの最大津波が、短い所で40分程度で到達すると想定されています。

■最大津波水位及び最短到達時間



愛南町周辺の最高津波水位予想図（南海トラフの最大クラスの津波）
（出典：愛媛県地震被害想定調査結果）

(3) 愛南町の被害想定

愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告：2013年12月26日）では、南海トラフの巨大地震が発生した際に愛南町で想定される被害として、以下のような結果が示されました。

■地震規模：M9.0

■最大震度：震度7

■建物被害（冬18時）

全壊棟数：4,360棟（うち揺れによる全壊：858棟、津波による全壊：3,191棟）

半壊棟数：2,824棟（うち揺れによる半壊：2,225棟、津波による半壊：427棟）

■人的被害（冬深夜）

死者数：1,300人（うち建物倒壊による死者数：52人、津波による死者数：1,247人）

負傷者数：635人（うち建物倒壊による負傷者数：609人、津波による負傷者数：24人）

■ライフライン被害（直後：冬18時）

断水人口：21,989人（93.8%）LPガス容器転倒戸数：203戸

下水道支障人口：2,321人（94.1%）LPガス漏洩戸数：141戸

停電軒数：14,126軒（98.1%）※（ ）の%は被害の比率

固定電話不通回線数：9,473回線（82.5%）

■生活支障（冬18時）

避難者（1日後）：10,875人（うち避難所：7,179人）

（1週間後）：8,683人（うち避難所：6,326人）

（1ヶ月後）：10,570人（うち避難所：3,171人）

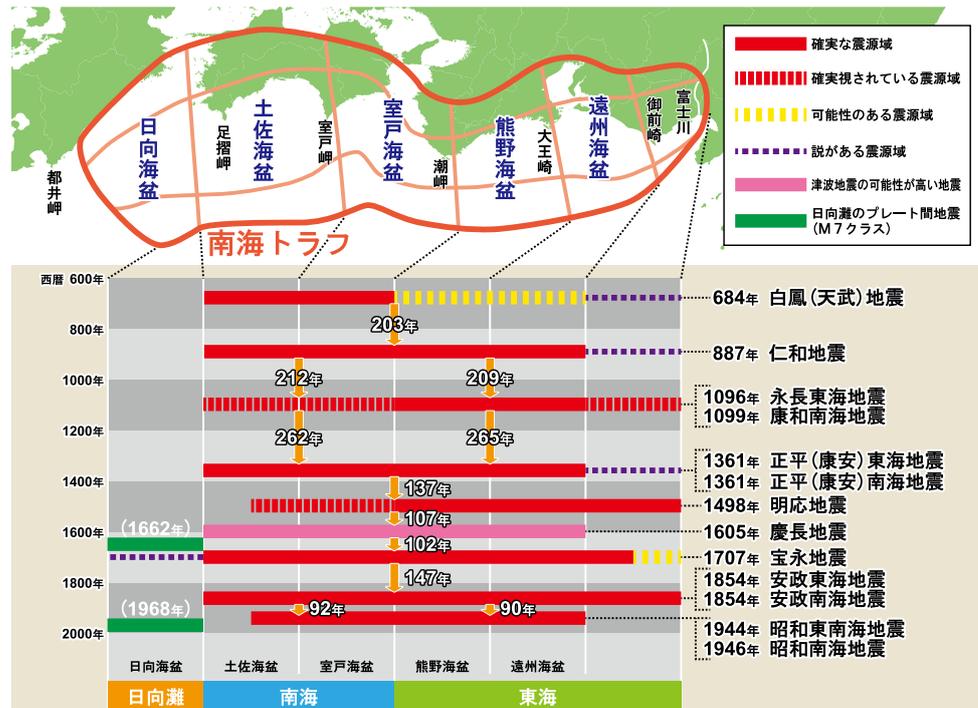
(4) 過去の地震の発生状況

歴史記録によると、過去に南海トラフを震源域とする大地震は、100～200年ごとに繰り返し発生しており、684年の白鳳地震から現在までに少なくとも9回起こっていると考えられています。

過去に南海トラフで発生した大地震をみると、南海地域における地震と東海地域における地震が個別に発生している場合、時間差をおいて発生している場合、あるいは同時に発生している場合があります。

次に生じる地震が、いつ、どの範囲でどのような規模で生じるかを予測することは困難ですが、直近に発生した1946年の昭和南海地震から70年以上が経過しており、南海トラフ全域での地震の発生確率は30年以内に70%から80%程度といわれています。

南海トラフの巨大地震は必ず発生するとの認識のもと、様々な備えに取り組んでいくことが必要といえます。



(出典：地震調査研究推進本部)

2. 風水害等

2019年の日本の降水量は、基準値（1981～2010年の30年平均値）からの偏差で+35.5mmと増加となっています（気象庁）。

愛南町の2010年～2019年の年間降水量平均は2,067 mmで、2,000mmを超えた年は7年ありました。2019年の日本各地の年間降水量は、東京1,856mm、松山1,110mm、宇和島1,558mmとなっています。それに比して愛南町は2,000mmを超えており、台風の通り道である太平洋に面する南岸部の高知県各地と同雨量レベルです。

また、地勢上、平野部が少なく急傾斜地が多いこと、僧都川沿いに市街地が形成されていることも愛南町の特徴です。これらの地勢的關係及び短時間降雨量の世界的気候動向から、愛南町の風水害のリスクは、日本の中でも高い地域と考える必要があります。

近年のゲリラ豪雨と称される短時間降雨量、1日降雨量も日本全体として増加傾向にあります。

(1) 1時間80mm以上の短時間降雨回数

最近10年間（2010～2019年）平均での年間発生回数は約24回となっています。1976～1985年の平均年間発生回数である約14回より約1.7倍増加しています（気象庁）。

(2) 1日降水量100mm以上の日数

最近30年間（1990～2019年）平均での年間日数は約1.14日となっています。1901～1930年の平均年間日数である約0.84日と比べて約1.4倍に増加しています（気象庁）。

(3) 土砂災害警戒区域 令和元年12月27日現在

指定年月日	指定箇所数				合計	
	急傾斜地の崩壊		土石流		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域		
平成25年2月22日	8	8	90	71	98	79
平成25年4月26日	1	1	21	20	22	21
平成26年3月18日	8	7	83	63	91	70
平成29年1月27日	22	22	38	28	60	50
令和元年12月27日	316	311	127	100	443	411
合計	355	349	359	282	714	631

土砂災害警戒区域及び危険箇所（出典：愛南町総合防災マップ）

(4) 土砂災害危険箇所一覧 令和元年12月27日現在

地域名	土石流危険渓流			地すべり 危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所		
	ランクⅠ	ランクⅡ	ランクⅢ		ランクⅠ	ランクⅡ	ランクⅢ
内海	39	9	0	0	19	16	28
御荘	60	19	0	0	28	58	31
城辺	56	25	0	0	56	34	17
一本松	24	22	0	0	8	29	0
西海	37	5	0	0	24	28	7
計	216	80	0	0	135	165	83

(注) ランクⅠ：保全対象人家5戸以上等の箇所

ランクⅡ：保全対象人家1～4戸の箇所

ランクⅢ：保全対象人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

(5) 山地災害危険地区一覧 平成31年3月31日現在

地域名	崩壊土砂流出危険地区	山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	計
内海	8	18		26
御荘	31	16		44
城辺	62	28		88
一本松	43	18		58
西海	24	11		35
計	168	91	0	259

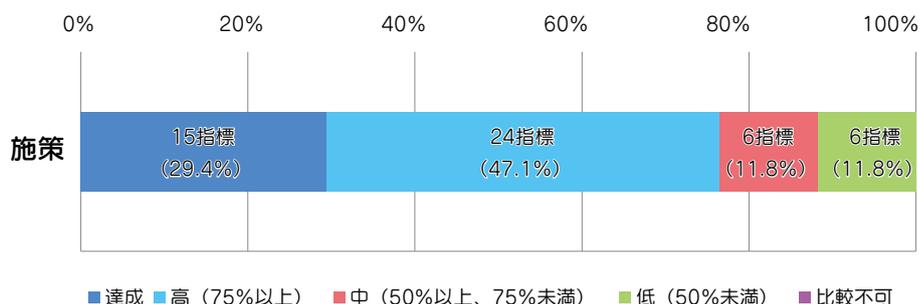
第13節 第2次総合計画（後期基本計画）の進捗

1. 第2次総合計画（後期基本計画）の目標達成状況

第2次愛南町総合計画後期基本計画で設定した施策・基本事業の254の成果指標の令和3年度の値である目標値との比較における令和2年度実績時点での進捗状況は、以下のとおりとなっています。

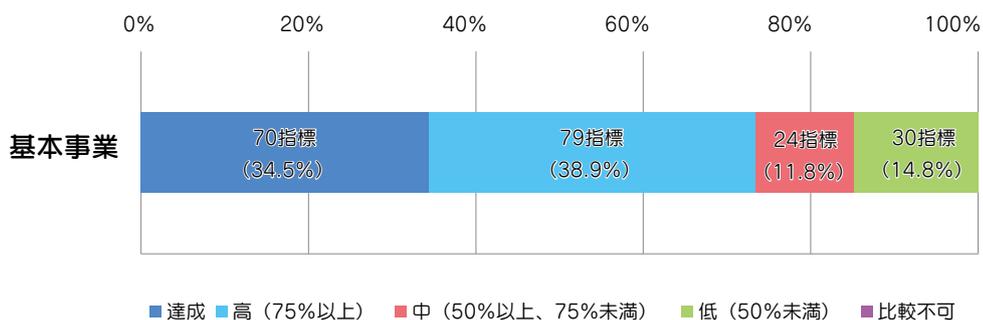
（1）施策の成果指標動向（25施策51指標）

25施策の成果として設定されている51の成果指標について、目標を達成したと評価した指標は15指標（29.4%）、達成度75%以上（高）の指標は24指標（47.1%）、達成度50%以上（中）の指標は6指標（11.8%）、達成度50%未満（低）の指標は6指標（11.8%）、比較不可の指標は0指標（0%）となっています。



（2）基本事業の成果指標動向（96基本事業203指標）

96基本事業の成果として設定されている203の成果指標について、目標を達成したと評価した指標は70指標（34.5%）、達成度75%以上（高）の指標は79指標（38.9%）、達成度50%以上（中）の指標は24指標（11.8%）、達成度50%未満（低）の指標は30指標（14.8%）、比較不可の指標は0指標（0%）となっています。

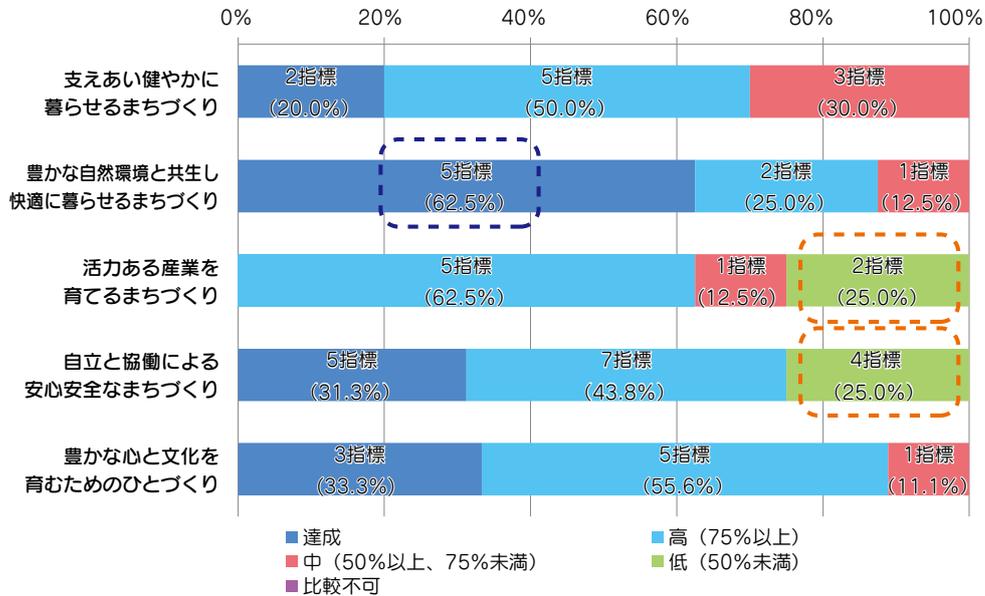


(3) 政策別のまちづくり動向 (254指標)

<施策階層> 目標達成度

- ・ 目標を達成したと評価した割合が多い政策 …… 「豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり」
- ・ 目標達成度が低いと評価した割合が多い政策 … 「活力ある産業を育てるまちづくり」、
「自立と協働による安心安全なまちづくり」

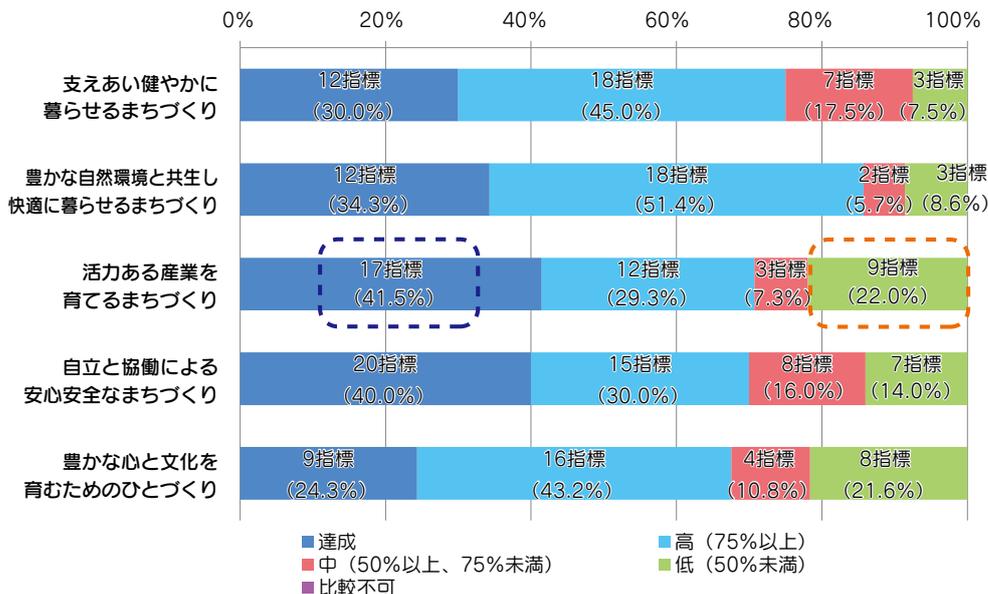
■ <政策別> 施策の成果指標動向(51指標)



<基本事業階層> 目標達成度

- ・ 目標を達成したと評価した割合が多い政策 …… 「活力ある産業を育てるまちづくり」
- ・ 目標達成度が低いと評価した割合が多い政策 … 「活力ある産業を育てるまちづくり」

■ <政策別> 基本事業の成果指標動向 (203指標)

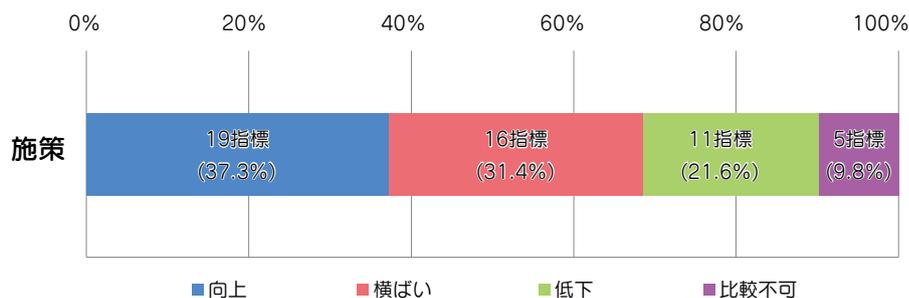


2. 第2次総合計画（後期基本計画）の基準値よりの進捗度（向上度）

第2次愛南町総合計画後期基本計画で設定した施策・基本事業の254の成果指標の後期計画開始前の値である基準値との比較における令和2年度実績時点での進捗状況は、以下のとおりとなっています。

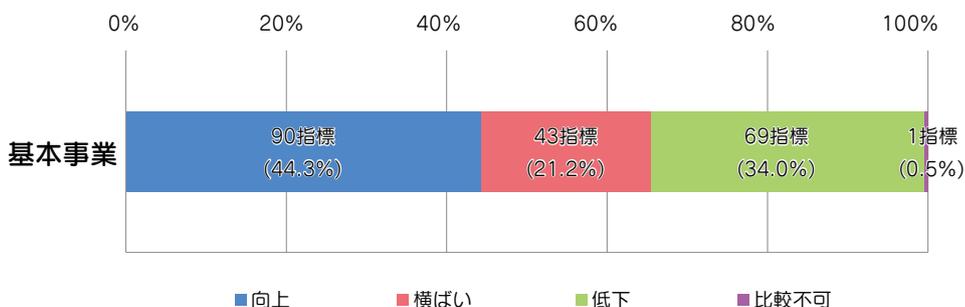
(1) 施策の成果指標動向（25施策51指標）

25施策の成果として設定されている51の成果指標について、成果が向上したと評価した指標は19指標（37.3%）、横ばいの指標は16指標（31.4%）、低下の指標は11指標（21.6%）、比較不可の指標は5指標（9.8%）となっています。



(2) 基本事業の成果指標動向（96基本事業203指標）

96基本事業の成果として設定されている203の成果指標について、成果が向上したと評価した指標は90指標（44.3%）、横ばいの指標は43指標（21.2%）、低下の指標は69指標（34.0%）、比較不可の指標は1指標（0.5%）となっています。

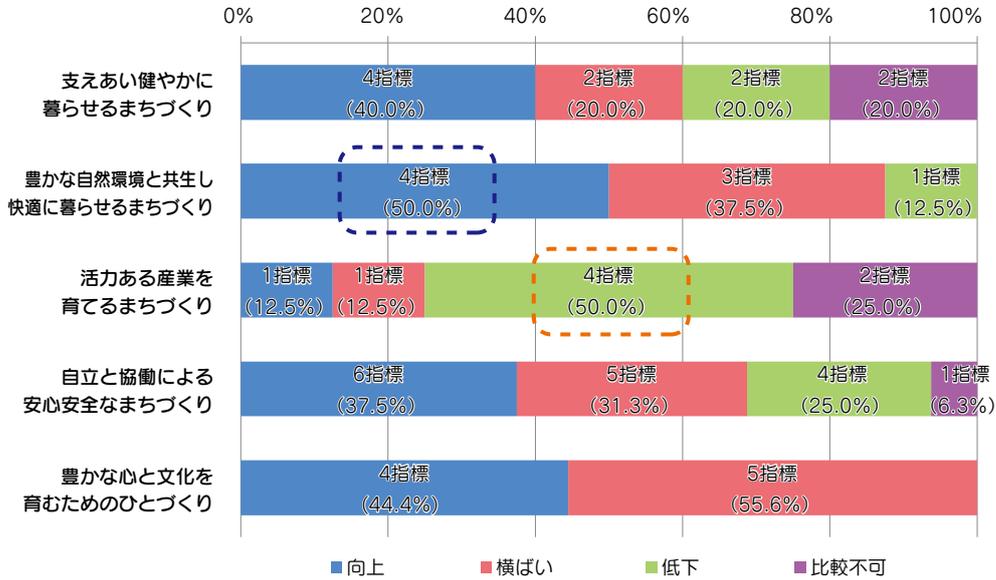


(3) 政策別のまちづくり動向 (254指標)

<施策階層> 対基準値

- ・ 成果が向上したと評価した割合が多い政策 …… 「豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり」
- ・ 成果が低下したと評価した割合が多い政策 …… 「活力ある産業を育てるまちづくり」

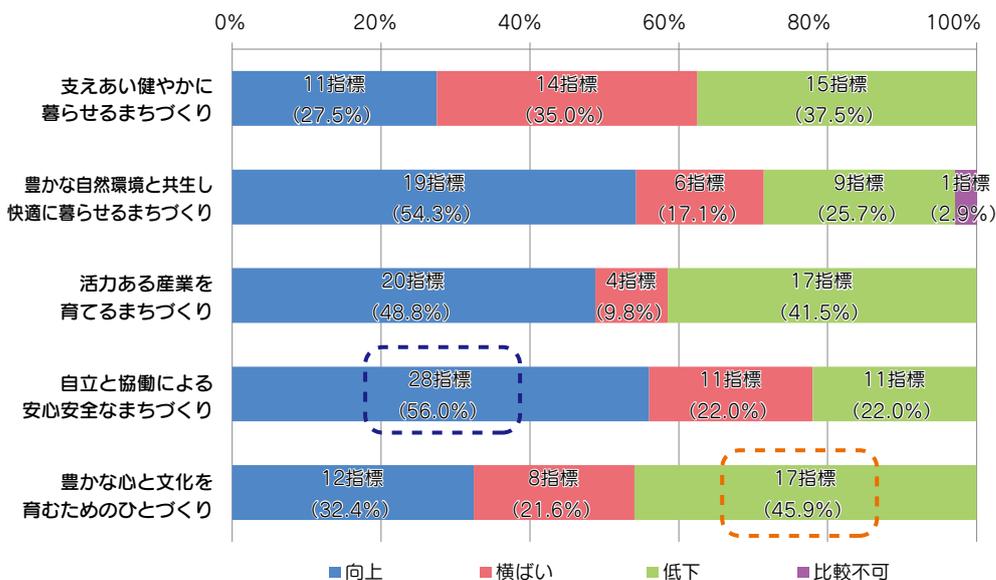
■ <政策別> 施策の成果指標動向(51指標)



<基本事業階層> 対基準値

- ・ 成果が向上したと評価した割合が多い政策 …… 「自立と協働による安心安全なまちづくり」
- ・ 成果が低下したと評価した割合が多い政策 …… 「豊かな心と文化を育むためのひとづくり」

■ <政策別> 基本事業の成果指標動向 (203指標)



3. 特に向上した指標、低下した指標

■特に向上した指標（基準値との比較）

施策名称	基本事業名称	成果指標名	単位	基準値 (後期)	R 2年度 指標値	R 2年度対 基準値伸び 率 (%)
子育て環境の充実	保育サービス等の充実	一時保育・病児保育で受け入れられなかった人数	人	10	0	100.0% 向上
廃棄物抑制とリサイクルの推進	不法投棄の防止	不法投棄苦情対応件数	件	13	4	69.2% 向上
道路環境の充実		道路管理上の損害賠償請求件数	件	1	0	100.0% 向上
公共交通の確保	町による生活交通の確保	町営の交通手段の年間利用者数	人	15,683	36,725	134.2% 向上
水産業の振興	ぎょしょく教育と消費拡大	公共施設の給食における地元水産物の利用額	千円	32,785	143,841	338.7% 向上
		漁協直販増加額	千円	50,452	922,591	1,728.7% 向上
	生産者、漁協、行政及び大学の共同連携強化	共同開発研究をした延べ件数	件	5	14	180.0% 向上
農林業の振興	担い手の育成と確保	農業生産法人数	経営体	7	17	142.9% 向上
商工業の振興	経営面の支援強化	町の経営支援制度により経営力向上に取り組んでいる事業所数	所	975	1,861	90.9% 向上
雇用対策の推進	創業支援の推進	新規起業数	件	8	13	62.5% 向上
	企業誘致の推進	製造業者等の誘致・留置件数	件	3	5	66.7% 向上
協働によるまちづくりの推進	町民の町政への参画の推進	意見表明制度の実施回数	回	4	9	125.0% 向上
防災・減災対策の推進	継続的・普遍的な防災教育・学習の推進	社会教育における防災教育プログラムを履修した延べ町民数	人	2,789	10,200	265.7% 向上
		義務教育課程における防災教育プログラムを履修した延べ児童・生徒数	人	1,299	1,945	49.7% 向上
	耐震化の促進	耐震化に関する説明会に参加した延べ町民の割合	%	4.8	10.2	112.5% 向上
	災害時支援体制の確立	食糧の備蓄充足割合（愛南町緊急物資備蓄五箇年計画）	%	76.3	113.4	48.6% 向上
物資の備蓄充足割合（愛南町緊急物資備蓄五箇年計画）		%	38.2	81.1	112.3% 向上	
暮らしの安全対策の推進		交通事故発生件数	件	34	17	50.0% 向上
		刑法犯認知件数	件	153	65	57.5% 向上
	交通安全意識の高揚	町民が第1当事者となった交通事故発生件数	件	34	17	50.0% 向上
		高齢者の交通事故発生件数	件	26	14	46.2% 向上
	交通安全施設の整備	カーブミラー設置箇所数	件	15	24	60.0% 向上
		ガードレール（ガードパイプ）整備延長距離数	m	165.5	284.5	71.9% 向上
	消費生活の安定	消費者トラブルにあった町民割合	%	1.2	0.6	50.0% 向上
効果的・効率的な行財政運営の推進		将来負担比率	%	9.5	0	100.0% 向上
学校教育の充実	健やかな体の育成	愛媛県体力標準値で県平均を上回っている項目数（小5・中2）	項目	14	20	42.9% 向上
	安心安全な学校づくり	登下校の事故・トラブル件数	件	7	2	71.4% 向上

■特に低下した指標（基準値との比較）

施策名称	基本事業名称	成果指標名	単位	基準値 (後期)	R2年度 指標値	R2年度対 基準値伸び 率(%)
地域福祉の推進	地域福祉活動の推進	福祉分野のボランティア参加者数	人	3,586	770	78.5% 低下
公共交通の確保	町による生活交通の確保	町営の交通手段を運営するために必要な一世帯当たりの負担額	円	1,297	3,833	195.5% 低下
安定的な水道水の供給	安定的な給水の推進	突発的な断水件数	件	42	60	42.9% 低下
水産業の振興	ぎょしょく教育と消費拡大	ぎょしょく教育に参加した延べ人数	人	6,187	851	86.2% 低下
農林業の振興	低コストで生産性の高い林業システムの確立	林業従業者数	人	52	28	46.2% 低下
	地域資源の有効活用	交流人口数	人	8,569	3,152	63.2% 低下
観光・物産の振興	地域資源の有効活用	町内で観光客誘致のため開催される各種イベントにおける参加者数	人	87,087	11,286	87.0% 低下
		町が支援する特産品販売イベントの開催回数	回	18	2	88.9% 低下
		町が支援する特産品販売イベントへの出店事業者数	事業者	138	2	98.6% 低下
	観光資源の充実	観光施設の不具合・トラブル件数	件	16	31	93.8% 低下
		リニューアルされた観光資源数(施設、サービス、イベント等)	件	6	3	50.0% 低下
消防・救急体制の充実		1万人当たりの火災発生件数	件	3.5	5.3	51.4% 低下
		火災による損害額	千円	1,586	20,276	1,178.4% 低下
	救急救命体制の充実	救命講習の受講人員数	人	2,173	701	67.7% 低下
学校教育の充実	心の教育の充実	不登校の児童・生徒数	人	2	6	200.0% 低下
	健やかな体の育成	内科検診における精検者の受診率	%	64.5	31.8	50.7% 低下
生涯学習の充実	生涯学習機会の充実	町主催の生涯学習に参加した町民の参加者数	人	20,997	10,297	51.0% 低下
	青少年の健全育成	地域の子どもの育成活動や学校教育への支援に積極的に関わっている町民の割合	%	10.5	5.1	51.4% 低下
	文化活動の活性化及び地域文化の保護・継承	文化活動への参加者数(芸術・文化・歴史)	人	78,994	22,279	71.8% 低下
スポーツの充実	スポーツ施設の利用促進	スポーツ施設利用者数	人	160,771	88,011	45.3% 低下
	スポーツツーリズムの推進	スポーツツーリズムによる交流人口	人	4,541	214	95.3% 低下
		スポーツ合宿件数	件	13	3	76.9% 低下

【留意】

なお、基準値と比較している令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた年度であり、3密（密閉、密集、密接）回避のために事業中止や取組縮小などがされた影響で成果指標値が低下しているものを含みます。

序
論

基本
構
想

基本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

まち・ひと・しごと
創生
総合
戦略

国土
強
靱
化
地
域
計
画

資
料
編



基本構想

1. 基本構想の考え方

基本構想は、愛南町のまちづくりの方向性を示すものです。

このため、愛南町の地勢やまちの成り立ちや環境変化をもとに「まちづくりの将来像」を示し、これに基づき基本計画を策定します。

また、町勢を示す「まちづくり指標」を定めて、まちづくりの全体状況を把握し、まちづくりの最上位計画である総合計画の進捗を把握できるようにします。

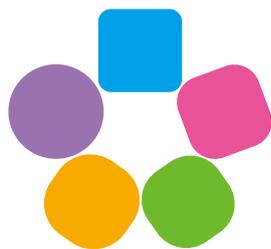
2. まちづくりの将来像

『いろこい あいなん』は、「豊かな彩（いろどり）と合併の記憶」として、町村合併前の内海、御荘、城辺、一本松、西海の4町1村の合併の歴史の記憶を残し、少しずつ変化していく様子を「町の形」に見立てたまちのブランディング・コンセプトです。また、海も里も豊かな自然に恵まれ、多くの特産品、景色などの愛南町の彩（いろどり）を表現しています。

『ともにあゆみ育て創造するまち』は、愛南町が誕生して以来取り組んできたまちづくりの将来像です。

現在までのまちづくりの取組方針と新たに定めたまちのブランディング・コンセプトを組み合わせることにより、海や山の自然の彩いろどりに加え、まちに“ささえあい”や“にぎわい”、“子どもやおとなの愛顔えがお”などの花実が咲き、さまざまな彩いろどりがあふれることで愛南町のブランドイメージの向上を目指すため、『ともに彩いろどりを育はぐくむまち いろこい あいなん』を将来像として設定します。

と も に 彩 いろどり を 育 はぐく む ま ち



いろこい あいなん
ainan

3. 基本構想の状況を示すまちづくり指標

基本構想の状況、まち全体の『町勢』を示すまちづくり指標を設定し、基本計画終了時に確認を行います。

- ① 愛南町の人口 (19,601 人)
- ② 合計特殊出生率 (1.69)
- ③ 年少人口 (15 歳未満) 割合 (8.1%)
- ④ 年間社会人口増減数 (▲ 135 人)
- ⑤ 納税義務者 1 人あたり課税対象所得 (260.3 万円)
- ⑥ 農林水産業 町内総生産額 (76 億円)
- ⑦ 基礎的財政収支 (+19 億円)
- ⑧ 愛南町が住み良いと思う町民割合 (71.9%)
- ⑨ 愛南町への定住意識がある町民割合 (86.2%)

指標の出所 (データ年次)

- ① 総務省 国勢調査 (令和2年)
- ② 厚生労働省人口動態保健所・市区町村別統計(2013～2017年)
- ③ 総務省 国勢調査 (令和2年)
- ④ 愛南町 住民基本台帳 (令和2年)
- ⑤ 総務省 市町村税課税状況等の調/第11表 課税標準額段階別令和2年度分所得割額等に関する調 (令和2年度)
計算式：課税対象所得÷所得割の納税義務者数
- ⑥ 愛媛県市町民所得統計 (平成30年)
- ⑦ 市町別財政状況資料集より計算 (令和元年度)
計算式：歳入 (地方債発行による収入を除く) - 歳出 (地方債利払いと償還費を除く)
- ⑧ 愛南町まちづくりアンケート (令和3年度)
計算式：「大変住みやすい」 + 「まあまあ住みやすい」 ※ウェイトバック集計結果を活用
- ⑨ 愛南町まちづくりアンケート (令和3年度)
計算式：「ずっと住み続けたい」 + 「当分の間住み続けたい」 ※ウェイトバック集計結果を活用

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

まち・ひと・しごと
創生
総合
戦略

国土
強靱
化
地域
計画

資料
編



基本計画

第1章 基本計画の概要

施策別計画

- 政策1 支えあい健やかに暮らせるまちづくり
- 政策2 豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり
- 政策3 活力ある産業を育てるまちづくり
- 政策4 自立と協働による安全安心なまちづくり
- 政策5 豊かな心と文化を育むためのひとづくり

第1章 基本計画の概要

第1節 基本計画の構成（政策体系）

将来像である「ともに彩を育むまち いろこい あいなん」の実現を目指し、5つの政策と23の施策を設定した基本計画を定めます。

1 支えあい健やかに暮らせるまちづくり

- (1) 次世代につなぐ子ども・子育て支援の充実
- (2) 高齢者福祉の充実
- (3) 障がい者(児)福祉の充実
- (4) 健康・医療体制の充実
- (5) 地域福祉の推進

2 豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり

- (1) 循環型社会の形成
- (2) 道路環境の充実
- (3) 公共交通の確保
- (4) 安定的な水道水の供給

3 活力ある産業を育てるまちづくり

- (1) 水産業の振興
- (2) 農林業の振興
- (3) 商工業の振興
- (4) 観光・物産の振興
- (5) 雇用・人材確保の推進

4 自立と協働による安全安心なまちづくり

- (1) 協働によるまちづくりの推進
- (2) 防災・減災対策の推進
- (3) 消防・救急体制の充実
- (4) 暮らしの安全対策の推進
- (5) 効果的・効率的な行財政運営の推進

5 豊かな心と文化を育むためのひとづくり

- (1) 学校教育の充実
- (2) 生涯学習の充実
- (3) スポーツの充実
- (4) 人権尊重・男女共同参画の実現

第2節 総合計画と各種計画との連動

1. 経営計画としての総合計画

愛南町では総合計画を、全施策のめざす姿を網羅した最上位計画として位置づけるとともに、『愛南町の経営計画』として、【政策推進】、【行政改革（行政経営）】、【健全財政】の3側面を包含した計画としています。

2. 地方創生、国土強靱化の全庁的計画を包含する総合計画

人口減少と地域経済縮小の克服を図るため、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指す『まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方創生総合戦略」という。）』及び災害による人的・物的被害の未然防止や減災を目指す『国土強靱化地域計画』は、国から全市町村に策定が求められています。この2つの計画は、総合計画と担う範囲が重複するとともに、全庁的な政策推進や事業計画にも大きく影響するものです。

そこで、個々の計画をバラバラに策定するのではなく、一体的な策定及び推進により限られた資源の有効活用を図ります。また、各計画の進捗管理や町民への説明においても、総合計画の成果指標を活用し、わかりやすく報告するとともに、進捗管理や町民への説明に係る業務の整流化を図ります。

なお、総合計画の施策体系と『地方創生総合戦略』、『国土強靱化地域計画』との関係性は次頁のとおりです。

3. 総合計画とSDGsとの関連性

「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標」を指すSDGsの17のゴールと総合計画の施策との関係性は、図表「SDGsの17のゴールと総合計画の全23施策との関連性」のとおりです。



■施策体系一覧と各種全庁的計画との連携一覧表

政策名		施策名		基本事業名		総合戦略	国土強靱化
序論	基本構想	01	支えあい健やかに暮らせるまちづくり	01 次世代につなぐ子ども・子育て支援の充実	01 子どもの健やかな成長		
					02 保育サービス等の充実	●	●
					03 地域における子育て支援	●	
					04 子どもの人権尊重		
					05 家族形成意識醸成の支援	●	
			99 施策の総合推進				
			02 高齢者福祉の充実	01 安心と尊厳のある暮らしの保持			
				02 介護予防・健康づくり・生きがいづくりの推進	●	●	
				03 地域における支えあい・連携の強化	●		
				04 住み慣れた地域で安心して暮らすための体制整備		●	
				05 介護保険サービスの充実			
			99 施策の総合推進				
			03 障がい者(児)福祉の充実	01 児童発達支援の充実			
				02 自立支援及び地域生活支援の推進			
				03 社会参加の促進と就労支援	●		
		04 障がい者の人権尊重					
		99 施策の総合推進					
		04 健康・医療体制の充実	01 生活習慣病の予防				
			02 早期発見・早期治療の推進				
			03 こころの健康づくり				
04 感染症予防対策の推進			●				
05 医療保険制度の健全運営							
06 福祉医療費助成制度の充実							
07 安心して医療を受けられる体制の確保	●		●				
99 施策の総合推進			●				
05 地域福祉の推進	01 総合相談窓口による支援						
	02 地域福祉活動への参画推進			●			
	03 社会福祉制度の円滑運営						
	99 施策の総合推進		●				
02	豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり	01 循環型社会の形成	01 生活環境の保全		●		
			02 再生可能エネルギーの推進	●	●		
			03 生活排水の適正処理	●	●		
			04 4Rの推進	●			
			05 ごみ処理体制の適正化		●		
	99 施策の総合推進		●				
	02 道路環境の充実	01 愛南町への高速道路の早期延伸	●	●			
		02 国・県道の整備促進					
		03 町道等の整備と維持管理		●			
		99 施策の総合推進					
	03 公共交通の確保	01 町による生活交通の確保	●				
		02 公共交通機関の利用促進	●				
		99 施策の総合推進					
	04 安定的な水道水の供給	01 安定的な給水の推進					
		02 経営の安定化					
03 地震・災害に強い水道の整備			●				
04 安全な給水の推進							
99 施策の総合推進							
03	活力ある産業を育てるまちづくり	01 水産業の振興	01 水産基盤の整備		●		
			02 漁業の安定経営				
			03 ぎょしょく教育と消費拡大	●			
			04 生産者・漁協、行政及び大学の共同連携強化	●			
			05 漁業後継者の育成				
	06 持続可能な漁業の推進						
	99 施策の総合推進						
	02 農林業の振興	01 担い手の育成と確保	●				
		02 農地の継承	●				
		03 経営安定と産地化の推進	●				
04 農地の保全・農村環境の整備			●				
05 新たな森林管理システムの推進			●				
06 農業地域資源を活用した農作物の高付加価値化							
99 施策の総合推進							

序論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

まち・ひと・しごと創生総合戦略

国土強靱化計画

資料編

政策名		施策名	基本事業名	総合戦略	国土強靱化
03	活力ある産業を育てるまちづくり	03 商工業の振興	01 経営面の支援強化	●	
			02 創業・事業承継への支援	●	
			03 企業誘致・留置の推進	●	
			99 施策の総合推進		●
		04 観光・物産の振興	01 地域資源の有効活用	●	
			02 観光PRの推進	●	
			03 観光資源の充実		●
			99 施策の総合推進		
		05 雇用・人材確保の推進	01 雇用の促進	●	
			02 労働人材の確保	●	
			99 施策の総合推進		●
		04	自立と協働による安全安心なまちづくり	01 協働によるまちづくりの推進	01 地域コミュニティ活動の支援
02 ボランティア・NPO活動の推進					
03 広報の充実					●
04 町民の町政への参画の推進					
05 情報公開の推進					
99 施策の総合推進					
02 防災・減災対策の推進	01 家庭の防災力の向上				●
	02 地域の防災力の強化				●
	03 継続的・普遍的な防災教育・学習の推進				
	04 災害対応力の強化				●
	05 防災・減災ハード対策の推進				●
99 施策の総合推進				●	
03 消防・救急体制の充実	01 消防力の強化				●
	02 救急救命体制の充実				●
	03 火災予防体制の充実				
	04 消防団の充実強化				●
	99 施策の総合推進				
04 暮らしの安全対策の推進	01 交通安全意識の高揚				
	02 交通安全施設の整備				
	03 防犯対策の推進				
	04 消費生活の安定				
	99 施策の総合推進				
05 効果的・効率的な行政運営の推進	01 成果重視の行政経営の推進				
	02 人材育成と効率的な組織運営				
	03 健全な財政運営				
	04 ICTによる情報の適切な管理と利活用				●
	05 公共施設マネジメントの推進			●	●
	06 シティプロモーションと移住定住の促進			●	
99 施策の総合推進					
05	豊かな心と文化を育むためのひとづくり			01 学校教育の充実	01 確かな学力の向上
		02 ICTを活かした教育の推進	●		
		03 心の教育の充実			
		04 健やかな体の育成	●		
		05 安全安心な教育環境の整備			●
		99 施策の総合推進			
		02 生涯学習の充実	01 生涯学習機会の充実と文化活動の活性化		
			02 青少年の健全育成		
			03 生涯学習施設の適正管理		●
			04 文化財の保護・活用		●
			99 施策の総合推進		
		03 スポーツの充実	01 各種スポーツ団体及び指導者の育成		
			02 各種スポーツ活動への参加機会の充実		
			03 スポーツ施設の利用促進と適正管理		
			04 スポーツツーリズムの推進	●	
		99 施策の総合推進			
		04 人権尊重・男女共同参画の実現	01 人権・同和教育の推進		
			02 男女共同参画の推進		
			99 施策の総合推進		

序論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

まち・ひと・しごと創生総合戦略

国土強靱化計画

資料編

■SDGsの17のゴールと総合計画の全23施策との関連性

第3次総合計画 SDGs	政策1					政策2				
	次世代につなぐ子ども・子育て支援の充実	高齢者福祉の充実	障がい者(児)福祉の充実	健康・医療体制の充実	地域福祉の推進	循環型社会の形成	道路環境の充実	公共交通の確保	安定的な水道水の供給	
1  貧困をなくそう	●		●		●					
2  飢餓をゼロに	●			●						
3  すべての人に健康と福祉を	●	●	●	●	●					
4  質の高い教育をみんなに	●									
5  ジェンダー平等を実現しよう	●	●	●							
6  安全な水とトイレを世界中に									●	
7  エネルギーをみんなにそしてクリーンに						●				
8  働きがいも経済成長も	●		●							
9  産業と技術革新の基盤をつくろう							●			
10  人や国の不平等をなくそう	●	●	●							
11  住み続けられるまちづくりを		●	●		●	●	●	●	●	
12  つくる責任つかう責任										
13  気候変動に具体的な対策を						●				
14  海の豊かさを守ろう						●				
15  陸の豊かさも守ろう						●				
16  平和と公正をすべての人に					●					
17  パートナリーシップで目標を達成しよう	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

序論
基本構想
基本計画
政策1
政策2
政策3
政策4
政策5
まち・ひと・しごと創生総合戦略
国土強靭化
資料編

政策3					政策4					政策5				該当施策数
水産業の振興	農林業の振興	商工業の振興	観光・物産の振興	雇用・人材確保の推進	協働によるまちづくりの推進	防災・減災対策の推進	消防・救急体制の充実	暮らしの安全対策の推進	効果的・効率的な行財政運営の推進	学校教育の充実	生涯学習の充実	スポーツの充実	人権尊重・男女共同参画の実現	
										●			●	5施策
	●													3施策
										●		●		7施策
										●	●			3施策
				●	●					●	●		●	8施策
														1施策
														1施策
●	●	●	●	●										7施策
●	●	●		●										5施策
										●	●		●	6施策
		●	●	●	●	●	●	●	●					15施策
●	●	●												3施策
														1施策
●														2施策
	●													2施策
													●	2施策
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	23施策

序論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

まち・ひと・しごと創生総合戦略

国土強靱化計画

資料編

第3節 基本計画の見方

序論
基本構想
基本計画
政策1
政策2
政策3
政策4
政策5
まち・ひと・しごと創生総合戦略
国土強靱化
資料編

基本構想実現の手段となる「政策」の名称です。

政策実現の手段となる「施策」の名称です。

施策のめざす姿：
施策を実施することでめざす将来の姿です。

施策の成果指標：
施策のめざす姿の達成度（成果）を示す
□指標名
□基準値
□目標値
□指標の方向性を記載しています。
※□の4項目の説明は、右ページを参照

施策の基本方針：
施策分野における法改正、環境変化、取り組むべき課題と取組の方向性を示しています。

施策の個別計画：
施策推進のために、個別計画や関連する計画の名称と期間です。

政策1 支えあい健やかに暮らせるまちづくり

施策 1-1 次世代につなぐ子ども・子育て支援の充実

◆ 施策のめざす姿

安心して産み、子育てができる環境を整えます。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
保護者による「子育てしやすいまち」に関する評点（100点満点）	76.4点	80.0点	保護者アンケート（評点75点以上で満足）の結果から、一定の満足度評価を得られていると捉え、目標値を設定しています。
合計特殊出生率	1.12	1.50	婚姻率を上げるための取組や、子どもを生み育てやすい事業実施に努め、出生数の減少の抑制を図り、全国平均を目指します。

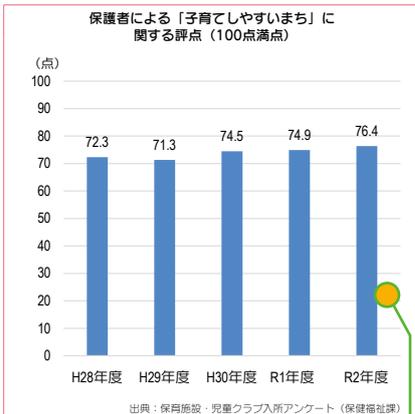
◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 「安心して産み、子育てができる環境を整える」目標実現のために、仕事と育児の両立のための環境整備が重要となります。核家族化や少子化の進行、女性の社会進出等により家庭の養育力低下が懸念される中、保育事業に対する需要は益々高まり、また多様化の傾向にあります。保護者が安心して子どもを預け働けるよう、保育サービスや放課後の居場所の充実を図り、子どもの受け皿となる保育の安定的確保に取り組みます。併せて、子育ての不安や悩みを取り除き、不安を抱える保護者を孤立させないよう、子育て拠点の充実など児童の健全育成に努めます。
- 子どもの健やかな成長では、子育て世代包括支援センターを拠点に、妊娠期から思春期まで切れ目ない支援を推進していきます。
- 子どもの人権尊重では、子どもの人権や権利が守られ生活できるよう、児童虐待などの早期発見と防止に取り組みます。
- 合計特殊出生率は全国平均を下回り、出生数においても年々減少しています。家族形成の支援など少子化対策に引き続き取り組みます。

◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

第2期愛南町子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）
第2次愛南町健康増進計画「健康・生きいき・aiプラン」（H30～R9）
第3次愛南町良育推進計画「愛なん良育プランIII」（R2～R6）

64



施策に関係のあるデータや指標の数値を示しています。

基本事業名とめざす姿：
 施策のめざす姿を実現する手段となる「基本事業」名称とめざす姿です。

SDGsとの関連性：
 国連が提唱した「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標」を指すSDGsの17のゴールと施策との関連性を示しています。



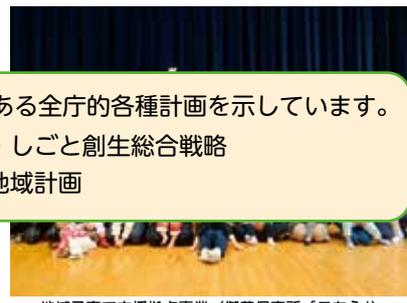
◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 子どもの健やかな成長 妊娠期から思春期まで親子が健やかに過ごすことができます。	妊娠20週以降の妊娠届出数	0件	0件	産婦人科と連携し、妊婦が早期に妊娠届出できるように取り組みます。
	3歳児健診の受診率	100%	100%	健診の重要性を周知し、現状維持を目指します。
	3歳児健診におけるむし歯のある子どもの割合	18.1%	16.0%	歯科指導を行い、むし歯予防に取り組みます。
	若年妊婦の割合			思春期から性教育を行い
2 保育サービス等の充実 保育サービスや放課後の居場所の充実により、保護者が安心して子どもを預けられ、働くことができます。	保育所を利用している保護者の満足(100点満点)			
	学童保育を利用している保護者の満足(100点満点)			
	放課後の児童の受入事業(施設)設置			
3 地域における子育て支援 子育ての不安や悩みを取り除きます。	子育てについて相談できる相手(場所)がいる(ある)保護者の割合	93.5%	100%	孤立する子育て世帯の解消を図り、現状の維持・向上を目指します。
	子育てについて相談できる相手(場所)の相談先数(人、行政機関等)	4.2相談先数	4.5相談先数	複数の相談先数の維持に取り組みます。
4 子どもの人権尊重 人権や権利が守られ、生活できます。	児童虐待認知件数(新規実人数)	0件	0件	関係機関との連携等により、児童虐待が起きないことを目指します。
	出会いの場を提供したカップルの延べ成婚数(基本計画期間累計)	5組	9組	出会いの場を増やし、成婚数の増加を目指します。
5 家族形成意識醸成の支援 若い世代を中心に結婚率が高まります。若い世代の婚姻や家族形成意識を醸成し、次世代が育成されます。	婚約率(人口1,000人当たり)	2.0%	2.5%	若い世代の婚姻に際して、補助を行い結婚率の上昇を目指します。

指標名：基本事業のめざす姿の達成度(成果)を示す指標名称
基準値：基本計画開始時のR2年度の現状値(一部の指標は、R2年度以外の値となります)
目標値：基本計画終了年度のR7年度末までにめざす値
指標の方向性：目標値の考え方または目標値への取り組み方向性



育児相談



地域子育て支援拠点事業(御荘保育所「こあら」)

基本事業と関連性がある全庁の各種計画を示しています。
戦略 まち・ひと・しごと創生総合戦略
強靱 国土強靱化地域計画

用語解説

合計特殊出生率 人口統計上の指標で、15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子ども的人数に相当するものです。

子育て世代包括支援センター 妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健福祉医療の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を一体的に提供する機関です。

用語解説：施策別計画の中での専門用語に関する解説です。

施策
1-1

次世代につなぐ子ども・子育て支援の充実

◆ 施策のめざす姿

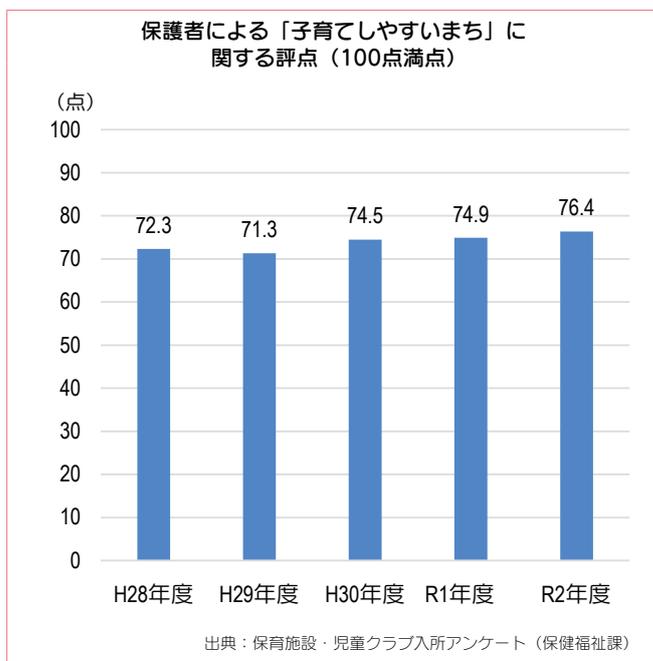
安心して産み、子育てができる環境を整えます。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
保護者による「子育てしやすいまち」に関する評点（100点満点）	76.4点	80.0点	保護者アンケート（評点75点以上で満足）の結果から、一定の満足度評価を得られていると捉え、目標値を設定しています。
合計特殊出生率	1.12	1.50	婚姻率を上げるための取組や、子どもを生み育てやすい事業実施に努め、出生数の減少の抑制を図り、全国平均を目指します。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 「安心して産み、子育てができる環境を整える」目標実現のために、仕事と育児の両立のための環境整備が重要となります。核家族化や少子化の進行、女性の社会進出等により家庭の養育力低下が懸念される中、保育事業に対する需要は益々高まり、また多様化の傾向にあります。保護者が安心して子どもを預け働けるよう、保育サービスや放課後の居場所の充実を図り、子どもの受け皿となる保育の安定的確保に取り組みます。併せて、子育ての不安や悩みを取り除き、不安を抱える保護者を孤立させないよう、子育て拠点の充実など児童の健全育成に努めます。
- 子どもの健やかな成長では、子育て世代包括支援センターを拠点に、妊娠期から思春期まで切れ目ない支援を推進していきます。
- 子どもの人権尊重では、子どもの人権や権利が守られ生活できるよう、児童虐待などの早期発見と防止に取り組みます。
- 合計特殊出生率は全国平均を下回り、出生数においても年々減少しています。家族形成の支援など少子化対策に引き続き取り組みます。



◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

- 第2期愛南町子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）
- 第2次愛南町健康増進計画「健康・生きいき・aiプラン」（H30～R9）
- 第3次愛南町食育推進計画「愛なん食育プランⅢ」（R2～R6）

序
論

基本
構
想

基本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

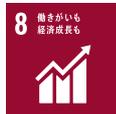
政
策
4

政
策
5

まち・こ
ども・こ
がね
総合戦
略

地
域
計
画
画
化

資
料
編



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 子どもの健やかな成長 妊娠期から思春期まで親子が健やかに過ごすることができます。	妊娠20週以降の妊娠届出数	0件	0件	産婦人科と連携し、妊婦が早期に妊娠届出できるように取り組みます。
	3歳児健診の受診率	100%	100%	健診の重要性を周知し、現状維持を目指します。
	3歳児健診におけるむし歯のある子どもの割合	18.1%	16.0%	歯科指導を行い、むし歯予防に取り組みます。
	若年妊婦の割合	1.5%	1.0%	思春期から性教育を行い、若年の望まない妊娠を減らすことを目指します。
2 保育サービス等の充実 保育サービスや放課後の居場所の充実により、保護者が安心して子どもを預けられ、働くことができます。	戦略 強靱 保育所を利用している保護者の満足度（100点満点）	80.6点	80.0点	継続した保育サービスの提供に努め、現状の維持・向上を目指します。
	学童保育を利用している保護者の満足度（100点満点）	76.8点	80.0点	継続した保育の提供維持に努め、現状の維持・向上を目指します。
	放課後の児童の受入事業（施設）設置数	8か所	8か所	学校統廃合の問題などを考慮し、適切な設置数維持に取り組みます。
3 地域における子育て支援 子育ての不安や悩みを取り除きます。	戦略 子育てについて相談できる相手（場所）がある（ある）保護者の割合	93.5%	100%	孤立する子育て世帯の解消を図り、現状の維持・向上を目指します。
	子育てについて相談できる相手（場所）の相談先の数（人、行政機関等）	4.2 相談先数	4.5 相談先数	複数の相談先数の維持に取り組みます。
4 子どもの人権尊重 人権や権利が守られ、生活できます。	児童虐待認知件数（新規実人数）	0件	0件	関係機関との連携等により、児童虐待が起きないことを目指します。
5 家族形成意識醸成の支援 若い世代を中心に婚姻率が高まります。若い世代の婚姻や家族形成意識を醸成し、次世代が育成されます。	戦略 出会いの場を提供したカップルの延べ成婚数（基本計画期間累計）	5組	9組	出会いの場を増やし、成婚数の増加を目指します。
	婚姻率（人口1,000人当たり）	2.0%	2.5%	若い世代の婚姻に際して、補助を行い婚姻率の上昇を目指します。



育児相談



地域子育て支援拠点事業（御荘保育所「こあら」）

用語解説

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの人数に相当するものです。

子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健福祉医療の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を一体的に提供する機関です。

施策 1-2 高齢者福祉の充実

◆ 施策のめざす姿

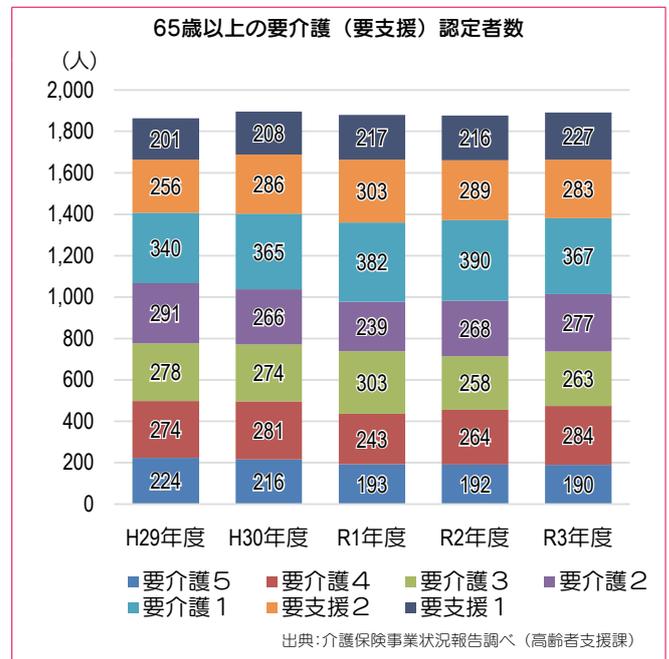
高齢者が健康で、生きがいをもって住み慣れた地域で生活できます。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
自立高齢者の割合	79.2%	80.0%	介護予防の促進や高齢者福祉の充実により元気な高齢者の増加を目指します。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 令和3（2021）年4月1日現在の高齢化率は44.8%で、令和22（2040）年には58.6%になると推計されています。また、町内の127地区（行政区）のうち53地区が限界集落であることに加え、単身高齢者世帯の割合の増加や活動している老人クラブ数が減少するなど、地域力の低下や人間関係の希薄化が進んでいます。一方で介護人材の不足も進んでいることから地域における支え合い連携の強化が必要となっています。
- 要支援・要介護認定の新規該当者の平均年齢は令和2（2020）年度では81.8歳・82.4歳と若年齢化しているため、高齢者になるべく要介護状態にならず自立した生活が送れるように「自立支援・重度化防止」に向けた取組を推進していきます。
- 介護人材の不足については、介護給付の適正化を行う一方で、新たな介護の担い手の確保と地域で支える仕組みづくりを進めていき、地域包括ケアシステムの更なる深化に向け取り組んでいきます。



◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

愛南町第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（R3～R5）



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 安心と尊厳のある暮らしの保持 高齢者の権利が守られるとともに必要な時に相談することができ、安心して暮らせるための支援を受けられます。	高齢者の人権が侵害された件数	4件	0件	早期発見・早期対応を図り、高齢者の権利が侵害されることをなくしていきます。
2 戦略 強靱 介護予防・健康づくり・生きがいの推進 自発的な社会活動や各種事業を通じて、介護予防・健康づくりに取り組み、生きがいを持って生活しています。	要支援認定者の新規該当者の平均年齢	81.8歳	82.3歳	介護予防や生きがいの促進により、健康寿命の延伸を図ります。
	要介護認定者の新規該当者の平均年齢	82.4歳	83.3歳	介護予防や各種事業により、重症化予防に取り組みます。
	生きがいをもっている高齢者の割合	55.2%	60.0%	活動の工夫や啓発により生きがいのある高齢者を増やしていきます。
3 戦略 地域における支えあい・連携の強化 地域における支え合いや連携を強化することで、高齢者が住み慣れた地域で生活していくことができます。	相談相手がない高齢者の割合	10.1%	8.0%	相談機関の周知や相談支援活動により高齢者の孤立を防ぎます。
	第2層協議体の設置数	0協議体	4協議体	地域の支え合い活動を促進するために協議体を設置していきます。
	他の事業所との連携ができていると答える医療・介護従事者の割合	72.3%	73.0%	各機関との連携推進の活動により、成果の向上を目指します。
4 強靱 住み慣れた地域で安心して暮らすための体制整備 在宅において日常生活の支援や住まいの支援を受けることで高齢者が安心して暮らすことができます。	高齢者福祉サービスの利用者数	1,367人	1,400人	積極的な事業の周知により成果の向上を図ります。
5 介護保険サービスの充実 介護や支援が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができます。	介護保険サービス利用者のうち施設サービスの利用割合	21.4%	21.0%	在宅サービスの充実を図り、成果の向上を目指します。
	町外施設に入所している高齢者の割合	0.3%	0.2%	給付の適正化を図ることにより、成果の向上を目指します。
	町内介護保険サービス事業所及び施設に勤務する介護従事者等の人数	707人	700人	就労促進と離職防止の取組により、現状維持を目指します。



介護予防教室



老人クラブ活動（グランドゴルフ大会）

用語解説

介護予防	高齢者ができる限り寝たきり等の要介護状態にならないようにしたり、要介護状態になった場合でも、少しでも状態を改善できるようにしたりすることです。
協議体	住民や支援者、行政等様々な主体がメンバーとなり、地域の支え合いの仕組みづくりを促進するための話し合いの場。協議体には町全域を範囲とした第1層と日常生活圏域を範囲とした第2層があります。
要介護度 (要介護・要支援)	介護保険制度で、介護の必要な程度に応じて定められた区分で、要支援1～2、要介護1～5の7段階に分けられています。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

まち
ひと
しごと
創生
総合
戦略

地
域
土
強
計
画
画
化

資
料
編

施策 1-3 障がい者（児）福祉の充実

◆ 施策のめざす姿

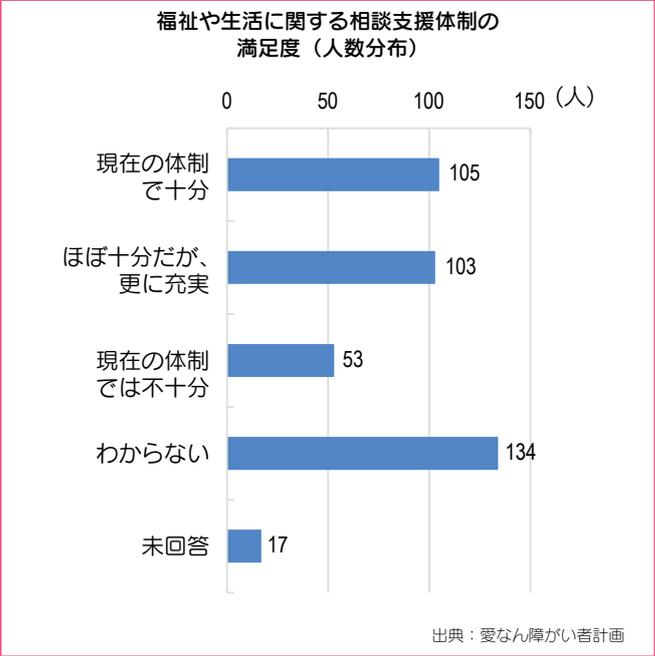
障がい者（児）が町内で自ら望む地域生活をいきいきと営むことができます。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
町内で生活をしている障がい者の割合	95.2%	95.0%	地域で安心して生活ができるための社会資源（人・もの）の確保・充実に取り組み、現状の維持・向上を目指します。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 近年、児童発達支援事業を利用する子どもや気になる子どもの人数が増加しています。そのため国は平成28（2016）年度に発達障害者支援法の改正を行い、発達障がいの早期発見と発達支援を行い、その支援が切れ目なく行われることに関する地方公共団体の責務を明らかにしています。
- 中核的な役割を果たす児童発達支援センター及び基幹相談支援センターの設置に取り組み、自立支援及び地域生活支援の推進など、必要な人に必要なサービスや制度が利用できるように相談支援体制の充実を図ります。
- 愛南町地域自立支援協議会や各部会を中心に日中活動の場など地域に必要な社会資源の確保・創出に取り組んでいきます。
- 障がいがあっても地域の中で本人の権利が損なわれない人にやさしいまちづくりや、地域の中で自分らしく活躍ができるように、社会参加の促進と就労支援に取り組んでいきます。



◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

愛なん障がい者計画
 （第3次愛南町障がい者計画・第6期愛南町障がい福祉計画・第2期愛南町障がい児福祉計画）

序論
基本構想
基本計画
政策1
政策2
政策3
政策4
政策5
まち・ひと・しごと創生総合戦略
国土強靱化
資料編



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 児童発達支援の充実 障がい児支援を、健診・相談から子育て支援の一環としてとらえ、ライフステージに沿って切れ目のない支援が得られ、家族は安心して子育てできます。	各種児童発達支援サービスを受けている子ども数	89人	90人	児童の受入れ体制の強化に取り組み、現状の維持・向上を目指します。
	適切なサービスを受けるために相談支援を利用している子ども数	76人	80人	保健、医療、福祉等が連携し、現状の維持・向上を目指します。
2 自立支援及び地域生活支援の推進 障がい種別に応じたサービスを受けることにより、住み慣れた地域で生活を送ることができます。	自立支援給付を受けている人数	477人	500人	近年の利用者数の伸び率（5%）から目標値を設定しています。
	地域生活支援事業の利用者数	520人	530人	成年後見制度の利用促進を図り、成果向上に取り組みます。
3 社会参加の促進と就労支援 障がい者（児）が社会参加しやすい環境が整い、地域社会の一員であるという意識が醸成します。	戦略 町内の就労支援事業所利用率	87.8%	88.0%	官民協働で新たな仕事の創出に取り組み、目標値の維持・向上を目指します。
	障がい者の日中活動の場を提供する事業所等の数	10箇所	12箇所	障がい者計画を推進することにより、成果向上に取り組みます。
4 障がい者の人権尊重 地域で、安全に暮らすために人権が尊重されています。	障がい者に関する権利が損なわれた件数（子ども、高齢者以外）	0件	0件	地域や関係機関と連携し、障がい者虐待の防止に取り組みます。



身体障害者福祉協議会



おれんじくらぶ療育

用語解説

児童発達支援事業	障がいのある子どもが、通所して日常生活における基本的動作及び知識技能の習得や集団生活に適應できるように訓練を行う事業です。事業には、未就学児が利用できる児童発達支援と就学児が利用できる放課後等デイサービスがあります。
児童発達支援センター	地域の中核的な療育支援施設として、障がいのある子どもとその家族のための相談や療育など総合的に支援をしていきます。施設では、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適應のための訓練を行います。
基幹相談支援センター	障がいのある人やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的役割を担う施設です。障がい種別や手帳の有無に関わらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行います。
愛南町地域自立支援協議会	地域の関係者が集まり、個別の相談事例を通じて明らかになった、地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備などについて協議をする場です。

施策 1-4 健康・医療体制の充実

◆ 施策のめざす姿

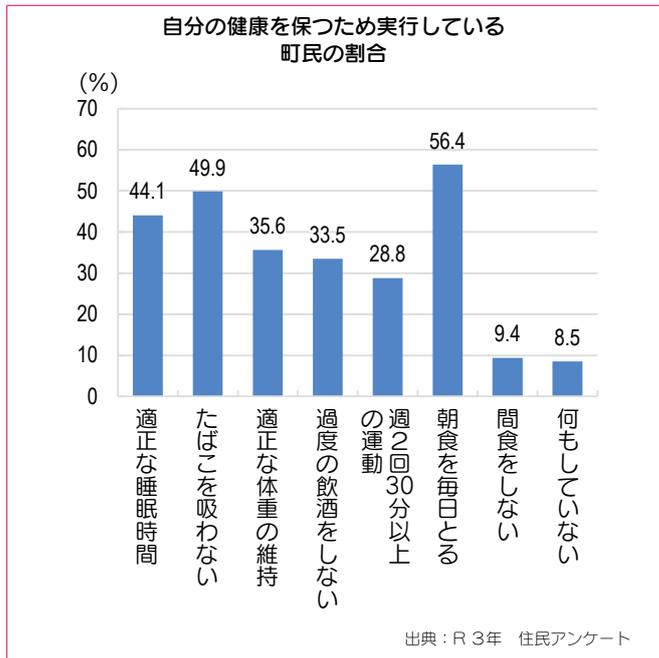
健康な暮らしができる町民が増えます。
町民が安心して医療を受けることができます。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
65歳以上で介護認定を受けていない町民の割合	79.2%	80.0%	健康づくりや生活習慣病の予防、病気の早期発見・早期治療に取り組むことにより健康寿命の延伸を目指します。
自分で健康と感じている町民の割合	78.4%	80.0%	運動や食事などの生活習慣の中で、自分に合った健康づくりを実践できるよう、情報提供や環境整備に取り組みます。
65歳未満の死亡率 (65歳未満人口千対)	2.2	1.8	健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病の発症や重症化予防、こころの健康づくりや感染症予防に取り組みます。
町内の医療体制に対する満足度	38.0%	40.0%	町民が安心して医療を受けることができるように町立病院、県立病院及び医師会と連携を深め、救急医療体制の維持を図るとともに、安定的な医師確保に取り組みます。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 高齢化に伴う疾病の慢性化、長期化、重症化などの影響を受け、医療ニーズは増大しています。限りある医療資源を守るため、ライフステージに応じた健康づくりの実践を支援し、生活習慣病の発症や重症化を予防できるよう取り組んでいきます。特に高齢者の生活習慣病の重症化やフレイルを予防するため「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を推進します。こころの健康では、生きることの包括的支援を図り、関係機関のネットワークを構築することで自殺対策を強化します。
- 医療体制では、救急医療を担う県立南宇和病院の常勤医不足が続いています。医師の赴任や定着を図るため、医学生や研修医、県内外の医師に対する働きかけを行い、住み慣れた地域で、症状に応じた適切な医療を受けられるよう、かかりつけ医の推進と総合的な医療体制の充実を図ります。また、子ども医療費助成制度を拡充し、子どもの疾病の早期発見と早期治療、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組んでいきます。
- 疾病の流行及び重症化を予防するため、引き続き予防接種を実施します。感染症に関する周知や啓発を行うと同時に、感染症の被害を最小限にとどめるため、関係機関との連携を強化します。



◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

- 第2次愛南町健康増進計画「健康・生きいき・aiプラン」(H30～R9)
- 第3次愛南町食育推進計画「愛なん食育プランⅢ」(R2～R6)
- 第2次愛南町自殺対策計画 (R4～R8)
- 第2期愛南町保健事業実施計画「データヘルス計画」(H30～R5)

序論

基本構想

基本計画

政策 1

政策 2

政策 3

政策 4

政策 5

まち・ひと・しごと創生総合戦略

国土強靱化

資料編



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 生活習慣病の予防 自分に合った健康づくりの方法で健康管理ができます。	喫煙している町民の割合	取得予定	—	喫煙の害を普及啓発することで、喫煙者の減少に取り組みます。
	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している町民の割合	取得予定	—	適正飲酒の普及啓発により、多量飲酒者の減少に取り組みます。
	20歳の時の体重から10kg以上増加している町民の割合	取得予定	—	食事・運動等の生活習慣の改善により、肥満者の減少に取り組みます。
	1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している町民の割合	取得予定	—	自分にあった運動の普及啓発により実施率の向上に取り組みます。
2 早期発見・早期治療の推進 健（検）診を定期的に受診し、病気が早期に発見され、早期に治療を行います。	年1回健診を受けている町民の割合	取得予定	—	生活習慣病予防を目指し、健康診査の受診率向上に取り組みます。
	年1回がん検診を受けている町民の割合	取得予定	—	がんの正しい情報を提供し、がん検診の受診率向上に取り組みます。
3 こころの健康づくり こころの悩みを相談したり、軽減することでこころの健康を保ちます。	ストレスを解消する方法をもっている町民の割合	69.8%	70.0%	自分にあったストレス解消法が実践できるよう普及啓発に取り組みます。
	人口10万あたり自殺死亡率	14.3	12.8	関係機関との連携により目標値12.8を下回ることを目指します。
4 感染症予防対策の推進 感染症の予防・啓発に努め、発生・まん延を防ぎます。	各種予防接種の接種率	取得予定	—	感染症予防のため、予防接種の接種率向上に取り組みます。
5 医療保険制度の健全運営 医療保険制度を健全に運営します。	国民健康保険の一人当たりの年間保険給付費	336,188円	336,000円	近年の年間保険給付費は上昇傾向のため現状維持を目指します。
	国民健康保険税の収納率	97.22%	98.00%	県平均を上回る現在の収納率の維持・向上を目指します。
	後期高齢者医療の一人当たりの年間保険給付費	712,750円	712,000円	近年の年間保険給付費は上昇傾向のため現状維持を目指します。
	後期高齢者医療保険料の収納率	99.85%	99.86%	現状が高い水準にあるため、現状の維持・向上を目指します。
6 福祉医療費助成制度の充実 社会的・経済的に弱い立場にある方の医療費に係る経済的負担を軽減します。	福祉医療費年間助成額	119,580千円	125,000千円	子ども医療費助成の拡大等、経済的負担の軽減に取り組みます。
7 安心して医療を受けられる体制の確保 一次・二次救急医療体制の確保と町内医療機関の連携により、地域医療の充実を図ります。	一次救急医療に従事する常勤医師数	12人	13人	町内医療機関との連携を図り、一次救急医療体制の維持に取り組みます。
	二次救急医療に従事する常勤医師数	10人	10人	県・大学等と連携を図り二次救急医療体制の維持に取り組みます。
	かかりつけ医をもっている人の割合	62.0%	70.0%	町の救急医療体制維持のために、かかりつけ医をもつことの啓発に取り組みます。

用語解説

フレイル

加齢に伴う「身体的」な衰えだけでなく、認知機能の低下による「精神的」な衰えや閉じこもりなどの「社会的」な衰えなど複数の要因が関連した虚弱な状態をいいます。その状態が続くと生活機能が低下し、将来、要介護状態となる危険性が高くなります。

施策 1-5 地域福祉の推進

◆ 施策のめざす姿

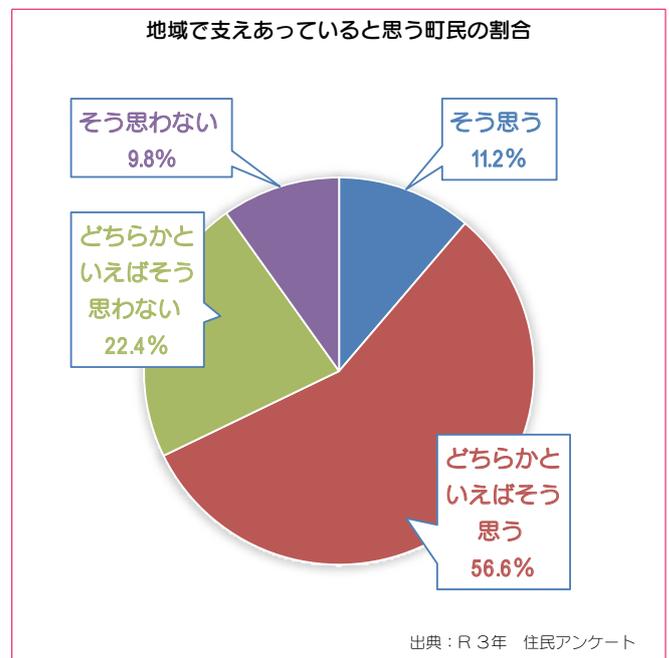
住み慣れた地域で、お互いに支えあいながら安心して暮らすことができます。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
地域で支えあっていると思う町民の割合	67.8%	70.0%	地域の生活課題に対して、住民相互が自主的に支え合い、助け合う意識の醸成を図ります。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの変化に伴い、相互扶助によるつながりの希薄化や担い手の問題など、地域社会における支え合いの基盤が弱まりつつあります。そのような中、地域の住民や多様な団体が主体的に参画し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。
- 地域福祉の推進には、地域住民等の参画が不可欠です。今後、「自助」「共助・互助」「公助」の仕組みを強化した地域福祉活動への住民参画を促していくためには、民生児童委員をはじめとする担い手の確保と育成がより重要視されます。
- 地域が抱える課題は、「生活困窮」「子育て」「高齢者」「障がい」など多岐の分野に渡り、また複雑化・複合化しています。支援が必要な人を適切な支援につなげるためには、これまでの単一の制度による支援では対応に限界があることから、分野を超えた横断的な支援体制の構築や、地域での支えあいや交流等の機会確保の取組を推進していきます。



◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

第4次愛南町地域福祉計画（R3～R8）



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 総合相談窓口による支援 いつでもどこでも誰でも相談ができ、適切な支援を受けられます。	総合相談窓口での相談・支援件数	取得予定	—	誰でも幅広く相談を受けられる、「断らない相談支援」体制の充実に努めます。
2 地域福祉活動への参画推進 地域住民が福祉活動に参画しやすい環境を整備することで、地域福祉活動を活性化します。	強靱 民生児童委員の年間延べ相談・支援件数	2,292件	3,200件	地域住民の身近な相談相手として、見守り活動の推進に取り組みます。
	福祉分野のボランティア参加者数	770人	2,400人	地域の交流・参加・連携の支援に取り組みます。
3 社会福祉制度の円滑運営 社会福祉制度を円滑に運営します。	公的な社会福祉制度に基づく延べ支援者数	6人	3,700人	誰もが、必要な制度や施策につながることを目指します。



福祉のまちづくり座談会



SDGs ほりだしもん市

用語解説

自助	町民一人ひとりが豊かな生活を送るために、自らのことに対して努力することです。
共助・互助	町民同士が近隣の方々と豊かな地域づくりのために協力・協働することです。
公助	法律や制度に基づいて、行政機関などが提供する公的サービスのことです。（保健、医療、消防など）

施策 2-1 循環型社会の形成

◆ 施策のめざす姿

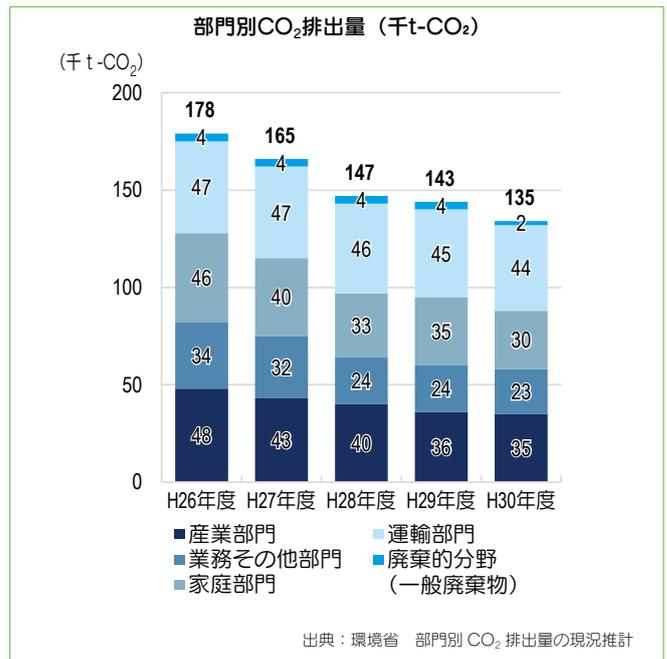
環境負荷の少ない生活を実践し、廃棄物の排出を抑制することにより、自然環境にやさしいまちになります。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
最終処分量	1,153t	1,107t	ごみの排出抑制や資源化を行政、事業者、住民が一体となっ て行い、廃棄物を適正に処理することにより最終処分量の減 量化を図ります。
愛南町の CO2 排出量 (産業、家庭含む)	135,000 tCO ₂	120,000 tCO ₂	国は、2030年度の温室効果ガスを2013年度比46%削減する 目標を掲げたことから、脱炭素化に向けた取組を加速させ、 CO ₂ の排出を抑制します。
公共水域の水質の基準達成率	81.3%	100%	町内8河川及び2水路の検査地点16箇所において水質を検査 し、環境省の定める環境保全や人の健康の保護に関する環境 基準を目指します。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 地球温暖化防止のため、二酸化炭素の排出量を抑制して
いくことが求められています。家庭や事業所での効率的
なエネルギーの利用を推進していくとともに、自然環
境・生活環境に配慮した機器の導入や再生可能エネ
ルギーの利用促進に引き続き取り組みます。
- 快適な生活環境の向上や美しい水環境の保全のため、集
落排水や町営浄化槽の生活排水処理施設の整備を進め、
集落排水施設の接続率の向上や、PFI手法による浄化
槽整備によって污水处理人口普及率の向上を図ります。
- ごみの発生量は、排出抑制や分別の徹底等により減少傾
向にあります。4R（発生抑制、削減、再使用、再生利
用）を進めることにより、さらなるごみの減量化に取り
組んでいきます。不法投棄対策については、不法投棄巡
視員・監視員等と連携し、引き続き不法投棄の解消に取り
組んでいきます。
- 地球環境の変化に伴い、廃棄物を出さないライフスタイル
や事業活動への転換が求められています。本町の廃棄
物処理等については、ごみ処理・リサイクル体制の充実
を図りながら、循環型社会の実現に取り組んでいきま
す。



◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

- 第2次愛南町環境基本計画（H30～R9）
- 第2次愛南町生活排水対策推進計画（H30～R9）
- 愛南町第2期町営浄化槽整備推進事業計画（R2～R11）
- 第2次一般廃棄物処理基本計画（H28～R7）
- 愛南町分別収集計画（R2～R6）

序論
基本構想
基本計画
政策1
政策2
政策3
政策4
政策5
まち・ひと・しごと創生総合戦略
国土強靱化



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 生活環境の保全 生活環境が適正に管理され、安全で快適に暮らせます。	強靱 自然や住居の周囲が適正な管理がされてきていると感じている町民の割合	70.5%	75.0%	適正管理を実感する町民割合の伸び率から目標値を設定しています。
2 再生可能エネルギーの推進 住民の環境意識が高揚し、エネルギーの有効活用、再生可能エネルギーの利用が増え、脱炭素が進んでいます。	戦略 強靱 再生可能エネルギー設備の導入容量	39,895kW	75,000kW	経済産業省の設備認定状況や整備計画から目標値を設定しています。
3 生活排水の適正処理 公共用水域の水質を保全し、衛生的な水環境を維持します。	戦略 強靱 汚水処理人口普及率	47.4%	61.8%	県の生活排水処理構想の目標値を基に設置しています。
	農業・漁業集落排水処理施設への接続率	82.7%	85.1%	過去5年の伸び率から目標値を設定しています。
	合併浄化槽設置基数	2,223基	2,648基	町営浄化槽整備推進事業における目標基数等から目標値を設定しています。
4 4Rの推進 ごみの発生抑制 (Refuse)、削減 (Reduce)、再利用 (Reuse) 及び再生利用 (Recycle) を進めることにより、環境への負荷を軽減します。	戦略 町民一人当たりのごみの排出量	622g/日	597g/日	排出抑制や資源化を推進することで、ごみの減量化に取り組みます。
	リサイクル率	22.4%	27.0%	環境省の目標値27%以上の成果向上を目指します。
	分別不適合件数	58件	29件	指導啓発により、不適合件数の減少を目指します。
	不法投棄苦情件数	23件	12件	指導啓発、関係機関との連携により、苦情件数の減少を目指します。
5 ごみ処理体制の適正化 災害時の対応を含め、廃棄物を安全かつ適正に処理します。	強靱 町民一人当たりの廃棄物処理費用	9,798円	9,406円	廃棄物の減量化に取り組み、処理費用の減少を目指します。
	災害時の廃棄物処理について知っている町民割合	取得予定	80.0%	啓発や関係機関との連携により、住民への周知に取り組みます。



家庭ごみの回収



太陽光発電

用語解説

再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガスといった資源に限りのある化石エネルギーとは異なり、太陽光や風力、地熱など、自然界に常に存在している枯渇しないエネルギーのことをいいます。
PFI	プライベート・ファイナンス・イニシアティブ (Private Finance Initiative) の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のことをいいます。
汚水処理人口普及率	集落排水施設を利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口（住民基本台帳人口）で除して算出した汚水処理施設の普及状況の指標のことをいいます。
公共用水域	公共利用のための水域や水路で、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路のことをいいます。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

まち
ひと
こと
創生
総合
戦略

地
域
土
強
計
画
画
化

資
料
編

施策 2-2 道路環境の充実

◆ 施策のめざす姿

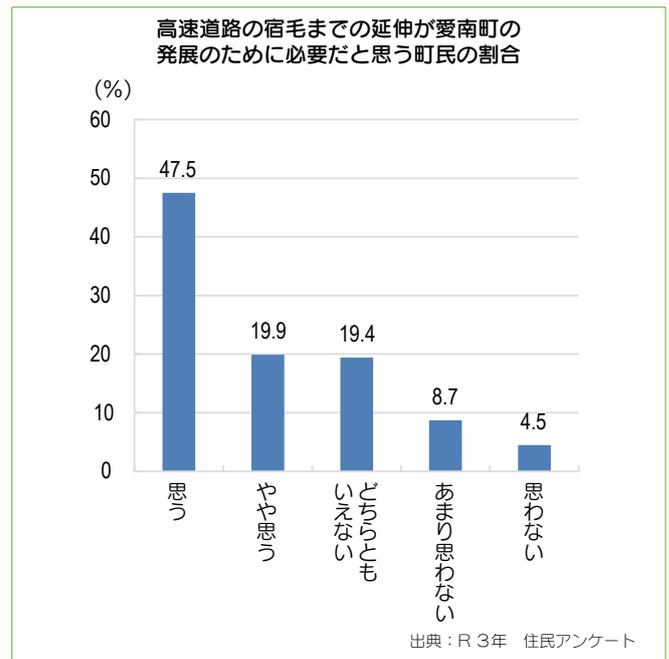
町外への移動時間が短縮され、安全で快適な通行ができます。
町内の道路において安全で快適な通行ができます。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
愛南町役場から松山市までの自動車での所要時間	130分	130分	津島道路「津島岩松IC～内海IC」10.3kmの進捗状況は、用地買収と並行して新内海トンネルの掘削に着手しています。未事業化区間である「宿毛～内海」間については、新規事業化に向け要望活動に取り組みます。
町内の道路環境の満足度	69.7%	71.0%	国道及び県道は、線形不良改善等を継続して要望します。町道については、計画的な道路改良事業及び維持管理を行い目標の達成を目指します。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 本町は、「四国8の字ネットワーク」を形成する高速道路の空白地帯として長く早期整備を待ち望んでいます。津島道路「津島岩松IC～内海IC」の現況は、用地買収と並行し柏地区においては新内海トンネルの掘削に着手しています。
- 未事業化区間である四国横断自動車道「宿毛～内海」間は、新規事業化採択に必要な都市計画決定が完了したことにより、新規事業化に向けた要望を実施します。
- 本町の道路実延長は、国道29km、県道155km及び町道528kmです。一方、道路改良率は、町道52.0%と県道80.9%に比べ低い水準となっています。
- 町道等の整備と維持管理は、町民が安全で快適な通行ができるように、中長期事業計画及び愛南町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、町民からの要望を考慮し、計画的に町道等の改良や補修等を進めていきます。
- 国道及び県道は、道路幅員と線形不良の改善のため継続して要望を行っていきます。



◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

愛南町橋梁長寿命化修繕計画

◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
<p>1 戦略 強靱</p> <p>愛南町への高速道路の早期延伸</p> <p>町外（宇和島・幡多圏域等）への移動時間が短縮され、快適で安全な通行ができます。</p>	宿毛市までの高速道路延伸は、町の発展のために必要と考える町民の割合	86.8%	90.0%	今後町民の高速道路延伸への関心が高まると考えられることから、引き続き新規事業化に向けた要望に取り組みます。
<p>2</p> <p>国・県道の整備促進</p> <p>道路環境が改善され、町外への移動時間が短縮されるとともに、快適で安全な通行ができます。</p>	国道・県道の道路満足度	70.8%	72.0%	国道及び県道の線形不良改善等を継続して要望し、目標の達成を目指します。
<p>3 強靱</p> <p>町道等の整備と維持管理</p> <p>町民に身近な生活道路を整備及び適正な維持管理を行い、安全で快適な通行ができます。</p>	町道の道路満足度	68.6%	70.0%	計画的に維持管理を行い、満足度を向上させ目標の達成を目指します。
	町道（規格道路）の改良率	52.0%	54.0%	計画的に道路改良を行い、改良率の向上を目指します。
	改修により安全性が確保された橋梁数（基本計画期間累計）	0橋	8橋	長寿命化修繕計画に基づき計画的に改修に取り組みます。
	道路管理上の損害賠償請求件数	0件	0件	町道等のパトロール強化などを継続し、早期修繕等に取り組みます。



四国横断自動車道「宿毛～内海」間（愛南町中心部）

用語解説

高速道路

自動車安全快適に高速運転できるための自動車専用道路で、歩行者、自転車、125cc以下の普通自動二輪車及び原動機付自転車等は通行ができません。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

まち
ひと
しごと
創生
総合
戦略

地
域
土
強
計
劃
画
化

資
料
編

施策 2-3 公共交通の確保

◆ 施策のめざす姿

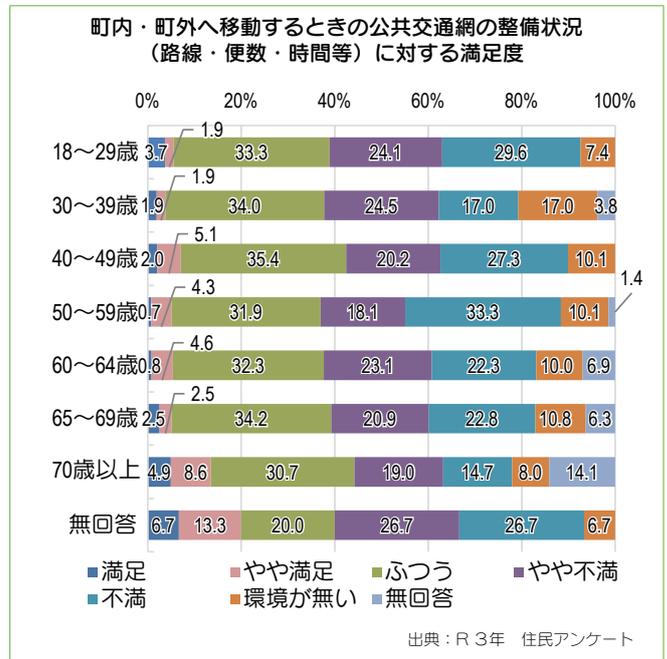
町内の移動に困る方が減少します。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
町内での移動に困らない世帯割合	取得予定	60.0%	町内での移動手段は自家用車や公共交通機関（民間運行バス、コミュニティバス、タクシー）等があり、それらを最大限活用して目標値の向上を図ります。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 本町では、民間事業者のバス路線の一部廃止に伴い、平成18（2006）年度からあいなんバス（コミュニティバス）を運行し、公共交通の維持に努めてきました。令和4（2022）年度からは町内8路線を運行します。
- 人口減少等により、あいなんバスの利用者は年々減少傾向にありますが、高齢者の免許返納者数は増加しており、交通安全の面からも公共交通の重要性が高まっています。
- 平成18（2006）年10月の道路運送法の改正により、地方公共団体、交通事業者、住民、関係者等が地域交通のあり方を検討する地域公共交通会議の仕組みが導入されました。また、本町では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に基づき、平成26（2014）年度に愛南町地域公共交通網形成計画を策定しました。
- 令和2（2020）年11月の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、地域公共交通網形成計画から改称された地域公共交通計画の策定が求められており、当該計画を策定した上で、地域の実情に応じた持続可能な公共交通体系の構築に取り組んでいきます。



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 町による生活交通の確保 需要に合わせた効果的・効率的で持続可能な交通手段を確保します。	戦略 町営の交通手段の年間利用者数	36,725人	45,000人	町内バス路線の再編による町営運行バス路線増加及び利便性向上等による年間利用者数や町の事業額の増加を見込んでいます。
	町営の交通手段を運営するために必要な一世帯当たりの負担額	3,833円	7,000円	
2 公共交通機関の利用促進 既存のバス路線維持のために、町民のバスの利用を促進します。	町内を運行する民間運行バスの年間利用者数	209,447人	175,000人	町内バス路線の再編による民間運行バス路線減少及び利便性向上等による年間利用者数の増加、乗車率の向上、負担額の減少を見込んでいます。
	町内を運行する民間運行バスの平均乗車率	5.21%	24.0%	
	民間運行バスの町内路線維持に必要な一世帯当たりの負担額	5,322円	2,000円	



あいなんバス



宇和島バス

施策 2-4 安定的な水道水の供給

◆ 施策のめざす姿

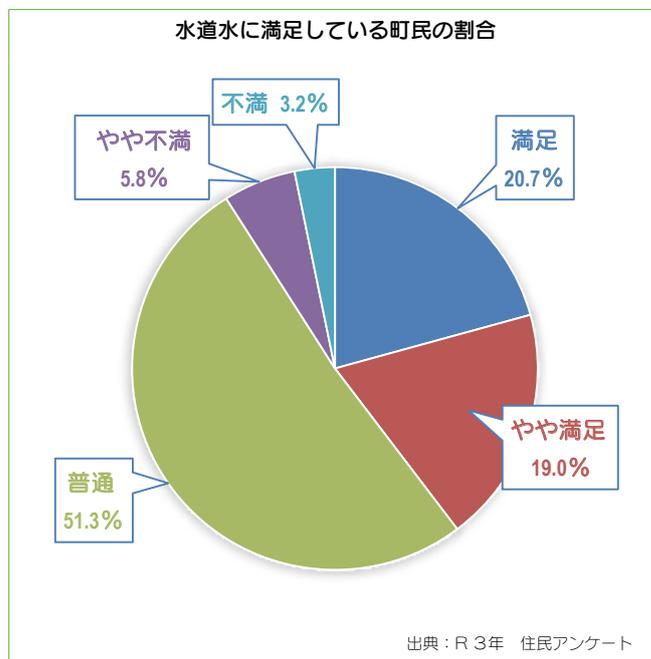
安定的に「安全・安心な水道水」を利用することができます。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
水道水に満足している町民の割合	91.0%	91.0%	現状が高い水準にあるため、現状の維持・向上を目指します。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を平成29（2017）年3月に策定し、中間年の令和3（2021）年度に見直しを行いました。今後もこの「経営戦略」の進捗管理を行い、定期的に見直しを図ります。
- 給水人口の減少に伴い、水道料金は年々減少している中、「料金制度の適正化」が求められ、財政状況を考慮し検討・実施していきます。
- 災害時等に安定した水道水の供給を確保するため、老朽化した施設の更新や水道管の更新・耐震化が求められ、ダウンサイジングも検討しながら計画的な更新等を進めます。



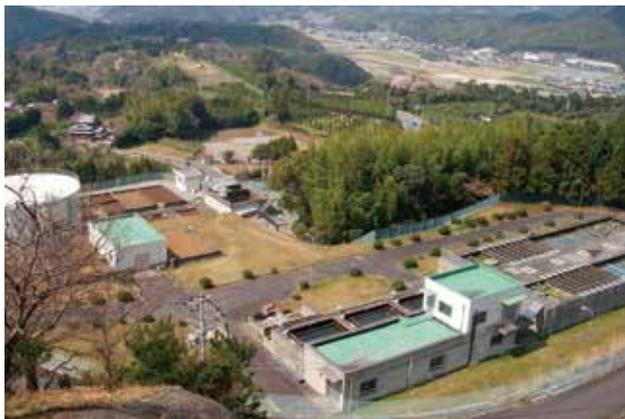
◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

愛南町水道事業経営戦略

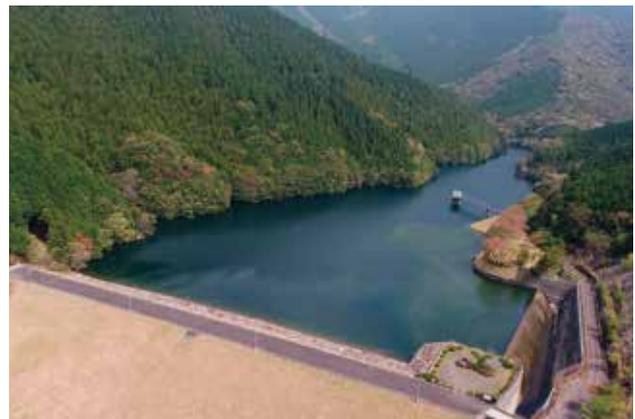


◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 安定的な給水の推進 老朽施設（配水管等）が整備され安定的に給水できています。 有収率の向上により、施設維持管理費が低減できます。	有収率	76.0%	76.5%	老朽管の更新により有収率の向上を目指します。
	突発的な断水件数	60件	45件	過去4年間の平均断水件数を下回ることを目指します。
2 経営の安定化 水道の運営基盤を強化し、適正な料金で使用できる体制を確立できています。	公営企業会計における経常収支比率（一般会計基準外繰入金を除く）	82.35%	80.00%	給水人口の減少に伴う料金制度の適正化を目指します。
	料金収納率	98.8%	98.8%	現在の収納率の維持・向上を目指します。
3 地震・災害に強い水道の整備 管路の耐震化、主要浄水場への自家発電の整備により、地震・災害時の断水等の被害を最小限にとどめます。	強靱 管路の耐震化率	29.0%	31.9%	経営戦略に基づき計画的な管路の更新を目指します。
	浄水・送水施設における自家発電設備設置割合	75.0%	87.5%	地震・災害に備えた施設の整備を目指します。
4 安全な給水の推進 清浄で安全な水道水を利用できます。	浄水場の施設維持管理上の不具合件数	0件	0件	施設の適正管理を行い、不具合が起きないことを目指します。
	水道水の水質検査において、基準値を上回った件数	0件	0件	常に安全で良質な水を町民に安定供給することを目指します。



城辺浄水場



大久保山ダム

用語解説

経常収支比率
(公営企業会計)

経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すものです。この比率が高いほど経常利益率が高いことを表し、100%未満であることは収益で費用を賄えず、経常損失が生じていることを意味します。

一般会計基準外繰入金

総務省が示した消火栓設置費、維持管理費等の一般会計が負担すべき経費（基準内繰入金）を除く経費での繰入金をいいます。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

まち・ひと・しごと
創生総合戦略

国土
強靱
計画
画化

資料
編

施策 3-1 水産業の振興

◆ 施策のめざす姿

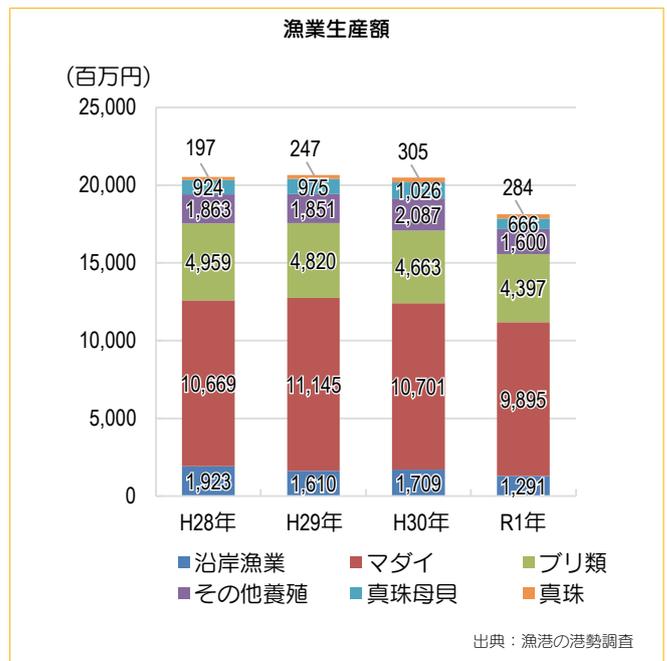
漁業経営の安定化及び持続可能な水産業が推進されています。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
漁業生産額	18,133 百万円	21,000 百万円	水産業全般でSDGsの取組を推進することにより、長期的には生産額の向上が見込まれます。
漁業経営体数	490経営体	500経営体	漁業者の働きやすい環境を整備し、またICT等を活用したスマート水産業を進め、経営体数の増加を目指します。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 魚価低迷が続く、餌代や燃油価格の高騰により漁家経営は苦しい状態が続いています。また、少子高齢化と後継者不足も相まって、漁業者の減少が止まらず、漁業経営体数と登録漁船数はともに減少しています。本町の水産業を取り巻く環境はますます厳しくなっており、産学官連携による水産業支援体制を強化し、環境に配慮した持続可能な漁業を推進していきます。
- 現在の漁港施設等は高度経済成長期に整備されたものが多く、老朽化が進行しています。これらの施設機能を継続的に発揮していく為、強靱な施設として更新及び強化を図り、漁業生産の効率性の向上や波浪時の安全確保などを行っていきます。
- 漁船・養殖漁業の振興策として、水産物の付加価値向上につながる施設等の整備を支援します。また、ぎょしょく教育や豊富な水産物を活かし大規模消費地での「愛南町」の知名度向上を図りながら販売力を強化し、また6次産業化と新規就業者支援を推進します。
- 新養殖品種の開発、漁業に関する情報や作業にICT、IoT技術の導入支援を行い生産効率の向上を図ります。また、魚病や赤潮による被害低減、耐性アコヤ貝の開発等の試験研究を推進していきます。



◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

愛南町水産・食料基地構想

序論
基本構想
基本計画
政策1
政策2
政策3
政策4
政策5
まち・ひと・しごと創生総合戦略
国土強靱化計画
資料編



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 水産基盤の整備 漁港機能の充実を図り、漁業活動の安全性と稼働率が高まっています。高潮、津波等による被害から背後地の生命や財産を防護します。災害に強い強靱な施設が維持をされています。	強靱 漁港・海岸施設の漁船最多利用率	103.9%	90.0%	適切な施設整備を行い、利用率90%以上の維持を目指します。
	漁港・海岸施設の施設災害発生件数	0件	0件	適切な維持管理や施設整備を行い、災害発生件数0を目指します。
2 漁業の安定経営 新技術の確立及び支援体制の整備によって、付加価値の高い水産物を安定的に供給できるようになります。良好な漁場環境を保全し、安全安心な水産物の振興を目指します。	地区内漁業種別水揚金額	2,637百万円	2,800百万円	近年の水揚金額から目標値を設定しています。
	アコヤ貝（真珠母貝）種苗生産量	1,841万個	2,060万個	近年の種苗生産量から目標値を設定しています。
	水産用水基準の不適合件数	0件	0件	現状の基準を維持して、不適合がないことを目指します。
3 ぎょしょく教育と消費拡大 ぎょしょく教育の普及推進活動によって、魚食と健康に関する理解が進み、魚の消費が拡大します。ぎょしょく教育を通じて、地産地消を推進し、地元水産物の消費が拡大します。	戦略 ぎょしょく教育に参加した延べ人数	5,251人	5,000人	近年の参加人数から目標値を設定しています。
	公共施設の給食における地元水産物の利用額	22,493千円	30,000千円	近年の利用額から目標値を設定しています。
	漁協直販増加額	501,998千円	550,000千円	近年の直販増加額から目標値を設定しています。
4 生産者、漁協、行政及び大学の共同連携強化 関係者が連携を図ることにより、地域の抱える水産課題を解決します。	戦略 共同開発研究をした延べ件数	14件	15件	近年の共同開発研究数から目標値を設定しています。
	市場で付加価値が高い水産物数	4種	5種	産学官連携により成果向上を目指します。
5 漁業後継者の育成 地域漁業を担う漁業者を育成します。	町内の漁業従事者の割合	8.1%	8.2%	学生等若い世代へ水産業への理解を深め、就業者の増加を目指します。
6 持続可能な漁業の推進 カーボンニュートラル漁業を目指し、環境負荷の軽減と資源の持続性に配慮した漁業が推進されています。	水産エコラベル認証に基づく輸出量	53.0t	63.6t	近年の輸出量から目標値を設定しています。



養殖真鯛のえさやり



愛南町水産業イメージ図

用語解説

ぎょしょく教育	本町が行う教育プログラムで「魚触」「魚色」「魚職」「魚殖」「魚師」「魚食」「魚植」の7つの「ぎょしょく」をコンセプトとし、水産物に対する正しい知識や地元水産業に対する理解の拡大を図り推進しています。
IoT	Internet of Thingsの略称で、インターネットに様々なものを接続することをいいます。
水産エコラベル認証	水産資源や生態系などの環境にやさしい方法で行われている漁業や養殖業を認証する仕組みをいいます。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることをいいます。

序論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

まちづくり戦略

国土強靱化

資料編

施策
3-2

農林業の振興

◆ 施策のめざす姿

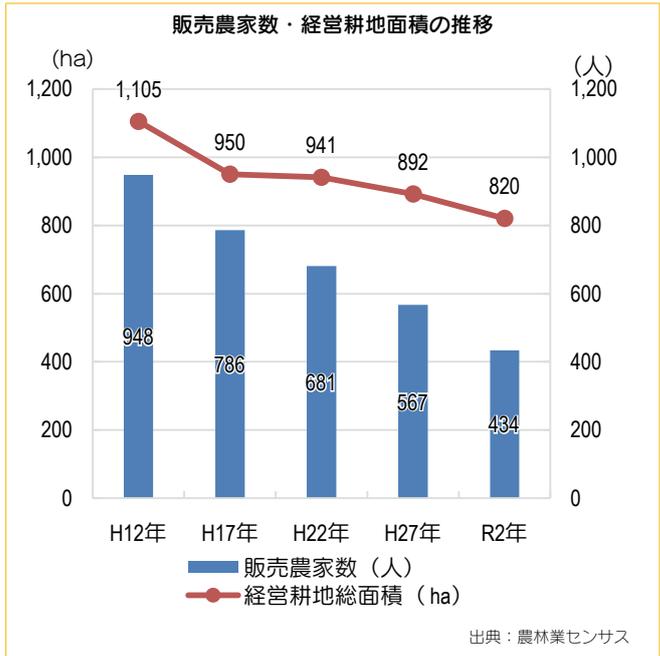
自然環境に配慮しつつ、地域特性を活かした安全安心な農林産物の安定生産及び販売が行われ、付加価値が向上することにより所得が向上します。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
農業産出額	233 千万円	233 千万円	生産年齢人口が減る背景において、農業算出額の維持を図るため、担い手の育成・確保、経営安定に資する生産支援及び農作物の高付加価値化に取り組みます。
林業素材生産量	7,407m ³	10,000m ³	生産性の高い林業の確立を目指し、作業システムの最適化や作業改善等を図り、林業事業者と連携して、高い生産性を実現できるよう取り組みます。
耕作面積	1,383ha	1,383ha	担い手の高齢化やリタイアが進む背景において、耕作面積の維持を図るため、農地等の利用の最適化に取り組みます。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

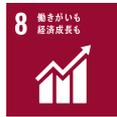
- 農林業を取り巻く環境は、農林産物価格の低迷、資材高騰、鳥獣被害等により大変厳しい状況が続いており、担い手の確保や農地の維持管理が大きな課題となっています。
- 農林業の維持発展のため、農地利用の最適化を推進し、意欲ある多様な担い手の確保、安全安心な生産体制を構築します。併せて、地域の特性を活かした農畜産物の産地化や高付加価値化を推進し、農林業者の所得向上に取り組んでいきます。
- 地域農業を担う中心経営体が、農地の継承や農村環境の保全、整備に自ら向き合い、将来の地域農業の維持発展に能動的に取り組めるよう推進していきます。
- 作業負担の軽減や安全性向上のため、愛南町農村振興基本計画に基づき、効果を図りながら農地整備に取り組み、農業農村の環境整備による総合的な支援を推進します。
- 森林の適切な整備や保全を図るとともに、新たな森林管理システムを推進し、事業量と労働力の安定確保による素材生産量の向上に取り組んでいきます。



◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

愛南柑橘営農環境改革プラン、水田収益力強化ビジョン（R2～R5）

序論
基本構想
基本計画
政策1
政策2
政策3
政策4
政策5
まち・ひと・しごと創生総合戦略
国土強靱化
資料編



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 戦略 担い手の育成と確保 県、JA等と連携し、募集、研修、経営定着、経営発展、経営継承まで、一貫した支援が受けられ、意欲のある経営体や集落営農組織などの多様な担い手が確保・育成されています。	新規就農者数 (基本計画期間累計)	—	12人	近年の動向から新たな担い手3名/年の確保を目指します。
	認定農業者数	158人	158人	近年の認定数の動向から現状維持を目指します。
	農地所有適格法人数	14経営体	18経営体	近年の法人数の動向から1経営体/年の増加を目指します。
2 戦略 農地の継承 持続的な農業推進のために、農地が継承されています。	新規利用権設定数 (基本計画期間累計)	—	296件	近年の利用権の動向から新規設定数の確保を目指します。
	農地利用集積面積	300ha	300ha	近年の動向から農地利用集積面積の現状維持を目指します。
3 戦略 経営安定と産地化の推進 経営安定のための各種支援が活用され、産地化が進み、農業経営が継続されています。	産地化、高付加価値化を進める農産物(野菜)の作付面積	36.3ha	40.0ha	近年の動向から作付面積の維持・向上を目指します。
	産地化、高付加価値化を進める農産物(柑橘)の作付面積	449.7ha	450.0ha	近年の動向から作付面積の維持・向上を目指します。
	水田の有効活用面積	24.4ha	28.0ha	水田における高収益作物の作付拡大を目指します。
	セーフティネット加入経営数	422件	422件	近年の認定農業者数の動向から現状維持を目指します。
4 強靱 農地の保全・農村環境の整備 適正な農地管理、鳥獣被害軽減及び生産性が高い農地や農道、水路、防災重点ため池の整備がされています。	鳥獣被害面積	11.97ha	10.00ha	近年の動向から鳥獣被害面積の維持・減少を目指します。
	農業施設整備完了割合	91.4%	100%	現状が比較的高い水準にあることから現状維持・向上を目指します。
5 強靱 新たな森林管理システムの推進 森林経営管理制度と森林環境譲与税を両輪とした新たな森林管理システムを推進し、林業事業者の事業量と担い手が安定確保されています。	間伐面積	110ha	130ha	近年の動向から間伐面積の維持・向上を目指します。
	林業従業者数	28人	35人	新規従事者の確保等により、維持・向上を目指します。
6 農業地域資源を活用した農作物の高付加価値化 河内晩柑をはじめとする愛南産農産物やグリーン・ツーリズムの取組等、魅力ある愛南町の情報を発信し、愛南のファンが増加しています。	愛南ゴールド等販売促進部会における河内晩柑等の販売額	120万円	300万円	首都圏等への販促活動により、高水準での売上額維持を目指します。
	河内晩柑の果汁及び果皮の販売数量(委託搾汁分)	取得予定	—	二次加工メーカー等、果汁・果皮の販路開拓により、販路獲得を目指します。
	グリーン・ツーリズム等の体験提供イベント参加者数	130人	143人	町の資源を活用した体験を新たに創出し、参加者数の増加を目指します。
	ホームページやSNSを活用した情報発信数	74件	96件	各媒体の発信数を増加し、各4回/月の情報発信を目指します。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

まち・ひと・しごと
創生総合戦略

地国土強
計画
画化

資料
編

施策
3-3 商工業の振興

◆ 施策のめざす姿

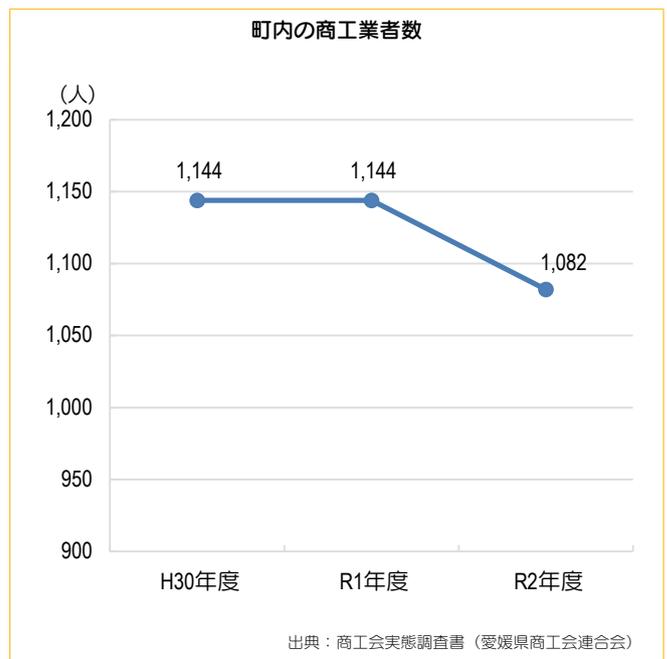
商工業者の生産性や販売力が強化されることにより、事業活動が継続され、地域が活性化しています。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
町内の商工業者数	1,144業者	1,000業者	人口減少等の要因による町内の商工業者数の減少が、少しでも抑制されるように各種施策に取り組みます。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 本町の商工業者数は、近年減少傾向となっています。商工業者の8割以上が従業員数5人以下等の小規模事業者であり、事業主の高齢化や後継者不足等が廃業につながりやすいことが主な要因となっています。新たなビジネスの創業や事業承継による事業の継続に取り組む事業者を支援することにより、商工業者数の維持に取り組みます。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、これまでの事業者への支援のあり方を見直しました。具体的には、令和3（2021）年6月に制定した「愛南町中小企業・小規模企業振興基本条例」を根拠として中小企業者等支援事業を創設し、生産性の向上や経営の安定化に取り組む事業者を支援します。
- 本町の雇用や税収を確保するため、企業誘致施策や既存の誘致企業の留置施策により各種優遇措置を設けて企業誘致・留置を積極的に推進します。
- 愛南町商工会等の関係機関と連携して商工業の振興を推進することにより、本町経済の活性化及び町民の生活の向上を図ります。



序論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

まちづくり戦略

国土強靱化

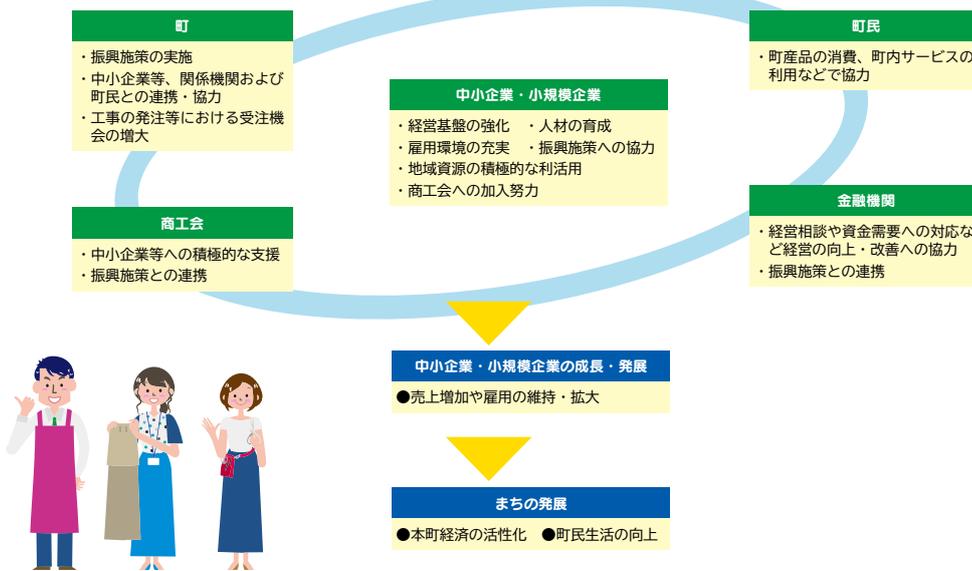
資料編



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 経営面の支援強化 中小企業者等の経営力が向上し、その経営が安定しています。	戦略 黒字化している事業所（町民税の法人税割課税事業所）割合	35.7%	38.0%	黒字化している事業所割合の増加を図ります。
	町の経営支援制度により経営力向上に取り組んでいる事業者数（基本計画期間累計）	2業者	60業者	過去の同種の補助金実績から目標値を設定しています。
2 創業・事業承継への支援 地域資源を活かした起業が行われるとともに、事業承継により事業活動が継続されています。	戦略 新規に法人化した事業者数（基本計画期間累計）	11業者	15業者	個人事業主から法人化する事業者の増加を図ります。
3 企業誘致・留置の推進 町内に企業が進出するとともに、進出した企業が留まっていることで、雇用が拡大し、地域が活性化しています。	戦略 企業の誘致・留置件数	5件	6件	新たな1件の企業立地を目指します。

「愛南町中小企業・小規模企業振興基本条例」の全体像



「愛南町中小企業・小規模企業振興基本条例」の全体像



YouTube 活用セミナー

用語解説

企業留置

既に地域に立地する企業に対して、引き続きその地域で操業してもらうように働きかけることをいいます。

序
論

基本
構
想

基本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

まち・ひと・しごと
創生総合戦略

地
域
計
画
土
強
化
画
化

資
料
編

施策 3-4 観光・物産の振興

◆ 施策のめざす姿

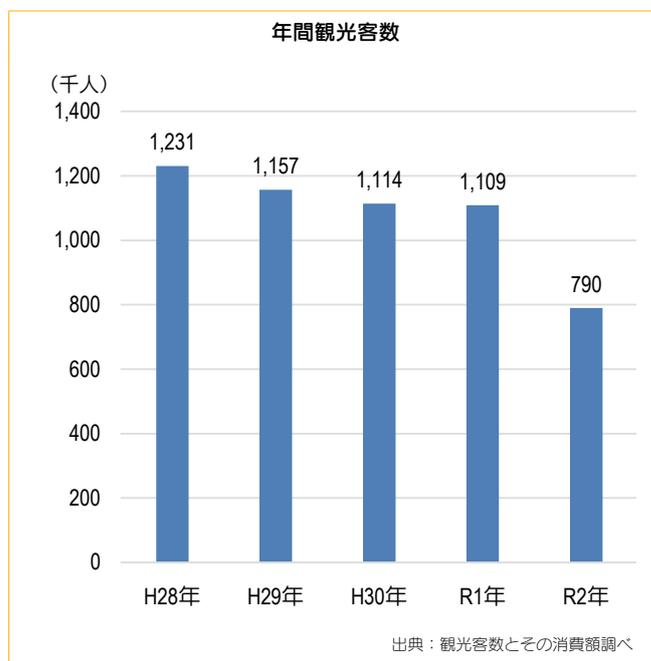
地域の魅力を理解し、愛南町を好きな方が増加するとともに、多くの観光客が訪れます。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
年間観光客数（入込客数）	790,032人	1,500,000人	地域の魅力を理解し、愛南町を好きな方が増加するとともに、多くの観光客が訪れます。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 本町の年間観光客数は、平成28（2016）年度は1,231千人ありましたが、令和2（2020）年度には新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により790千人と約36%減少しています。今後は、観光に携わる町内事業者との連携を強化し、民間活力を取り入れた効果的な観光イベントの実施など、観光資源のPRや受け入れ態勢の充実を図り、町の魅力が十分に発信できる環境づくりに取り組めます。
- 近年、観光を取り巻く状況は、国内観光等のマイクロツーリズムを主体として、新たな観光需要に対応することが求められています。町観光協会の機能を充実・強化することにより、ニューノーマルな視点での観光プログラムの造成、情報発信力や広域連携による誘客機能の向上を図り、まちづくりの情報発信拠点となるよう取り組んでいきます。
- 本町の魅力を広く発信し、町内に点在する地域資源を活用しながら、観光・物産振興に対する町民の理解を深め、町民が地域への誇りと愛着を持つことができる、活力に満ちた地域社会の実現を目指します。また、ふるさと納税や統一ブランディングロゴマーク「いろこいあいなん」の活用により、特産品等のブランド力の向上を図ります。



◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

愛南町営業戦略推進計画（R3～R7）

序論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

まち・ひと・しごと創生総合戦略

国土強靱化計画

資料編

◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 地域資源の有効活用 地域の資源（特産品や観光スポット）を活かしたイベントやふるさと納税事業の実施により、誘客の促進と特産品が全国に認知されます。	戦略 町内で観光客誘致のため開催される各種イベントにおける参加者数	11,286人	30,000人	観光・特産品振興のためのイベントを実施し、誘客に取り組みます。
	町が実施又は支援する観光・物産振興イベントの開催回数	2回	25回	観光・特産品振興のためのイベントを実施し、誘客を図ります。
	ふるさと納税の寄附件数	16,336件	100,000件	毎年、前年比約20%ずつの増加を目指します。
	ふるさと納税の返礼品登録数	320品	700品	返礼品数の増加が寄附の増加につながることから、より一層の返礼品の充実を目指します。
2 観光PRの推進 具体的な効果のあるブランド、PRを充実させ、観光協会、旅行会社等と連携することにより、観光客が望む内容を理解し、多くの方々に本町の魅力を知ってもらうための情報発信を行います。	戦略 町ホームページ内の観光ページへのアクセス件数	20,846件	30,000件	HPの更新を充実し、観光情報の発信を強化することにより、観光客の誘客に取り組みます。
	町及び観光協会の公式SNSフォロワー数及び登録者数	1,167人	3,000人	情報発信力の強化のため、公式SNSフォロワー数の増加を図ります。
	統一ブランディングロゴマーク「いろこいあいなん」の利用登録件数（基本計画期間累計）	11件	22件	町内事業者等への利用推進を図り、利用登録件数を増加させます。
	新聞、テレビ、雑誌等及びSNS等へのリリース・情報発信件数	26件	30件	マスコミ等へのPRとして、観光情報等のリリース・情報発信件数の増加を図ります。
3 観光資源の充実 観光施設の維持管理やリニューアル、体験型観光等のメニュー・ルート作りをして、魅力の向上を図り、多くの方が訪れます。	強靱 観光施設の利用支障件数（修繕件数）	25件	20件	観光施設の老朽化が進んでおり、適正に維持管理することで利用者の安全確保に取り組みます。
	観光資源を活用した体験メニュー数（基本計画期間累計）	2件	10件	町と観光協会が連携して、観光資源を活用した体験メニューの充実に取り組みます。



愛南町統一ブランディングロゴマーク



エミフル MASAKI での販売促進活動

用語解説

SNS	ソーシャルネットワークサービスの略で、登録した利用者だけが参加できるコミュニティ型のウェブサイトのことで、ツイッター、フェイスブック、LINEなどがあります。
フォロワー	SNSにおいて、投稿内容に興味を持ち、内容が見られるように登録した人のことです。
マイクロツーリズム	小規模なエリア（県内など）で行われる限定的な旅行で、自宅から1時間から2時間圏内の地元、または近隣への宿泊観光や日帰り観光のことをいいます。
ニューノーマル	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて変化した、新しい生活様式や働き方を指します。

施策 3-5 雇用・人材確保の推進

◆ 施策のめざす姿

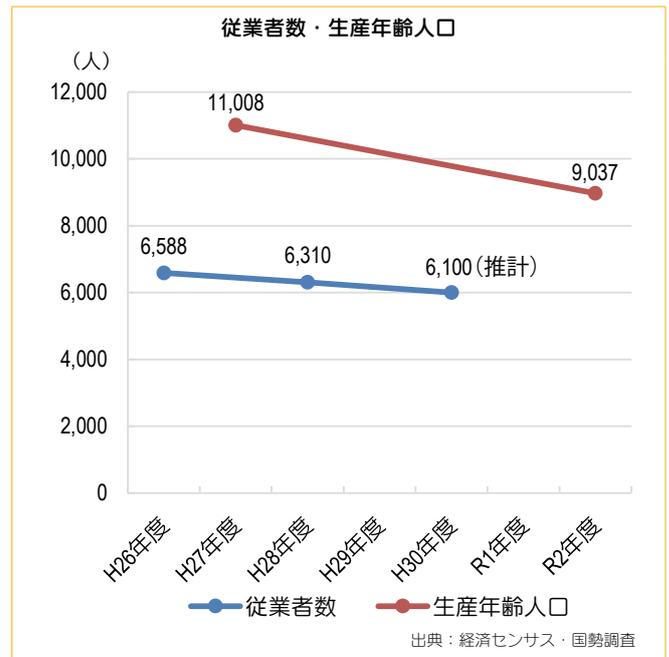
雇用及び労働人材が確保されることにより、地域産業が持続し、町民が安心して働き、生活できます。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
町内の従業者数	6,310人	5,500人	人口減少等の要因による町内の従業者数の減少が、少しでも抑制されるように各種施策に取り組みます。
有効求人倍率	3.54倍	3.00倍	雇用関係の成立の増加及び事業者の労働人材不足の解消を目指し、各種施策に取り組みます。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 人口減少や少子高齢化に伴って生産年齢人口が減少し、町内の従業者数も減少が続いています。このような状況の中、求人募集事業者と求職者のニーズが一致しない、いわゆる雇用のミスマッチが起こっており、愛南町就職支援センターにおける有効求人倍率も平成30（2018）年度からの3か年度平均で3.44倍と高い水準になっています。
- 雇用対策では、愛南町就職支援センターにおいて、雇用のミスマッチを解消すべく関係機関と連携して求職者に対し就職相談や職業紹介を行い、引き続き雇用関係の成立に向けた支援に取り組んでいきます。
- 併せて、労働人材の確保を推進し、町外からも積極的に人材を募集するとともに、雇用の確保にもつなげるため事業承継を支援します。
- 雇用関係の成立や企業誘致・留置施策による雇用の創出・維持、労働人材の確保など、総合的に取り組んでいくことにより、本町の地域産業が持続し、町民が安心して働き、生活することができる労働環境づくりを推進していきます。



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 雇用の促進 求職者が雇用相談や各種研修などを活用することにより、雇用が促進されます。	戦略 求職者の就職割合	53.5%	58.0%	過去の平均就職割合約55%から目標値を設定しています。
	誘致・留置した企業の町内雇用者数	238人	250人	新たな企業立地による雇用者数の増加を目指します。
2 労働人材の確保 事業承継や町内外からの就業・起業が促進され、人材不足が解消されています。	戦略 町と関係機関が連携・支援して、事業承継した事業者数及び新規参加者数（基本計画期間累計）	15業者	24業者	過去の新規・事業承継就業者数から目標値を設定しています。
	町外向けの仕事紹介への取組数（短期、定住）	0件	4件	町外者に向けて求人情報を提供し、労働人材の確保を図ります。



愛南町就職支援センター



就職支援セミナー

用語解説

有効求人倍率

求人数を求職者数で除したもので、求職者1人に対する求人数の比率です。

施策
4-1

協働によるまちづくりの推進

◆ 施策のめざす姿

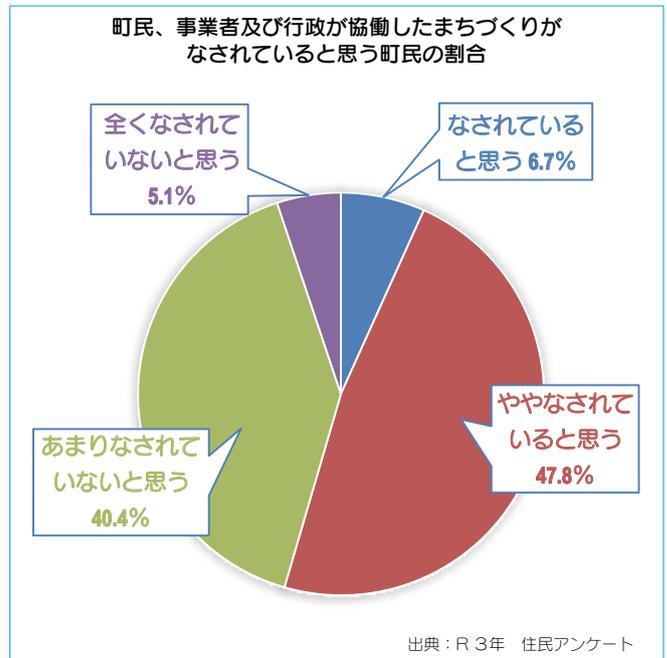
町民、事業者及び行政が、それぞれの役割を認識し、協働の精神で連携した、自立した地域社会ができています。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
町民、事業者及び行政が協働したまちづくりがなされていると思う町民の割合	54.5%	60.0%	住民アンケート調査により例年50%台の回答が続いていることから、協働したまちづくりの推進を図り、60%以上の成果向上を目指します。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 協働によるまちづくりは、愛南町自治基本条例に明記されているとおり、町民が主体的に町政に参画できる機会を提供するとともに、町政情報を公開することにより透明性のある町政を推進します。
- 過疎・高齢化が進展し、町の周辺地域においては衰退が著しい地区も発生してきています。地区（自治会）や公民館活動の活性化は、コミュニティの形成に直結する課題であり、地域の意向を踏まえ、直面する課題を解決するために連携した取組を進めることで地域コミュニティの充実を図ります。
- 時代の変化に伴い多様化していく行政ニーズに対応するため、NPO法人、ボランティア団体などの多様な主体と連携・交流し、福祉、産業等の分野でまちづくりに活かします。
- 広報紙、ホームページ、SNS等の広報媒体を効果的に利用して、行政情報や町の出来事を町民に分かりやすく伝えるとともに、公募委員や意見表明制度等により町民の声を反映し、町民と行政の一体化を図ります。



序論
基本構想
基本計画
政策1
政策2
政策3
政策4
政策5
まち・ひと・しごと創生総合戦略
国土強靱化計画
資料編



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 戦略 強靱 地域コミュニティ活動の支援 自治会の機能が維持され、地域の運営・維持がされています。	町民の行政区への加入率	73.4%	75.0%	行政区と連携し、現状値の維持・向上を目指します。
	地域コミュニティ活動への参加率	31.7%	50.0%	コロナ禍前の基準値である50%を目標として取り組みます。
	自治会活動継続のために行政として見直しや支援を実施した件数	取得予定	3件	行政区が必要とする支援を着実に実施し、成果向上を目指します。
2 ボランティア・NPO活動の推進 多様な市民活動（NPO法人、ボランティア等）が、協働担い手として、活動できる環境となっています。	団体情報ファイルに記載されている各分野のNPO法人及びボランティア団体の数	19団体	19団体	活動する団体数の維持を目指します。
	ボランティア活動やNPO活動をしている町民割合	11.0%	18.0%	ボランティア活動等に参加する町民割合の増加を目指します。
3 強靱 広報の充実 町の出来事や行政の情報が十分に伝わっています。	町からの広報（広報紙及びホームページ）の量や内容が十分だと思う町民の割合	93.5%	95.0%	現状が高い水準にあるため、現状の維持・向上を目指します。
	広報紙を読んでいる町民の割合	69.2%	75.0%	デジタル媒体も併用し、目標値75.0%を目指します。
4 町民の町政への参画の推進 町の事業、施策等における計画、実施、評価及び見直しに至るまでの各過程に町民が主体的に関わることによって、町民の町政への参画を図ります。	公募による委員の割合	11.4%	20.0%	現状値からの向上を目指し、20%を目標設定します。
	町政に町民の意見が反映できていると感じている町民の割合	52.8%	60.0%	住民アンケートの実績から60%を目標設定します。
	意見表明制度の実施回数	9回	10回	基準値を維持できるように、10回を目標設定します。
	地区要望のうち当該年度に実施した事業の割合	68.9%	75.0%	行政区の要望に迅速に対応し、成果向上を目指します。
5 情報公開の推進 町民が町政に関する情報を分かりやすく取得でき、町と町民が情報を共有することによって、町政の透明性と公平性を高めます。	情報公開請求に対する不適正件数	0件	0件	適正な情報公開制度を維持するため、0件を目標設定します。

用語解説

NPO法人

NPOとは、「Non-Profit Organization」の略で、政府や企業などでは適切に対応できない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体をいいます。

SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録した利用者だけが参加できるコミュニティ型のウェブサイトのことで、ツイッター、フェイスブック、LINEなどがあります。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

まち
ひと
しごと
創生
総合
戦略

地
域
土
強
計
画
画
化

資
料
編

施策 4-2 防災・減災対策の推進

◆ 施策のめざす姿

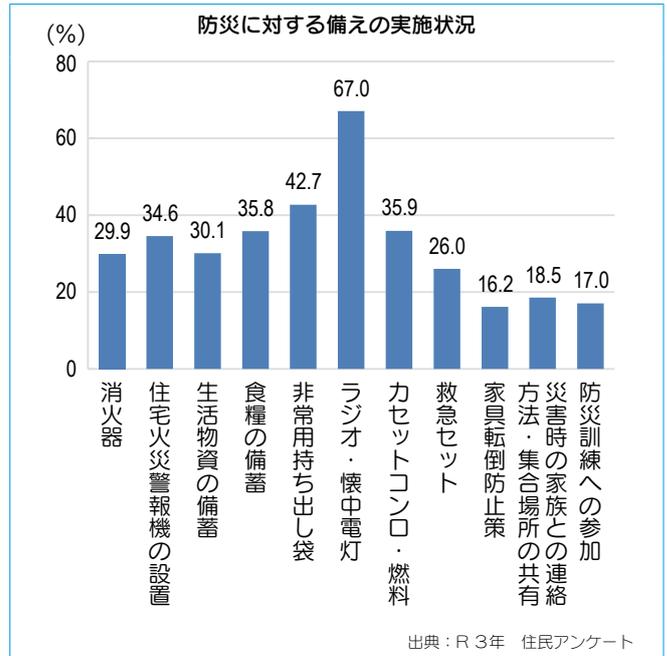
地域に密着し機能する持続可能な防災地域社会システム（防災文化）を創造することにより、町の防災力・減災力が向上し、被害が少なくなっています。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
自然災害による死傷者数	0人	0人	災害から町民の生命、身体、財産を守るため、各種対策や教育、訓練を推進し、被害の抑制、死傷者ゼロに努めていきます。
自然災害による被害戸数	0棟	0棟	災害から町民の生命、身体、財産を守るため、各種対策補助事業の活用や教育を推進し、被害の抑制、住家被害ゼロに努めていきます。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 南海トラフ沿いで想定されるマグニチュード8から9クラスの大規模地震の発生確率は、今後30年以内に70から80%に高まっています。
- 豪雨による水害や土砂災害は全国各地に毎年甚大な被害を与えており、平成30（2018）年7月豪雨では町内でも大きな被害が発生し、地震・津波だけでなく、風水害や土砂災害への対策に取り組んでいきます。
- 地区防災計画の策定を推進することで、自主防災組織の活性化を図り、地域の安全はみんなで守る「共助」の強化、自分の命は自分で守る「自助」の強化を推進していきます。
- 地域の特性を踏まえ、より実践的な訓練の実施や各種マニュアルの整備、避難所等の機能強化により「公助」の強化を推進し、復旧や復興を見据えた体制強化を図ります。
- 発災後の復興を適切かつ迅速、円滑に実施できるよう発災前から復興の基本方針、復興イメージ等を定めておくための取組を進めていきます。
- 学校教育や社会教育において、継続的・普遍的な防災教育の推進に取り組んでいきます。
- 災害復旧については、被災箇所の早期把握、関係機関との連携により迅速に対応できる体制を構築し、復旧と対策を図ります。



◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

- 愛南町地域防災計画、愛南町国民保護計画
- 愛南町水防計画、愛南町業務継続計画
- 愛南町災害時受援計画、愛南町避難行動要支援者避難支援全体計画
- 愛南町緊急物資備蓄五箇年計画

序論
基本構想
基本計画
政策1
政策2
政策3
政策4
政策5
まち・ひと・しごと創生総合戦略
国土強靭化
資料編

◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 家庭の防災力の向上 一人ひとりが、日頃から災害に対する心構えを身につけ、災害に対する備えを行い、自分の命は自分で守る（自助）ことができるようになっていきます。	強靱 家庭での防災対策実践項目数 （全12項目における平均実践度）	3.65項目	7項目	自助の重要性を学習会等で周知し、実践項目増加に努めます。
	住宅の新耐震基準適合率	54.3%	90.0%	愛媛県耐震改修促進計画を踏まえ、町計画に反映した数値を目標に取り組みます。
2 地域の防災力の強化 災害時に地域住民が連携協力し合えるよう、自主防災組織が活性化し、日頃から防災教育や訓練などを行い、自分たちの地域は自分たちで守る（共助）ことができるようになっていきます。	強靱 訓練等を実施している自主防災組織の割合	19.3%	50.0%	共助の必要性を周知し、訓練等の実施団体増加に努めます。
	避難支援プラン個別計画の整備割合	12.1%	50.0%	自主防災組織の活動の中で、個別避難計画の整備に取り組みます。
	地区防災計画を策定している自主防災組織の割合	0%	50.0%	自主防災組織の活動の中で、計画策定に取り組みます。
3 継続的・普遍的な防災教育・学習の推進 迫りくる未曾有の危機に対する正しい知識をもち、学校・家庭・地域の連携で自分の命は自分たちで守る「生き抜く力」を育て、親から子、子から孫へと継承されていく防災地域社会システム（防災文化）ができています。	社会教育における防災教育プログラムを履修した延べ町民数	10,200人	18,000人	学習会等への参加を促進し、履修者の増加に努めます。
	義務教育課程における防災教育プログラムを履修した延べ児童・生徒数	1,945人	2,400人	町内の児童・生徒数を基に目標値を設定しています。
4 災害対応力の強化 災害発生時に迅速かつ的確な判断、指示、行動が行えるよう職員の実践的なスキルが向上し、避難後における備蓄物資や資機材など支援体制が整備されています。	強靱 町主催の災害対応訓練の実施回数	2回	2回	災害対応訓練を毎年開催することを目標としています。
	指定避難所資機材等の整備率	36.8%	50.0%	避難生活に必要な資機材の整備に取り組みます。
5 防災・減災ハード対策の推進 防災・減災のための道路や砂防等の工事を行い、安全性を高めます。災害時の復旧をおこないます。	強靱 防災・減災のハード対策が完了した件数	45件	45件	年により差がありますが、近年の実績を基に目標値を設定しています。



起震車体験（僧都小）



炊き出し訓練（船越地区）

用語解説

地区防災計画

地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画であり、地区居住者等が活動する地域コミュニティが主体となって作成する計画です。

新耐震基準

建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、1981（昭和56）年6月1日以降の建築確認において適用されている基準をいいます。

避難支援プラン個別計画

災害時の避難に支援が必要な方（避難行動要支援者）一人ひとりについて、誰が支援するか、どこの避難所に避難するか、避難するときどのような配慮が必要になるかなど、あらかじめ記載した計画です。

施策 4-3 消防・救急体制の充実

◆ 施策のめざす姿

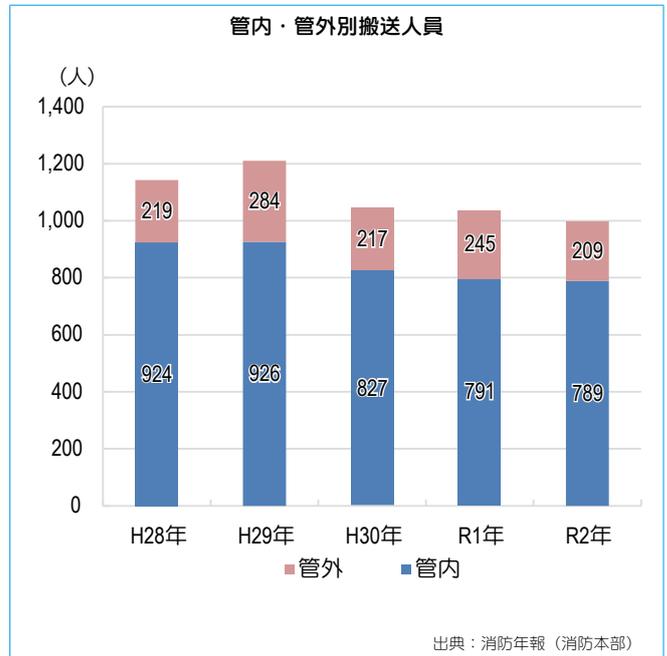
施設及び人員を活用して、生命、身体及び財産を守り、被害を軽減することによって、安全安心な町になります。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1万人当たりの火災発生件数	5.39件	2件	全国平均から見ても1万人当たりの火災発生件数としては高い状態が続いています。過去5年間で最少の件数を目標値として件数の減少に取り組みます。
火災による損害額	20,276千円	1,000千円	初期消火のための消火器設置等を推進して、火災予防の強化を図り、損害額の減少を目指します。
救急車の平均到着時間	10分	9分	遠隔地からの救急要請もあることから、大幅な短縮は見込めません。全国平均の9分台を目標値に設定して、時間短縮を目指します。
救急車の平均収容時間 ※ 119番通報を受けてから病院に収容するまでに要した時間	41.6分	39.0分	管外搬送も2割を占めることから長時間の搬送になっています。救命率の向上を目指して、現状よりも搬送時間の短縮を目指します。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 南海トラフ地震の発生確率が高まり、豪雨災害をはじめ広域化する災害、高度化する救急現場への対応など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。この変化に対応するため、消防力の整備指針に基づき、消防車両、資機材及び設備を整備更新することにより、消防力の強化に取り組んでいきます。
- 町民の高齢化により、高齢者の搬送割合が高くなっています。救急救命士が実施する処置が拡大され、的確な判断、現場処置が求められています。また、管外への長時間搬送もあることから、計画的な救急救命士の養成を行い、救命率の向上を図ります。
- 住宅火災により高齢者が犠牲となっています。このような被害を未然に防ぎ、被害を最小限に抑制するため、住宅用火災警報器設置など防火対策を推進します。また、査察を実施することにより事業所等の火災予防の強化を図ります。
- 地域防災の中核を担う消防団では、団員確保が大きな課題となっています。このため、団員の処遇を改善するとともに、地域に潜在する人材の加入を促進します。また、有効な資機材の配備や詰所等の計画的更新により、地域の消防・防災体制の充実を図ります。



序論
基本構想
基本計画
政策1
政策2
政策3
政策4
政策5
国土強靱化
資料編

◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 消防力の強化 国が定める消防力の整備指針に基づく基準人員、装備の確保及び設備更新をすることにより消防力を強化します。	強靱 消防力基準の達成率（装備）	100%	100%	基準を達成しているため、現状維持を目指します。
	消防力基準の達成率（人員）	69.6%	72.5%	条例定数の50人を目標設定しています。
2 救急救命体制の充実 町民による救命、救急車の適正利用等により、救急救命体制が充実し、救命率の向上を図ります。	強靱 町民による心肺停止傷病者への心肺蘇生法実施率	44.4%	100%	救命率の向上を目指して取り組みます。
	管外搬送件数	206件	180件	医療機関と連携して件数の減少を目指します。
	軽症者の搬送割合（転院搬送を除く）	38.0%	30.0%	救急車の適正利用に取り組みます。
3 火災予防体制の充実 消防法令に基づく消防用設備等の設置により、火災の被害を軽減します。	消火器と住宅用火災警報器の両方を設置している世帯割合	15.55%	25.00%	現状値からの向上に取り組みます。
	火災予防条例等関連法に違反している事業所数	0事業所	0事業所	0事業所のため、現状維持を目指します。
4 消防団の充実強化 地域防災の要となる消防団員が確保され、火災や災害時等に出動し機能的に活動することで、被害を軽減しています。	強靱 火災時消防団員出動率	35.7%	40.0%	機能強化等により出動増員を目指します。
	災害等の消防団年間出動人数（火災以外）	501人	—	災害時の出動人数のため目標値を設けず、実績を把握する指標です。



チェーンソー訓練



ドクターヘリ搬送

施策 4-4 暮らしの安全対策の推進

◆ 施策のめざす姿

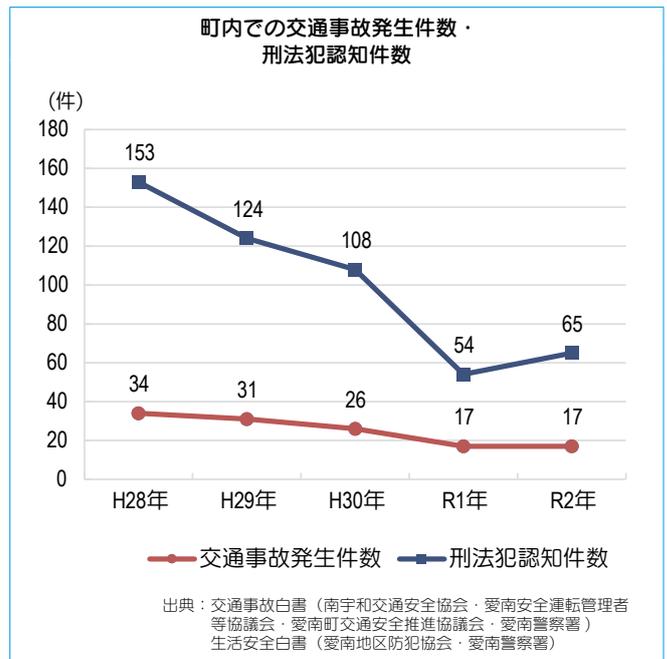
**交通事故の発生が抑制されます。
犯罪の発生が抑制されます。**

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
交通事故発生件数	17件	15件	町内の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者が当事者となるケースが増えていることから、啓発事業の実施等で発生件数の減少を目指します。
刑法犯認知件数	65件	60件	町内で発生した刑法犯のうち窃盗犯の認知件数が多数を占め、特殊詐欺予兆事案も後を絶たないことから、啓発事業の実施等で認知件数の減少を目指します。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 町内の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、依然として高齢者が当事者となるケースが多くなっています。高齢者の交通安全意識の高揚を図るため、啓発事業を行います。
- 町内で発生した刑法犯のうち、窃盗犯の認知件数が多数を占めています。また、年々巧妙化する振り込め詐欺等特殊詐欺と思われる予兆事案も後を絶ちません。防犯意識の高揚を図るため、愛南警察署、愛南地区防犯協会等と連携し、啓発事業を行います。
- 施設整備の面では、事件・事故を未然に防ぐため、道路反射鏡（カーブミラー）やガードレール（ガードパイプ）の整備を行うほか、地区が整備する防犯灯に対して補助を行います。
- 消費生活については、町民が安全に消費生活を送ることができるよう、消費生活相談窓口により、トラブルに対処します。さらに、町民に対して情報提供や注意喚起を行い、多様化・複雑化している消費者トラブルの未然防止に取り組んでいきます。



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 交通安全意識の高揚 町民、特に高齢者の交通安全意識が高まり、交通事故の発生が抑制されます。	町民が第1当事者となった交通事故発生件数	17件	15件	関係機関との連携や啓発事業の実施で発生件数の減少を目指します。
	高齢者の交通事故発生件数	15件	15件	関係機関との連携や啓発事業の実施で発生件数の減少を目指します。
2 交通安全施設の整備 必要な交通安全施設が整備され、危険箇所が少なくなります。	安全性確保のために新設及び修繕したカーブミラー箇所数（基本計画期間累計）	24件	100件	必要な交通安全施設を着実に整備し、危険箇所の減少を目指します。
	ガードレール（ガードパイプ）整備延長距離数（基本計画期間累計）	284.5m	1,000m	必要な交通安全施設を着実に整備し、危険箇所の減少を目指します。
3 防犯対策の推進 防犯意識が向上するとともに、防犯環境の整備を進め、犯罪の発生が抑制されます。	日常生活で犯罪被害に対する不安を感じることがない町民割合	92.2%	90.0%	関係機関との連携や啓発事業の実施で成果向上を目指します。
4 消費生活の安定 消費生活に対する意識が高まり、消費者トラブルが減少します。	消費者トラブルにあった・あいそうになった町民割合	0.6%	0.4%	町民に対し啓発を行い、トラブルの未然防止を図ります。
	消費者トラブルに対する対策を知っている町民割合	59.3%	70.0%	町民に対し啓発を行い、対策の周知を図ります。
	消費者被害救済割合	71.0%	90.0%	相談体制の充実を図り、被害の未然防止と救済件数の増加を目指します。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

まち・ひと・しごと
創生総合戦略

国土
強
計
画
画
化

資
料
編



交通安全祈願祭



交通安全啓発活動

施策
4-5

効果的・効率的な行財政運営の推進

◆ 施策のめざす姿

効率的で計画的な行財政運営がなされています。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
総合計画（施策・基本事業）の成果指標 目標値の達成割合	取得予定	50.0%	施策・基本事業評価結果を改善に繋げるPDCAサイクルによる事業マネジメントを徹底し、成果向上を目指します。
町の行財政運営が効果的・効率的に行われていると思う町民の割合	80.4%	90.0%	情報公開を積極的に行うことにより、町の行財政運営を町民に理解していただくことで満足度の向上を目指します。
実質公債費比率	8.1%	8.7%	過疎地域持続的発展計画の計画値を基本計画期間にあわせ目標として取り組みます。
将来負担比率	0%	0%	現状を維持し、健全な財政運営に努めます。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 少子高齢化の進展や人口減少問題が本格化する中、住民ニーズの複雑化・多様化、老朽施設の維持更新問題など、今後地方行財政を取り巻く環境は、一段と厳しくなることが見込まれます。
- 職員の削減に伴い複数の業務を担う現状に、職員の資質向上、職場環境の改善や業務の効率化を推進するための行政改革が課題となっており、人材の育成・確保に努め行政改革をさらに推進し、行政のスリム化に取り組みます。
- デジタル化が推進される中で、ICTを活用した行政サービスの確立が課題となっており、より効率的で町民の利便性が高められるICT化に取り組みます。
- 老朽化が進む公共施設の適正な維持管理が課題となっている中で、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の複合化や集約化、長寿命化対策などに取り組み、維持管理費の平準化を図ります。
- 町の総合的な魅力や優位性を町内外へ積極的に発信し、町民のまちへの愛着と誇りを醸成するとともに、定住・移住促進を図ります。



◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

- 新町建設計画、愛南町公共施設等総合管理計画（H29～R18）
- 愛南町個別施設計画、愛南町過疎地域持続的発展計画（R3～R7）
- 愛南町辺地総合整備計画（R2～R6）
- 愛南町特定事業主行動計画（後期）
- 愛南町情報セキュリティポリシー

序論
基本構想
基本計画
政策1
政策2
政策3
政策4
政策5
まちづくり・ICTと戦略
国土強靱化



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 成果重視の行政経営の推進 PDCAサイクルが確立され、成果重視の行政経営が推進されています。	成果向上した事務事業割合 (通常評価のみ)	29.8%	50.0%	「成果指向」の意識を高めることで、成果向上を目指します。
	行政改革提案実施件数	8件	8件	行財政の効率化に資する提案を募ります。
2 人材育成と効率的な組織運営 職員が育成され、働きやすい職場環境で効果的・効率的な組織・人事管理がされています。	研修受講者の割合	100%	100%	職員の資質・能力の向上を図ります。
	町職員の対応ぶりや仕事ぶりに満足している町民の割合	85.3%	90.0%	町民から信頼される職員を目指します。
	年次有給休暇取得5日未満の職員数の割合	34.5%	15.0%	職員のワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。
3 健全な財政運営 自主財源の安定的な確保を図るとともに、中長期的な視点に立った健全な財政運営を行います。	一人当たりの地方債残高	887千円	756千円	地方債発行額を償還額以下に抑えることで、地方債残高減少を目指します。
	町税の収納率	97.6%	98.0%	県平均以上の収納率を目指します。
	経常収支比率	99.5%	94.0%	義務的経費の削減に努めることで現状の改善を図ります。
4 ICTによる情報の適切な管理と利活用 適正な情報管理がされるとともに、ICTの活用で行政サービスの向上と効率化が進んでいます。	強靱 ICTを活用した行政サービス改善件数及び新規導入件数 (基本計画期間累計)	0件	1件	ICTを活用することで、行政サービスの向上や課題解決を図ります。
	情報システムにおける事故件数 (セキュリティ及びシステムダウン等)	0件	0件	適正な情報システムの管理により、事故が起きないことを目指します。
5 公共施設マネジメントの推進 公共建築物の総量の適正化が図られ、管理費が抑制されています。公園が適正に維持管理され、安全に利用できます。	戦略 強靱 公共建築物の管理費 (日常管理、修繕、改修)	511,891千円	486,296千円	計画的な管理・改修に努め、管理費の平準化を図ります。
	町が公園管理者として責任を負うことになった事故件数	0件	0件	定期点検等による整備を進め、事故が起きないことを目指します。
6 シティブロモーションと移住定住の促進 空き家バンク登録件数を増やしたり、町ホームページ・SNSを活用して町の魅力や活動等を積極的にPRし、移住者・定住者が増加します。	戦略 移住に関する情報発信数 (掲載媒体、イベント、つばやき、HP更新数)	取得予定	55件	移住情報を積極的に発信し、移住・定住の成果向上を目指します。
	空き家バンク制度による延べ登録件数	17件	57件	制度の周知回数を増やし、空き家登録件数の増加を図ります。
	移住者数	取得予定	140人	受入れ体制の整備を強化し、移住者の増加を図ります。

用語解説

実質公債比率	地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
将来負担比率	地方公共団体の借入金（地方債）など、現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
経常収支比率	毎年度、経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、経常的に収入される一般財源の合計額に占める割合です。比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいることを表します。
PDCAサイクル	計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の頭文字をつなげたもので、繰り返すことによる継続的な業務の改善を図る手法のことをいいます。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和を意味しています。
ICT	「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳されます。情報技術そのものを表し、コンピュータやスマートフォン、アプリケーション等がこれに当たります。

序
論

基本
構
想

基本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

まち
ひと
しごと
創
生
総
合
戦
略

地
域
土
強
計
画
画
化

資
料
編

施策
5-1

学校教育の充実

◆ 施策のめざす姿

心身ともに健康な子どもを育成し、教育環境を整備・充実し、安全・安心な学校生活を形成します。

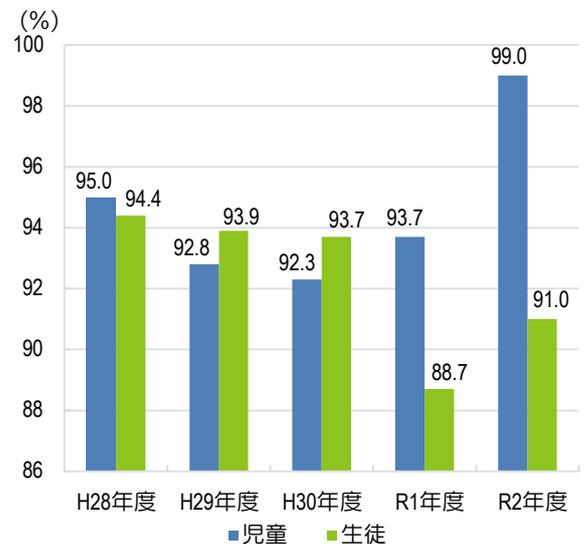
◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
楽しく学校生活を送っている児童の割合	93.7%	95.5%	分かる授業づくり、一人ひとりの居場所づくりに努め、学校・家庭・教育委員会が連携して、よりよい学校づくりに取り組みます。
児童が楽しく学校生活を送っていると思う保護者の割合	95.7%	95.0%	学校・家庭・教育委員会との連携、協力、意思の疎通を十分に行い、信頼構築を図ります。
楽しく学校生活を送っている生徒（中学生）の割合	88.7%	95.0%	分かる授業づくり、一人ひとりの居場所づくりに努め、学校・家庭・教育委員会が連携して、よりよい学校づくりに取り組みます。
生徒が楽しく学校生活を送っていると思う保護者の割合	91.7%	95.0%	学校・家庭・教育委員会との連携、協力、意思の疎通を十分に行い、信頼構築を図ります。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 学校教育法施行規則の一部改正に伴い、学校の実情に合わせて、医療的ケア看護職員や情報通信技術支援員、特別教育支援員、教員業務支援員等の整備を進め、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育の充実に努めます。
- G I G Aスクール構想による I C T環境（1人1台端末や高速大容量のネットワーク等）を整備しましたので、それらを適切に活用した学習活動の充実に推進していきます。
- 児童生徒の多様化に応じた心のケアに努めるとともに、継続していじめ問題や不登校問題等に適切に対応します。特に深刻化する S N Sやインターネットを介したいじめ問題の未然防止・保護者への啓発と関係機関と連携し、不登校児童生徒への支援に努めます。
- 学校施設の老朽化が進み、安全・安心な教育環境を維持するため、必要に応じ、迅速且つ計画的な修繕・改修に取り組んでいきます。
- 児童生徒数の減少が進む中、適切な学校再編を行い、学校教育活動の充実に努めます。

楽しく学校生活を送っている児童・生徒の割合



出典：学校評価（学校教育課）

◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

愛南町教育振興に関する大綱（R1～R4）



基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 確かな学力の向上 自ら学び考える力を育成し、基礎・基本を定着させることにより確かな学力の向上を図ります。	戦略 授業が分かると言う児童の割合	95.1%	95.0%	現状が高い水準にあるため、現状の維持・向上を目指します。
	授業が分かると言う生徒の割合	89.5%	95.0%	授業改善、学習改善に努め、現状からの向上を目指します。
	学習習慣ができてきている児童の割合	87.5%	92.0%	家庭への啓発等により、学習習慣の定着率向上を目指します。
	学習習慣ができてきている生徒の割合	59.6%	85.0%	家庭への啓発等により、学習習慣の定着率向上を目指します。
2 ICTを活かした教育の推進 ICT機器を利用した児童生徒の興味関心の増加と情報リテラシーが向上しています。	戦略 ICT機器を使った学習が楽しいと感じている児童の割合	取得予定	80.0%	ICT機器を活用し、学習の意欲化を図ります。
	ICT機器を使った学習が楽しいと感じている生徒の割合	取得予定	80.0%	ICT機器を活用し、学習の意欲化を図ります。
	学習端末を使用している児童・生徒の割合	取得予定	80.0%	通常授業と端末を使った授業のハイブリッドで最適な学習を目指します。
3 心の教育の充実 いじめ・不登校の根絶に努め、家庭や地域と連携した生徒指導の充実を図ります。	いじめの解消率	95.6%	100%	いじめの積極的な認知に努め、未然防止と解決に取り組めます。
	不登校の児童・生徒数	4人	0人	児童生徒に寄り添った指導等により、不登校0を目指します。
	専門機関等へつなげた不登校児童生徒の割合	100%	100%	専門機関等との連携により、児童生徒の心の居場所づくりを行います。
4 健やかな体の育成 健康的な生活習慣の形成を図り、運動を通じて体力を養います。	戦略 愛媛県体力標準値で県平均を上回っている項目数の割合 (小5・中2)	90.6%	90.0%	県平均を上回る現状を踏まえ、継続して体力の向上を図ります。
	パーフェクト自己新記録賞の割合 (小5・中2)	83.3%	90.0%	運動に親しむ取組を継続して意欲化を図ります。
	健康診断における精検者の受診率	65.0%	100%	心身の健康な育成を図ります。
	基本的な生活習慣ができてきている児童・生徒の割合 (早寝早起き、朝ごはんを食べている、あいさつなど)	86.5%	95.0%	町食育推進計画と合わせて、成果向上を目指します。
5 安全安心な教育環境の整備 子どもが安全安心な環境で豊かな学校生活を送ることができるよう、教育環境の整備・充実に努めます。	強靱 学校施設維持管理上の支障件数	0件	0件	現状把握と迅速な対応に努め、安全で良好な教育環境を目指します。
	登下校の事故・トラブル件数	2件	0件	交通安全指導等により事故・トラブルが起きないことを目指します。

用語解説

GIGAスクール構想

次の2点を目指す構想です。①1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する。②これまでの国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童・生徒の力を最大限に引き出す。

パーフェクト自己新記録賞

体力テストにおいて、前年度の自分の記録をすべての種目を上回った(タイ記録も可)児童生徒に対し、町教育委員会から賞状を授与し、自分の体力に関心を持つことや運動に親しむための意欲化等を図る取組です。

序論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

まちづくり戦略
創生総合戦略

地域土強計画
画化

資料編

施策 5-2 生涯学習の充実

◆ 施策のめざす姿

多様な学習機会や情報を提供し、その成果を活かせる活動の場づくりを進める事により、生涯学習に取り組む町民が増加します。

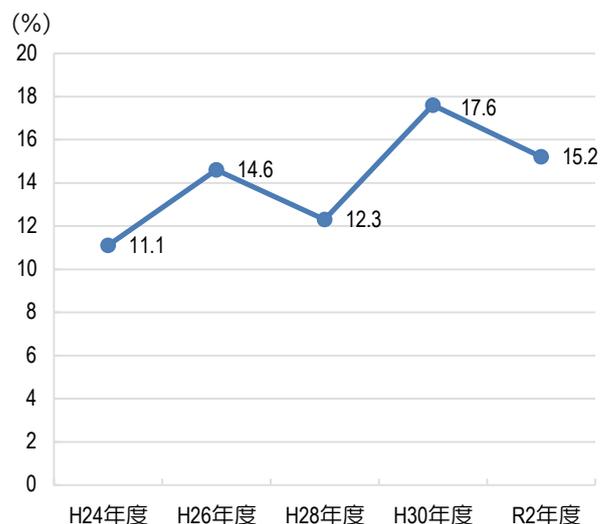
◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
生涯学習に取り組んでいる町民の割合	15.2%	20.0%	町民が主体的に学び、その成果を地域社会に生かすことのできる生涯学習社会の形成を目指します。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 社会の進展に伴い、人々の価値観は多様化しており、生涯学習に対する町民のニーズも多様化しています。
- 変化するライフスタイルや町民ニーズに対応した生涯学習機会の提供と地域に根ざした公民館活動の充実・強化を図ります。
- 町民の自主的な文化活動を支援するとともに優れた文化に接する機会の提供に努めます。
- 放課後・長期休業中の児童の安全安心な居場所づくりや魅力ある体験活動の充実を図り、青少年の健全育成を推進します。
- 個別施設計画に基づく施設の適正な管理に努め、生涯学習環境の充実を図るとともに、図書館や資料館などの社会教育施設の整備について研究を進めます。
- 平城貝塚・遍路道の国史跡指定に向けた取組、埋蔵文化財の周知と保存、その他の文化財の保護と活用を進めることによって、町民の歴史や文化に対する理解を深め、郷土への愛着と誇りを醸成します。

生涯学習に取り組んでいる町民の割合



出典：R3年 住民アンケート

◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

愛南町教育基本方針、愛南町社会教育基本方針



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 生涯学習機会の充実と文化活動の活性化 町民のニーズに応じた様々な生涯学習機会の提供や町民の各種文化活動への支援によって、多くの町民が文化活動を含む生涯学習活動に参加し、その質や機会が充実していると思う町民が増加します。	公民館事業に参加した町民の参加者数	10,297人	23,000人	点検評価により、町民がより多く参加できる事業の展開に努めます。
	生涯学習の機会が充実していると思う町民の割合	79.0%	85.0%	新型コロナ以前の水準の維持・向上を目指します。
	生涯学習に関する情報提供の量や内容に満足している町民の割合	76.4%	80.0%	新型コロナ以前の水準の維持・向上を目指します。
	文化活動への参加者数（芸術・文化・歴史）	22,279人	50,000人	新型コロナ以前の水準の維持・向上を目指します。
	文化事業・芸術鑑賞への機会が十分だと思える町民の割合	70.7%	75.0%	新型コロナ以前の水準の維持・向上を目指します。
2 青少年の健全育成 体験活動や見守りを受けたり、放課後や週末等における安全・安心な居場所があり、健全に育成されています。	青少年事業延べ参加者・利用者数	6,854人	9,000人	各種事業内容の充実により成果の向上を目指します。
3 生涯学習施設の適正管理 生涯学習施設を適正に管理することで、多くの町民が安心して利用することができます。	強靱 生涯学習施設の維持管理上のトラブル件数	0件	0件	利用に不具合が生じないよう適正な維持管理に努めます。
4 文化財の保護・活用 文化財の保護と活用を通じて、町民が町の歴史や文化への理解を深め、郷土への愛着や誇りを醸成します。	強靱 指定文化財のき損、滅失、亡失、盗難件数	0件	0件	指定文化財の次世代への健全な継承に取り組みます。
	文化財事業の参加者数	取得予定	200人	文化財保護とその理念についての理解の促進に努めます。



平城公民館「平城貝塚再発見講座」



夏休み子ども教室

用語解説

生涯学習	人々が生涯にわたり、生活や職業、社会的活動、趣味などに関する能力を向上させるために自主的に学び続けることです。
個別施設計画	国と地方公共団体等が一丸となって、インフラの安全性と維持管理を実現するために策定する計画です。
平城貝塚	愛南町に存在する縄文後期（約4,000年前）を中心とする貝塚遺跡で、明治24（1891）年に発見。これまでの発掘で土器や石器、貝殻、人骨など大量の遺物が出土している。貝塚の少ない西日本の太平洋側では極めて貴重な遺跡です。
遍路道	四国霊場八十八箇所の霊場を歩いて巡る道。愛南町には40番札所観自在寺があり、松尾坂、柏坂など古道の趣を有する遍路道が残っています。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

まち・ひと・しごと
創生総合戦略

国土
強
靱
計画
画化

資料
編

施策 5-3 スポーツの充実

◆ 施策のめざす姿

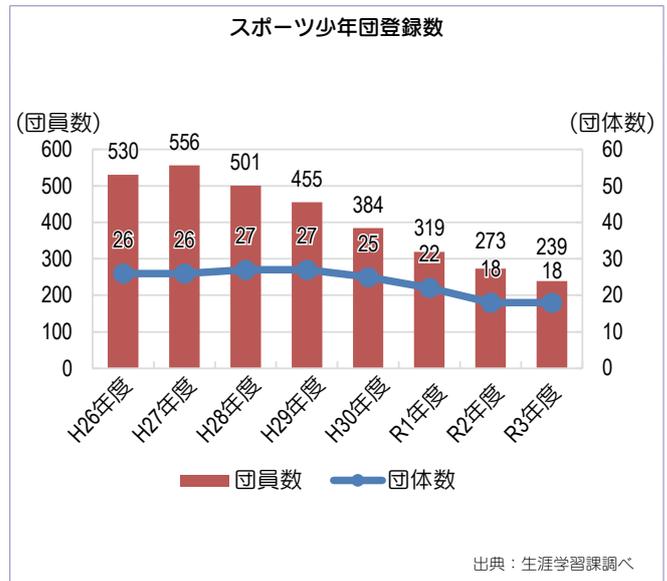
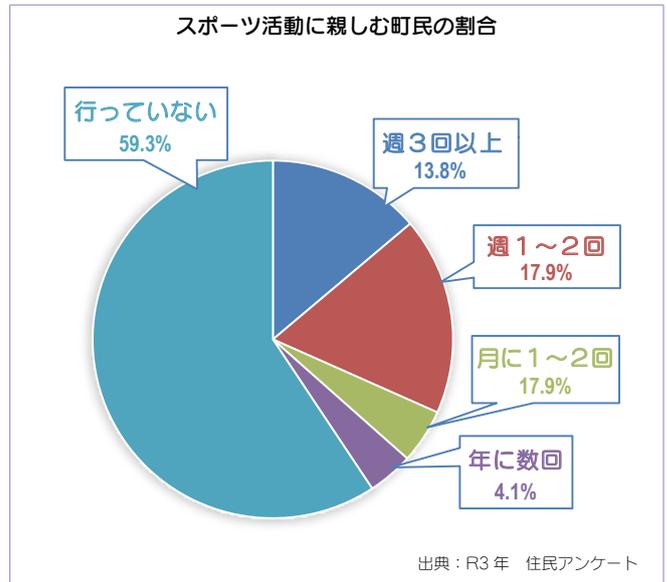
町民ニーズにあったスポーツ環境の整備を行い、健康が維持増進されています。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
スポーツ活動に親しむ町民の割合	31.7%	33.0%	各種大会や教室への参加機会の充実を図り、スポーツ習慣を高めていきます。
各種スポーツ団体・クラブに加入している町民の割合	11.5%	13.0%	幅広い年齢層が気軽にスポーツが体験できるような環境を整備していき、新たな競技種目の導入に取り組んでいきます。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 少子化による競技人口の減少とスポーツ習慣の低下により、スポーツ少年団の登録数が減少しています。今後は学校単位から競技単位のスポーツ少年団への移行を目指し、専門的な知識や技術を有する指導者を養成し、団体の育成と団員の加入促進を図ります。
- スポーツ活動に親しむ町民の割合を向上させるため、各種大会や教室への参加機会の充実を図り、スポーツ習慣を高めていきます。また、幅広い年齢層が気軽にスポーツが体験できるような環境を整備していき、新たな競技種目の導入に取り組んでいきます。
- スポーツ施設の管理については、個別施設計画に基づき、施設の適正な管理を行い、利用者の安全性の確保と利便性の向上を図ります。
- えひめ国体で整備したあけぼのグラウンドを中核としたスポーツ合宿の積極的な誘致や対外的なスポーツイベントを開催することにより、スポーツツーリズムによる交流人口の増加を図ります。



◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

愛南町教育基本方針、愛南町社会教育基本方針

序論
基本構想
基本計画
政策1
政策2
政策3
政策4
政策5
まちづくり戦略
国土強靱化計画
資料編

◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 各種スポーツ団体及び指導者の育成 各種スポーツ団体の充実及び指導者の育成により、地域でスポーツ活動をする人が増加します。	各種スポーツ指導者数	28人	28人	専門的知識や技術を有した指導者の育成を図ります。
	各種スポーツ団体で優秀な成績を取めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰者数（延人数）	25人	30人	各種スポーツ競技団体との連携により、競技力の向上を図ります。
	スポーツ少年団の加入率	32.1%	35.0%	学校単位から競技単位への移行を目指し、団体の育成を図ります。
2 各種スポーツ活動への参加機会の充実 各種スポーツ活動への参加機会が充実します。	町主催のスポーツ大会・教室等に参加した人数	628人	2,000人	新型コロナ以前の水準の維持・向上を目指します。
	スポーツ活動への参加機会が十分であると思う町民の割合	84.0%	85.0%	新型コロナ以前の水準の維持・向上を目指します。
3 スポーツ施設の利用促進と適正管理 スポーツ施設・設備を充実させ、多くの町民が利用します。	スポーツ施設利用者数	134,591人	150,000人	各種大会や教室への参加機会の充実を図ります。
	スポーツ施設の維持トラブル不具合件数	0件	0件	定期点検を行い、必要な修繕を計画的に実施します。
4 スポーツツーリズムの推進 スポーツツーリズム推進基本方針（観光庁）に基づき「見る」、「する」、「支える」などのスポーツを通じた観光のまちづくりを推進します。	スポーツツーリズムによる交流人口	4,861人	5,000人	対外的なスポーツイベントを開催し、交流人口の増加に取り組みます。
	スポーツ合宿件数	12件	15件	あけぼのグラウンドを拠点とした合宿誘致活動に取り組みます。

戦略



ふれあい健康マラソン大会



スポーツフェスタ IN 愛南



御荘 B & G 海洋クラブ

用語解説

指導者 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく、指導者資格を有している指導者等をいいます。
スポーツツーリズム プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを旨とする取り組みをいいます。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

まち・ひと・しごと
創生総合戦略

地国土強
域計劃
画化

資料
編

施策

5-4

人権尊重・男女共同参画の実現

◆ 施策のめざす姿

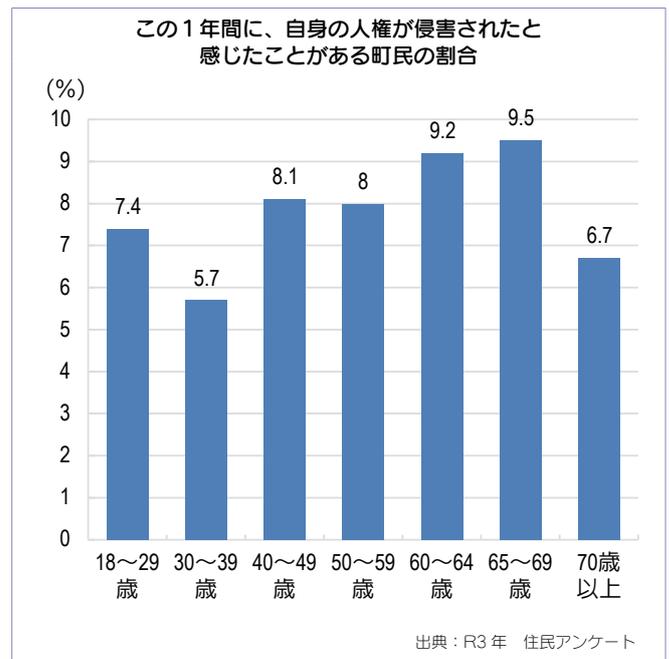
地域、家庭、職域その他様々な場において、人権尊重に対する町民の理解を深め、日常生活において、態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けています。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
この1年間に、自身の人権が侵害されたと感じたことがある町民の割合	8.5%	7.0%	近年の人権侵害された町民の割合の伸び率から目標値を設定しています。
出身、性別、国籍、年齢、病気、障がいの有無等の人権に係る差別をしてはならないと考える町民の割合	97.9%	100%	現状が高い水準にあるため、現状の維持・向上を目指します。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 意識、無意識を問わず、人権を侵害する要素はインターネット上の差別的書込みを代表的に、年々多様化しています。平成28（2016）年から、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、アイヌ施策推進法が施行されていますが、被差別当事者に対する差別意識は根強く残っています。これらの問題を解決するために、効果的な人権・同和教育の啓発によって正しい知識を広めることで、多様性を認め合う環境づくりを推進していきます。さらに、あらゆる差別の解消に向け、家庭、地域、学校、職場と連携しながら、人権意識の高揚に取り組み、すべての町民が互いを尊重し合い、誰もが住みやすい地域社会の形成を目指します。
- 女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加する中、男女の地位の平等化は重要な課題となっています。男女がお互いを尊重しつつ、責任を分かち合い、能力を十分に発揮できる共生社会の実現を目指します。



◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

第3次愛南町男女共同参画推進計画（R3～R8）

序
論

基本
構
想

基本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

まち・ひと・しごと
創生総合戦略

国土強靱化
地域計画

資
料
編



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 人権・同和教育の推進 あらゆる差別や偏見の解消及び多様性を認める人権尊重意識の高揚を図ります。お互いに相手の立場を認め合える豊かな感性をもった児童・生徒を育てます。	学習等により、この1年間に自身の人権意識が高まったと思う町民の割合	39.9%	45.0%	近年の人権意識が高まったと思う町民の割合の伸び率から目標値を設定しています。
	相手の気持ちを理解し、やさしい言葉遣いや行動ができる児童・生徒の割合	84.9%	90.0%	近年のやさしい言葉遣いや行動ができる児童・生徒の割合の伸び率から目標値を設定しています。
2 男女共同参画の推進 男女がお互いを尊重しつつ、責任を分かち合い、能力を十分に発揮できる共生社会の実現を目指します。	男女の地位は平等になっていると思う町民の割合	20.4%	50.0%	男女共同参画推進計画の計画値を基本計画期間にあわせ目標として取り組みます。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5



愛南町職員・教職員・議員等人権・同和教育研修会



愛南町人権ふぉーらむ

まち
ひと
しごと
創生
総合
戦略

地
国
土
域
土
強
計
劃
画
化

資
料
編

用語解説

障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」の略称で、その目的は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい理由とする差別の解消を推進することです。
ヘイトスピーチ解消法	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）」の略称で、その目的は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、国等の責務を明らかにするとともに、基本理念、基本施策を定め、これを推進することです。
部落差別解消推進法	「部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）」の略称で、その目的は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することです。
アイヌ施策推進法	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）」の略称で、その目的は、アイヌの人々について「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族」との認識を示した上で、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することです。

序
論

基
本
構
想

基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

まち・ひと・しごと
創生総合戦略

地
域
計
画
強
靱
化
計
画

資
料
編



第2期愛南町まち・ひと・しごと 創生総合戦略

- I 計画の概要
- II 人口展望と基本目標
- III 基本目標別成果指標

Ⅰ 計画の概要

1 目的

愛南町では、我が国の継続的発展のために国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国の第1期総合戦略」という。）の基本的な考え方や政策5原則を踏まえ、平成27年に、人口減少と地域経済縮小の克服を図るための5か年の基本方針や基本目標などをとりまとめた「愛南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その取組を進めてきました。

国においては、国の第1期総合戦略の成果や課題等を踏まえて必要な見直しを行った「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」」（以下「国の第2期総合戦略」という。）を令和元年12月20日に策定し、これまでの4つの基本目標に2つの横断的目標を追加することで、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正を目指すこととしています。

本町においても、国の第2期総合戦略の考え方を踏まえ、「愛南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和2年3月に改訂するとともに、計画期間を令和3年度まで2年間延長したところでありますが、今後も引き続き、人口減少社会に的確に対応し、町民が安心して暮らし、働き、子どもを産み育て、持続可能なまちを構築していくことを目指すため、「第2期愛南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するものです。

国の第2期総合戦略における政策5原則と施策の方向性

■まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

- ① 自立性
地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む。
- ② 将来性
施策が一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む。
- ③ 地域性
地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取り組む。
- ④ 総合性
施策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策に取り組む。そのうえで、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取り組む。
- ⑤ 結果重視
施策の結果を重視するため、明確なPDCAメカニズムの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定したうえで施策に取り組む。その後、政策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行う。

■施策の方向性

- 基本目標1：稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
- 基本目標2：地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- 基本目標3：結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標4：ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
- 横断的な目標1：多様な人材の活躍を推進する
- 横断的な目標2：新しい時代の流れを力にする

【4つの基本目標に向けた取組を実施するにあたっての第2期における国の新たな視点】

- ① 地方へのひと・資金の流れを強化する（関係人口⁽¹⁾、企業・個人の寄附・投資）
- ② 新しい時代の流れを力にする（Society5.0⁽²⁾の実現、SDGs⁽³⁾の浸透・主流化）
- ③ 人材を育て活かす（人材の掘り起こし・育成・活躍支援）
- ④ 民間と協働する（行政主体の取組に加え、民間主体の取組と連携強化）
- ⑤ 誰もが活躍できる地域社会をつくる（女性・高齢者・外国人・障がい者など）
- ⑥ 地域経営の視点で取り組む（地域の経済社会構造を俯瞰した地域マネジメント）

用語解説

- | | |
|---|--|
| (1) 関係人口 | 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない。特定の地域や地域の人々と継続的に多様な形で関わる人をいいます。 |
| (2) Society5.0 | サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会のことをいいます。 |
| (3) SDGs
（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標） | 平成27年9月の国連サミットにて採択された2030年を年限とする世界全体の達成目標をいいます。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17のゴールとその下に具体的な169のターゲットが設定されています。 |

2 計画の構成と期間

町の人口動態、2040年、2060年における長期の人口展望を踏まえた基本的方針と取組の方向性等を整理した「愛南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、その実現に向けた実施事業の展開を記載した「実施計画」で構成されています。

なお、「実施計画」は、地方創生推進交付金を始めとした国の財政措置や各種規制緩和等の状況変化に柔軟に対応できるように別冊として策定するとともに、毎年の進捗結果をもとに継続可否の判断、進め方の見直しを実施します。

計画期間は、総合計画との連動から、令和4年度～令和11年度の8年間とします。

■計画の構成と期間	～R3年度	R4～R7年度(4年間)	R8～R11年度(4年間)
総合計画	第2次総合計画 (後期基本計画)	第3次総合計画 (前期基本計画)	第3次総合計画 (後期基本計画)
愛南町まち・ひと・しごと 総合戦略	第1期	第2期(必要に応じて見直し)	
愛南町まち・ひと・しごと 総合戦略<実施計画>	必要に応じて、毎年見直し(事業の追加等)		

3 総合計画との関係

総合計画は、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示し、長期的なまちづくりの展望を町民と共有する最上位計画です。一方、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少克服と地方創生を目的としているため、総合計画と比較すれば、その政策範囲は限定されます。このため、本計画は、第3次愛南町総合計画を踏まえたうえで、まち・ひと・しごと創生に資する特定の施策に特化した戦略として位置付けるとともに、総合計画の「成果指標」と総合戦略の評価指標である「基本目標」や「KPI(Key Performance Indicator)」との整合を図ることで、一体的に推進していきます。

総合計画の中で示している地方創生分野(まち・ひと・しごと創生に資する基本事業)を、目指すべき将来の方向として定める4つの基本目標に沿って体系付けたものが本計画となります。

愛南町まち・ひと・しごと創生総合戦略の項目

政策名	施策名	基本事業名	総合戦略	国土強靱化	
1 支えあい健やかに暮らせるまちづくり	1 次世代につなぐ子ども・子育て支援の充実	1 子どもの健やかな成長			
		2 保育サービス等の充実	●	●	
		3 地域における子育て支援	●		
		4 子どもの人権尊重			
		5 家族形成意識醸成の支援	●		
	2 高齢者福祉の充実	1 安心と尊厳のある暮らしの保持			
		2 介護予防・健康づくり・生きがいつくりの推進	●	●	
3 地域における支えあい・連携の強化		●			
愛南町総合計画の施策体系				●	

4 計画の進捗管理

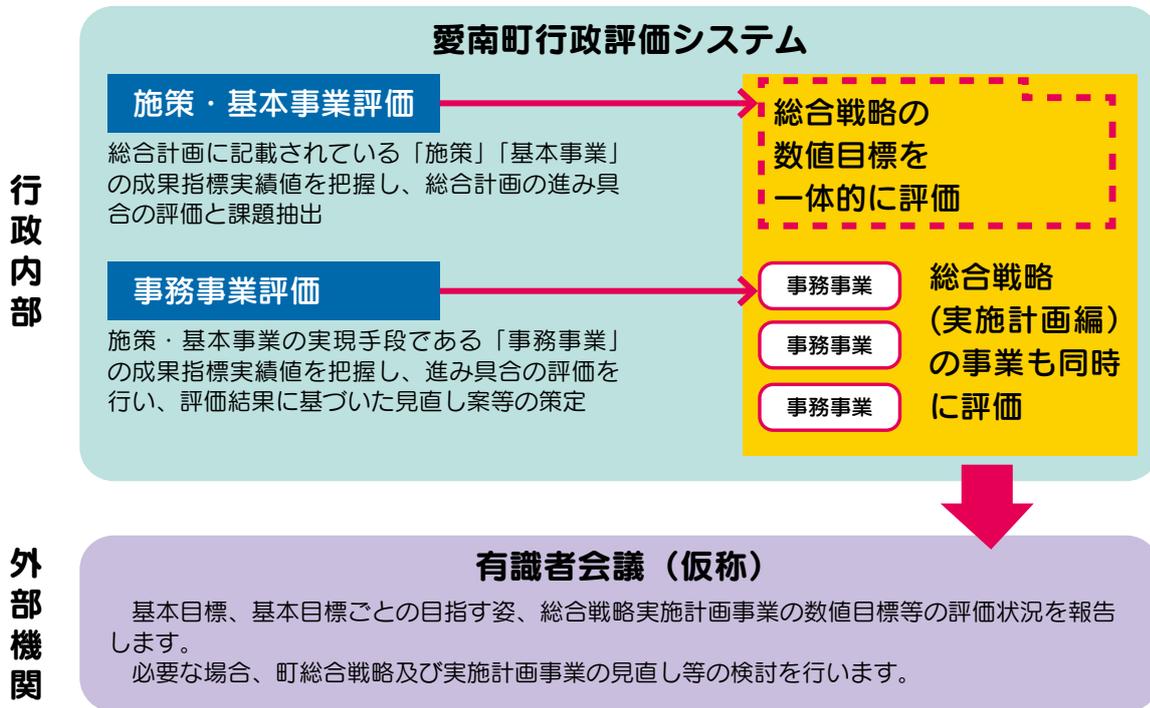
本計画には、基本目標及び基本目標ごとのめざす姿に係る成果を客観的に評価するための「成果指標」を設定します。

この成果指標については、原則として、総合計画における施策、基本事業、事務事業の成果指標を準用することとし、総合計画と合わせて一体的な進捗管理を行います。

進捗管理は、愛南町行政評価システムと連動し、施策・基本事業評価や事務事業評価を活用する予定とするほか、その検証内容について、「産業界」「行政機関」「金融機関」「教育機関」「言論・メディア関係」など、幅広い分野で知見を有する関係者から構成される「愛南町総合戦略策定推進懇話会」にて、意見を求めています。

※成果指標は、国が求める重要業績評価指標【KPI：Key Performance Indicators】と同意義です。

■進捗管理イメージ



5 計画の見直し

この総合戦略（第2期）を基本として、愛媛県のまち・ひと・しごと創生総合戦略との整合も図ったうえで、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を図るための施策を推進することとします。

また、施策の達成状況や社会情勢の変化、「地域経済分析システム」等を活用した詳細な経済分析の結果等を踏まえ、必要に応じて戦略の見直しを行うこととします。

II 人口展望と基本目標

1 人口の将来展望（令和元年度時点）

愛南町の人口の将来展望にあたっては、最新の国勢調査（平成27（2015）年）結果に基づく国（社人研）の人口推計結果を踏まえ、時点修正を行いました。

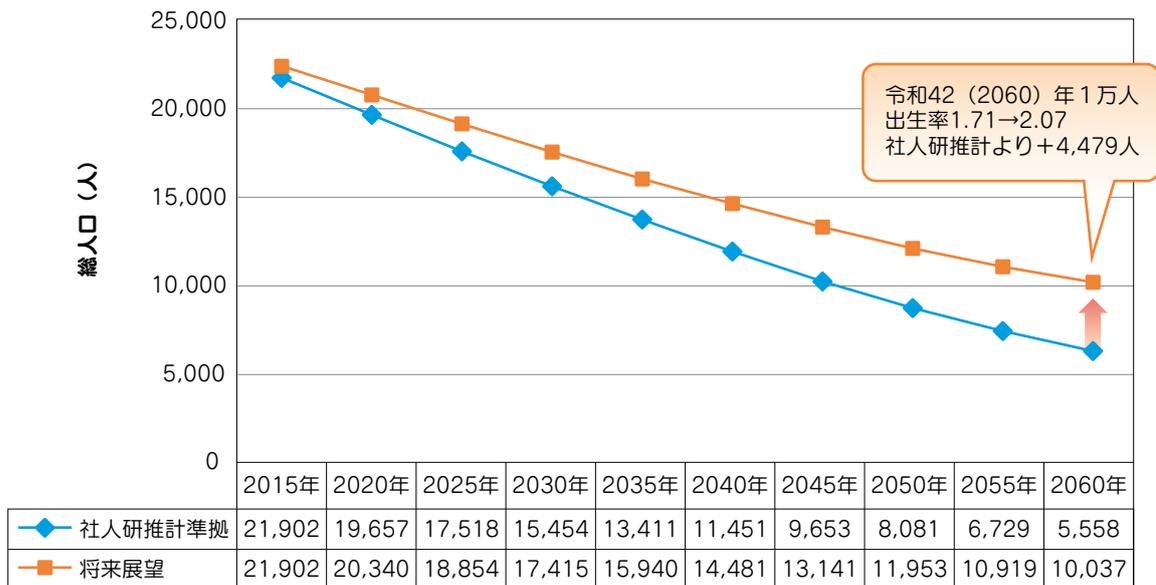
時点修正にあたっては、平成27（2015）年度に策定した愛南町の人口展望で示した令和22（2040）年14,644人と同規模の人口を維持することを前提としました。

最新の国（社人研）の人口推計結果では、前回よりも人口減少のスピードが速くなっており、平成27（2015）年度の人口展望である令和22（2040）年14,500人規模を目指すためには、転入増加率及び転出抑制率や合計特殊出生率を向上させる必要があります。

■人口の将来展望

		令和22（2040）年	令和42（2060）年
令和元年度設定 （2019）	町の人口展望	14,481人	10,037人
	国（社人研）推計	11,451人	5,558人
平成27年度設定 （2015）	町の人口展望	14,644人	10,202人
	国（社人研）推計	11,942人	6,333人

■愛南町の人口推移と将来展望（令和元（2019）年度）



■愛南町における人口の将来展望と国（社人研）との差異

令和元（2019）年度設定	・ ・ ・ ・ 令和22（2040）年	+3,030人
	令和42（2060）年	+4,479人
平成27（2015）年度設定	・ ・ ・ ・ 令和22（2040）年	+2,702人
	令和42（2060）年	+3,869人

■人口の将来展望に関する仮定値（条件）

①合計特殊出生率

愛南町の現実的に持てそうな子ども数を準拠しつつ、国の長期目標2.07を目標として設定

※愛南町 理想子ども数 2.32人 現実に持てそうな子ども数 1.77人(平成27(2015)年度調査)

令和元（2019）年度 設定時

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年 以降
	1.82	1.87	1.92	1.97	2.02	2.07

平成27（2015）年度 設定時

2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年 以降
1.68	1.71	1.74	1.77	1.80	1.94	2.07

②移動率（転出入）

	転入超過となっている 世代の純移動率	転出超過となっている 世代の純移動率
令和元（2019）年度 設定時点	40%上昇	45%低下
平成27（2015）年度 設定時点	35%上昇	40%低下

■将来展望における年齢3区分人口（令和元（2019）年度）

区分	2015年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
総人口	21,902	20,340	17,415	14,481	11,953	10,037
年少人口	2,137	1,889	1,733	1,565	1,476	1,252
（0～14歳）	9.8%	9.3%	10.0%	10.8%	12.3%	12.5%
生産年齢人口	11,036	9,404	7,436	6,081	5,333	5,141
（15～64歳）	50.4%	46.2%	42.7%	42.0%	44.6%	51.2%
老年人口	8,729	9,047	8,245	6,835	5,145	3,644
（65歳以上）	39.9%	44.5%	47.3%	47.2%	43.0%	36.3%

[単位：人]

※3区分人口推計と総人口推計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

2 人口動態が地域の未来に与える影響

人口は、まちの行政運営や政策展開の基礎となります。前述の国の推計では、2040年に現在の50%まで減少するとされています（民間企業でいえば、売上や利益が50%減少したのと同義です）。

50%減への対応は、現在の延長線上で考えていると、対応が後手に回る可能性があります。バックキャストिंगの考え方で、2040年の人口状態で、まちを運営するための手立てを逆算して、いまから取り組む必要があります。

そこで、どの程度の影響があるかをイメージするために、いくつかのデータを示します。



項目	2015年	2040年	2060年
歳入規模（一般会計）	161億円	70～84億円	40億円 ※1
町民税	7億円	2.6億円	1.2億円 ※2
高齢者医療費	36.5億円	35.3億円	20億円 ※3
職員数(普通会計決算)	384名	193名	100名 ※4

項目	2020年	2040年	2060年
保育園数	9園	3園	1園 ※5
小学校数	12校	4校	2校 ※5
中学校数	5校	2校	1校 ※5
公民館数	21館	10館	5館 ※6

- ※1 一般会計規模＝総人口×735,995円（2015年の1人当たり歳入）
旧御荘町、旧城辺町の合併前人口が約1万人で、その財政規模を適用（2040年70億円）
- ※2 町民税の全てが生産年齢人口から納められていると仮定し、2015～2019年度の町民税の平均調定額695,538千円に対して、生産年齢人口の変化率で算出
町民税（個人）＝生産年齢人口×（695,538千円/11,036人）
- ※3 2015年度後期高齢者医療費制度被保険者1人当たり診療費793,927円をそのまま維持すると仮定（高齢者医療費＝後期高齢者人口（75歳以上人口）×793,927円）
- ※4 人件費比率20.0%、1人当たり人件費8,000千円として、2040年、2060年の歳入規模から雇用可能な職員数を算出（2040年の歳入規模は77億円で試算）
- ※5 保育園、小学校、中学校は、現在の数が適正と仮定して施設平均人数を算出し、将来人口を施設平均人数で割ることで、将来に必要な施設数を試算しています。
- ※6 公民館施設は、現在の数が適正と仮定し、将来人口との比率で将来に必要な公民館施設数を試算しています。

3 基本目標

(1) 基本的な考え方

町民がいつまでも安心して暮らし、働き、子どもを産み育て、持続可能なまちを構築していくために、本町の持つ特性・魅力を活かし、人口、経済、地域社会の課題に一体的・持続的に取り組んでいきます。

(2) 町総合戦略のめざす方向

将来にわたり、人口減少の抑制に取り組み、人々が安心して住み続けられる・住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。

(3) 4つの基本目標

基本目標① 『活力ある産業を育てる』

- 水産業、農林業及び商工業の各産業分野において、後継者・担い手の確保、育成、所得の向上を目指し、事業者に対して生産性の高い安定した経営のための支援を行い、活力に満ち、魅力ある産業の振興を図ります。
- 創業や既存企業の継続経営を支援し、雇用を維持・創出していきます。

基本目標② 『交流人口を拡大する』

- 観光資源の情報発信力や広域連携の強化を図り、更なる観光振興の充実化を図ります。
- 地域資源の有効活用をテーマとして、グリーンツーリズムやスポーツツーリズム等により、都市部と農山漁村等での交流人口の拡大を図ります。

基本目標③ 『若い世代が輝き、安心して子どもを育てられるまち』

- 若い世代の結婚・出産・子育てに対する不安の軽減を図ります。
- 若い世代が安心して子どもを預け、働くことができる環境を整備します。
- 学校教育や生涯学習、スポーツなどを通じて、今後の愛南町を担う人材を育てます。

基本目標④ 『いつまでも住みたい・暮らせるまち』

- 今後もさらに進展する少子高齢化などの社会的背景を考慮し、地域コミュニティ活動の支援や地域包括ケアなどの充実を図ります。
- 新たな人の流れを促す環境を構築します。
- 安全・安心して暮らせるまちづくりを促進します。

(4) 4つの基本目標と総合計画との対応図

愛南町では、総合計画と町総合戦略とを一体的に推進することとしています。

まち・ひと・しごと創生に係る取組の方向性のうち、主なものについては総合戦略に記載していますが、総合計画に基づき実施するその他の施策や政策についても、地方創生に資すると認められるものであれば、下表のとおり位置付けしたうえで推進していくこととしています。

総合戦略 基本目標	第3次総合計画 前期基本計画での該当分野				
	政策 番号	施策 番号	基本 事業 番号	基本事業名称	
『活力ある産業を育てる』	1-1	03	01	03	ぎょしょく教育と消費拡大
	1-2	03	01	04	生産者、漁協、行政及び大学の共同連携強化
	1-3	03	02	01	担い手の育成と確保
	1-4	03	02	02	農地の継承
	1-5	03	02	03	経営安定と産地化の推進
	1-6	03	03	01	経営面の支援強化
	1-7	03	03	02	創業・事業承継への支援
	1-8	03	03	03	企業誘致・留置の推進
	1-9	03	05	01	雇用の促進
	1-10	03	05	02	労働人材の確保
『交流人口を拡大する』	2-1	03	04	01	地域資源の有効活用
	2-2	03	04	02	観光PRの推進
	2-3	05	03	04	スポーツツーリズムの推進
『若い世代が輝き、安心して子どもを育てられるまち』	3-1	01	01	02	保育サービス等の充実
	3-2	01	01	03	地域における子育て支援
	3-3	01	01	05	家族形成意識醸成の支援
	3-4	05	01	01	確かな学力の向上
	3-5	05	01	02	ICTを活かした教育の推進
	3-6	05	01	04	健やかな体の育成
『いつまでも住みたい・暮らせるまち』	4-1	01	02	02	介護予防・健康づくり・生きがいづくりの推進
	4-2	01	02	03	地域における支えあい・連携の強化
	4-3	01	03	03	社会参加の促進と就労支援
	4-4	01	04	07	安心して医療を受けられる体制の確保
	4-5	02	02	01	愛南町への高速道路の早期延伸
	4-6	02	03	01	町による生活交通の確保
	4-7	02	03	02	公共交通機関の利用促進
	4-8	04	01	01	地域コミュニティ活動の支援
	4-9	04	05	05	公共施設マネジメントの推進
	4-10	04	05	06	シティプロモーションと移住定住の促進
	4-11	02	01	02	再生可能エネルギーの推進
	4-12	02	01	03	生活排水の適正処理
	4-13	02	01	04	4Rの推進

序論
基本構想
基本計画
政策1
政策2
政策3
政策4
政策5
まち・ひと・しごと創生総合戦略
国土強靭化
資料編

III 基本目標別計画と成果指標

基本目標1 活力ある産業を育てる

■基本目標の成果指標

成果指標名称	基準値	R7目標値
漁業生産額	18,133百万円	21,000百万円
農業産出額	233千万円	233千万円
町内の商工業者数	1,144業者	1,000業者
町内の従業者数	6,310人	5,500人
有効求人倍率	3.54倍	3.00倍



■戦略の名称と成果指標

戦略No.01-01 ぎょしょく教育と消費拡大

【めざす姿】

ぎょしょく教育の普及推進活動によって、魚食と健康に関する理解が進み、魚の消費が拡大します。

ぎょしょく教育を通じて、地産地消を推進し、地元水産物の消費が拡大します。

成果指標名称	基準値	R7目標値
ぎょしょく教育に参加した延べ人数	5,251人	5,000人
公共施設の給食における地元水産物の利用額	22,493千円	30,000千円
漁協直販増加額	501,998千円	550,000千円

総合計画施策体系 03-01-03

戦略No.01-02 生産者、漁協、行政及び大学の共同連携強化

【めざす姿】

関係者が連携を図ることにより、地域の抱える水産課題を解決します。

成果指標名称	基準値	R7目標値
共同開発研究をした延べ件数	14件	15件
市場で付加価値が高い水産物数	4種	5種

総合計画施策体系 03-01-04

戦略No.01-03 担い手の育成と確保

【めざす姿】

県、JA等と連携し、募集、研修、経営定着、経営発展、経営継承まで、一貫した支援が受けられ、意欲のある経営体や集落営農組織などの多様な担い手が確保・育成されています。

成果指標名称	基準値	R7目標値
新規就農者数（基本計画期間累計）	—	12人
認定農業者数	158人	158人
農地所有適格法人数	14経営体	18経営体

総合計画施策体系 03-02-01

戦略No.01-04 農地の継承

【めざす姿】

持続的な農業推進のために、農地が継承されています。

成果指標名称	基準値	R7目標値
新規利用権設定数（基本計画期間累計）	—	296件
農地利用集積面積	300ha	300ha

総合計画施策体系 03-02-02

戦略No.01-05 経営安定と産地化の推進

【めざす姿】

経営安定のための各種支援が活用され、産地化が進み、農業経営が継続されています。

成果指標名称	基準値	R7目標値
産地化、高付加価値化を進める農産物（野菜）の作付面積	36.3ha	40.0ha
産地化、高付加価値化を進める農産物（柑橘）の作付面積	449.7ha	450.0ha
水田の有効活用面積	24.4ha	28.0ha
セーフティネット加入経営数	422件	422件

総合計画施策体系 03-02-03

戦略No.01-06 経営面の支援強化

【めざす姿】

中小企業者等の経営力が向上し、その経営が安定しています。

成果指標名称	基準値	R7目標値
黒字化している事業所（町民税の法人税割課税事業所）割合	35.7%	38.0%
町の経営支援制度により経営力向上に取り組んでいる事業者数（基本計画期間累計）	2業者	60業者

総合計画施策体系 03-03-01

戦略No.01-07 創業・事業承継への支援

【めざす姿】

地域資源を活かした起業が行われるとともに、事業承継により事業活動が継続されています。

成果指標名称	基準値	R7目標値
新規に法人化した事業者数（基本計画期間累計）	11業者	15業者

総合計画施策体系 03-03-02

戦略No.01-08 企業誘致・留置の推進

【めざす姿】

町内に企業が進出するとともに、進出した企業が留まっていることで、雇用が拡大し、地域が活性化しています。

成果指標名称	基準値	R7目標値
企業の誘致・留置件数	5件	6件

総合計画施策体系 03-03-03

戦略No.01-09 雇用の促進

【めざす姿】

求職者が雇用相談や各種研修などを活用することにより、雇用が促進されます。

成果指標名称	基準値	R7目標値
求職者の就職割合	53.5%	58.0%
誘致・留置した企業の町内雇用者数	238人	250人

総合計画施策体系 03-05-01

戦略No.01-10 労働人材の確保

【めざす姿】

事業承継や町内外からの就業・起業が促進され、人材不足が解消されています。

成果指標名称	基準値	R7目標値
町と関係機関が連携・支援して、事業承継した事業者数及び新規参入者数（基本計画期間累計）	15業者	24業者
町外向けの仕事紹介への取組数（短期、定住）	0件	4件

総合計画施策体系 03-05-02

基本目標2 交流人口を拡大する

■基本目標の成果指標

成果指標名称	基準値	R7目標値
年間観光客数（入込客数）	790,032人	1,500,000人



■戦略の名称と成果指標

戦略No.02-01 地域資源の有効活用

【めざす姿】

地域の資源（特産品や観光スポット）を活かしたイベントやふるさと納税事業の実施により、誘客の促進と特産品が全国に認知されます。

成果指標名称	基準値	R7目標値
町内で観光客誘致のため開催される各種イベントにおける参加者数	11,286人	30,000人
町が実施又は支援する観光・物産振興イベントの開催回数	2回	25回
ふるさと納税の寄附件数	16,336件	100,000件
ふるさと納税の返礼品登録数	320品	700品

総合計画施策体系 03-04-01

戦略No.02-02 観光PRの推進

【めざす姿】

具体的な効果のあるブランド、PRを充実させ、観光協会、旅行会社等と連携することにより、観光客が望む内容を理解し、多くの方々に本町の魅力を知ってもらうための情報発信を行います。

成果指標名称	基準値	R7目標値
町ホームページ内の観光ページへのアクセス件数	20,846件	30,000件
町及び観光協会の公式SNSフォロワー数及び登録者数	1,167人	3,000人
統一ブランディングロゴマーク「いろこいあいなん」の利用登録件数（基本計画期間累計）	11件	22件
新聞、テレビ、雑誌等及びSNS等へのリリース・情報発信件数	26件	30件

総合計画施策体系 03-04-02

戦略No.02-03 スポーツツーリズムの推進

【めざす姿】

スポーツツーリズム推進基本方針（観光庁）に基づき「見る」、「する」、「支える」などのスポーツを通じた観光のまちづくりを推進します。

成果指標名称	基準値	R7目標値
スポーツツーリズムによる交流人口	4,861人	5,000人
スポーツ合宿件数	12件	15件

総合計画施策体系 05-03-04

基本目標3 若い世代が輝き、安心して子どもを育てられるまち

■基本目標の成果指標

成果指標名称	基準値	R7目標値
保護者による「子育てしやすいまち」に関する評点（100点満点）	76.4点	80.0点
合計特殊出生率	1.12	1.50
楽しく学校生活を送っている児童の割合	93.7%	95.5%
児童が楽しく学校生活を送っていると思う保護者の割合	95.7%	95.0%
楽しく学校生活を送っている生徒（中学生）の割合	88.7%	95.0%
生徒が楽しく学校生活を送っていると思う保護者の割合	91.7%	95.0%



■戦略の名称と成果指標

戦略No.03-01 保育サービス等の充実

【めざす姿】

保育サービスや放課後の居場所の充実により、保護者が安心して子どもを預けられ、働くことができます。

成果指標名称	基準値	R7目標値
保育所を利用している保護者の満足度（100点満点）	80.6点	80.0点
学童保育を利用している保護者の満足度（100点満点）	76.8点	80.0点
放課後の児童の受入事業（施設）設置数	8か所	8か所

総合計画施策体系 01-01-02

戦略No.03-02 地域における子育て支援

【めざす姿】

子育ての不安や悩みを取り除きます。

成果指標名称	基準値	R7目標値
子育てについて相談できる相手（場所）がいる（ある）保護者の割合	93.5%	100%
子育てについて相談できる相手（場所）の相談先の数（人、行政機関等）	4.2相談先数	4.5相談先数

総合計画施策体系 01-01-03

戦略No.03-03 家族形成意識醸成の支援

【めざす姿】

若い世代を中心に婚姻率が高まります。

若い世代の婚姻や家族形成意識を醸成し、次世代が育成されます。

成果指標名称	基準値	R7目標値
出会いの場を提供したカップルの延べ成婚数（基本計画期間累計）	5組	9組
婚姻率（人口1,000人当たり）	2.0%	2.5%

総合計画施策体系 01-01-05

戦略No.03-04 確かな学力の向上

【めざす姿】

自ら学び考える力を育成し、基礎・基本を定着させることにより確かな学力の向上を図ります。

成果指標名称	基準値	R7目標値
授業が分かるという児童の割合	95.1%	95.0%
授業が分かるという生徒の割合	89.5%	95.0%
学習習慣ができていない児童の割合	87.5%	92.0%
学習習慣ができていない生徒の割合	59.6%	85.0%

総合計画施策体系 05-01-01

戦略No.03-05 ICTを活かした教育の推進

【めざす姿】

ICT機器を利用した児童生徒の興味関心の増加と情報リテラシーが向上しています。

成果指標名称	基準値	R7目標値
ICT機器を使った学習が楽しいと感じている児童の割合	取得予定	80.0%
ICT機器を使った学習が楽しいと感じている生徒の割合	取得予定	80.0%
学習端末を使用している児童・生徒の割合	取得予定	80.0%

総合計画施策体系 05-01-02

戦略No.03-06 健やかな体の育成

【めざす姿】

健康的な生活習慣の形成を図り、運動を通じて体力を養います。

成果指標名称	基準値	R7目標値
愛媛県体力標準値で県平均を上回っている項目数の割合（小5・中2）	90.6%	90.0%
パーフェクト自己新記録賞の割合（小5・中2）	83.3%	90.0%
健康診断における精検者の受診率	65.0%	100%
基本的な生活習慣ができていない児童・生徒の割合（早寝早起き、朝ごはんを食べている、あいさつなど）	86.5%	95.0%

総合計画施策体系 05-01-04

基本目標4 いつまでも住みたい、暮らせるまち

■基本目標の成果指標

成果指標名称	基準値	R7目標値
自立高齢者の割合	79.2%	80.0%
町内の医療体制に対する満足度	38.0%	40.0%
町内で生活をしている障がい者の割合	95.2%	95.0%
愛南町役場から松山市までの自動車での所要時間	130分	130分
町内の道路環境の満足度	69.7%	71.0%
町内での移動に困らない世帯割合	取得予定	60.0%
町民、事業者及び行政が協働したまちづくりがなされていると思う町民の割合	54.5%	60.0%
町の行財政運営が効果的・効率的に行われていると思う町民の割合	80.4%	90.0%
最終処分量	1,153t	1,107t
愛南町のCO2 排出量（産業、家庭含む）	135,000tCO2	120,000tCO2
公共水域の水質の基準達成率	81.3%	100%



■戦略の名称と成果指標

戦略No.04-01 介護予防・健康づくり・生きがいのづくりの推進

【めざす姿】

自発的な社会活動や各種事業を通じて、介護予防・健康づくりに取り組み、生きがいを持って生活しています。

成果指標名称	基準値	R7目標値
要支援認定者の新規該当者の平均年齢	81.8歳	82.3歳
要介護認定者の新規該当者の平均年齢	82.4歳	83.3歳
生きがいをもっている高齢者の割合	55.2%	60.0%

総合計画施策体系 01-02-02

戦略No.04-02 地域における支えあい・連携の強化

【めざす姿】

地域における支え合いや連携を強化することで、高齢者が住み慣れた地域で生活していくことができます。

成果指標名称	基準値	R7目標値
相談相手がない高齢者の割合	10.1%	8.0%
第2層協議体の設置数	0協議体	4協議体
他の事業所との連携ができていると答える医療・介護従事者の割合	72.3%	73.0%

総合計画施策体系 01-02-03

戦略No.04-03 社会参加の促進と就労支援

【めざす姿】

障がい者（児）が社会参加しやすい環境が整い、地域社会の一員であるという意識が醸成します。

成果指標名称	基準値	R7目標値
町内の就労支援事業所利用率	87.8%	88.0%
障がい者の日中活動の場を提供する事業所等の数	10箇所	12箇所

総合計画施策体系 01-03-03

戦略No.04-04 安心して医療を受けられる体制の確保

【めざす姿】

一次・二次救急医療体制の確保と町内医療機関の連携により、地域医療の充実を図ります。

成果指標名称	基準値	R7目標値
一次救急医療に従事する常勤医師数	12人	13人
二次救急医療に従事する常勤医師数	10人	10人
かかりつけ医をもっている人の割合	62.0%	70.0%

総合計画施策体系 01-04-07

戦略No.04-05 愛南町への高速道路の早期延伸

【めざす姿】

町外（宇和島・幡多圏域等）への移動時間が短縮され、快適で安全な通行ができます。

成果指標名称	基準値	R7目標値
宿毛市までの高速道路延伸は、町の発展のために必要と考える町民の割合	86.8%	90.0%

総合計画施策体系 02-02-01

戦略No.04-06 町による生活交通の確保

【めざす姿】

需要に合わせた効果的・効率的で持続可能な交通手段を確保します。

成果指標名称	基準値	R7目標値
町営の交通手段の年間利用者数	36,725人	45,000人
町営の交通手段を運営するために必要な一世帯当たりの負担額	3,833円	7,000円

総合計画施策体系 02-03-01

戦略No.04-07 公共交通機関の利用促進

【めざす姿】

既存のバス路線維持のために、町民のバスの利用を促進します。

成果指標名称	基準値	R7目標値
町内を運行する民間運行バスの年間利用者数	209,447人	175,000人
町内を運行する民間運行バスの平均乗車率	5.21%	24.0%
民間運行バスの町内路線維持に必要な一世帯当たりの負担額	5,322円	2,000円

総合計画施策体系 02-03-02

戦略No.04-08 地域コミュニティ活動の支援

【めざす姿】

自治会の機能が維持され、地域の運営・維持がされています。

成果指標名称	基準値	R7目標値
町民の行政区への加入率	73.4%	75.0%
地域コミュニティ活動への参加率	31.7%	50.0%
自治会活動継続のために行政として見直しや支援を実施した件数	取得予定	3件

総合計画施策体系 04-01-01

戦略No.04-09 公共施設マネジメントの推進

【めざす姿】

公共建築物の総量の適正化が図られ、管理費が抑制されています。

公園が適正に維持管理され、安全に利用できます。

成果指標名称	基準値	R7目標値
公共建築物の管理費（日常管理、修繕、改修）	511,891千円	486,296千円
町が公園管理者として責任を負うことになった事故件数	0件	0件

総合計画施策体系 04-05-05

戦略No.04-10 シティプロモーションと移住定住の促進

【めざす姿】

空き家バンク登録件数を増やしたり、町ホームページ・SNSを活用して町の魅力や活動等を積極的にPRし、移住者・定住者が増加します。

成果指標名称	基準値	R7目標値
移住に関する情報発信数（掲載媒体、イベント、つぶやき、HP更新数）	取得予定	55件
空き家バンク制度による延べ登録件数	17件	57件
移住者数	取得予定	140人

総合計画施策体系 04-05-06

戦略No.04-11 再生可能エネルギーの推進

【めざす姿】

住民の環境意識が高揚し、エネルギーの有効活用、再生可能エネルギーの利用が増え、脱炭素が進んでいます。

成果指標名称	基準値	R7目標値
再生可能エネルギー設備の導入容量	39,895kW	75,000kW

総合計画施策体系 02-01-02

戦略No.04-12 生活排水の適正処理

【めざす姿】

公共用水域の水質を保全し、衛生的な水環境を維持します。

成果指標名称	基準値	R7目標値
汚水処理人口普及率	47.4%	61.8%
農業・漁業集落排水処理施設への接続率	82.7%	85.1%
合併浄化槽設置基数	2,223基	2,648基

総合計画施策体系 02-01-03

戦略No.04-13 4Rの推進

【めざす姿】

ごみの発生抑制（Refuse）、削減（Reduce）、再使用（Reuse）及び再生利用（Recycle）を進めることにより、環境への負荷を軽減します。

成果指標名称	基準値	R7目標値
町民一人当たりのごみの排出量	622g/日	597g/日
リサイクル率	22.4%	27.0%
分別不適合件数	58件	29件
不法投棄苦情件数	23件	12件

総合計画施策体系 02-01-04



愛南町国土強靱化地域計画

第1章 計画の概要

第2章 本計画の基本的考え方

第3章 脆弱性評価と推進方針

第4章 計画の推進及び進捗管理

第1章 計画の概要

1-1 策定の背景と目的

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等が発生しても、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進するため、平成25（2013）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行しました。また、平成26（2014）年6月には、基本法に基づき国土の強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定し、また、愛媛県においては、平成28（2016）年3月に国基本計画との調和を図りながら「愛媛県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定するなど、国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けた取組を進めているところです。

このような中、本町においては、平成30（2018）年7月豪雨により大きな被害が発生するなど、災害時において住民の生命及び生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりの推進が必要になっていることから、国の動向を踏まえつつ、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、「愛南町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

■国土強靱化とは

大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進することです。

■地域防災計画との違い

- 「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもので、愛南町地域防災計画では「地震災害対策編」「津波災害対策編」「風水害等対策編」のリスクごとに計画が立てられています。
- 一方、国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものです。
- そのため、強靱化の計画は、あらゆるリスクを想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態をもたらさないリスクを減らすために事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開する強靱化の取組の方向性・内容を取りまとめたものです。

国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ

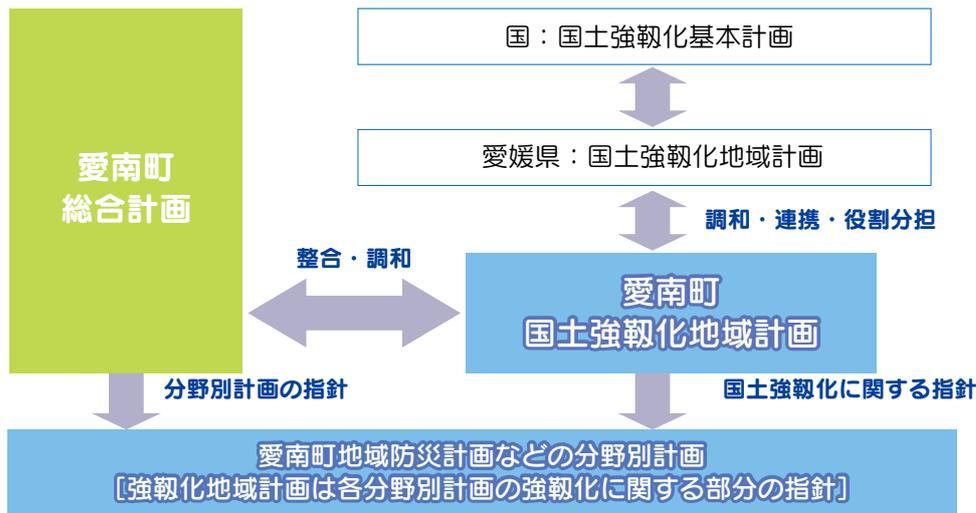
	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し地域社会の強靱化	災害の種類ごとの発生時の対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後も含む
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図るため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧などの具体的対策
施策の重点化・指標	○	—

1-2 計画の位置づけ

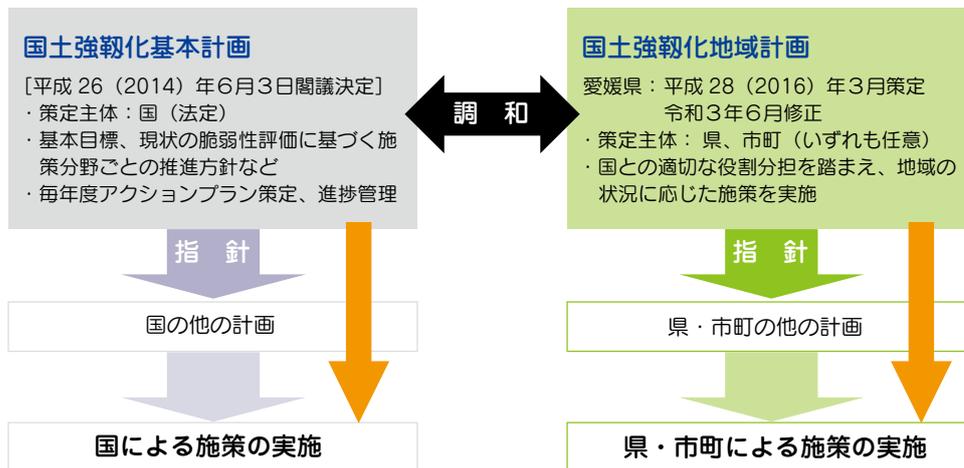
本計画は、基本法第13条に基づき策定する「地域計画」であり、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的にするための指針となる計画です。

そのため、県地域計画が、本町を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つとともに、町政の基本方針である「愛南町総合計画」や、災害対策基本法に基づき策定した「愛南町地域防災計画」等とも整合・連携を図りながら、国土強靱化に関して、本町における様々な分野の計画等の指針となるものです。

国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ



国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



【基本法第13条（国土強靱化地域計画）】

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【基本法第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）】

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

1-3 計画の構成

国土強靱化地域計画では、本町の災害想定や脆弱性評価と推進方針を示します。脆弱性評価低減のために取り組む具体的事業及び改善すべき指標については、別冊の国土強靱化地域計画<実施計画編>に記載します。なお、国土強靱化地域計画<実施計画編>は、必要に応じて、年次更新を行います。



1-4 計画期間

本計画は、令和2年度を初年度とした計画とします。

また、国土強靱化地域計画は、愛南町総合計画との整合・連携の観点から、総合計画の計画期間と連動させて策定することを基本とします。ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や災害発生状況、施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、《改訂版》を策定します。

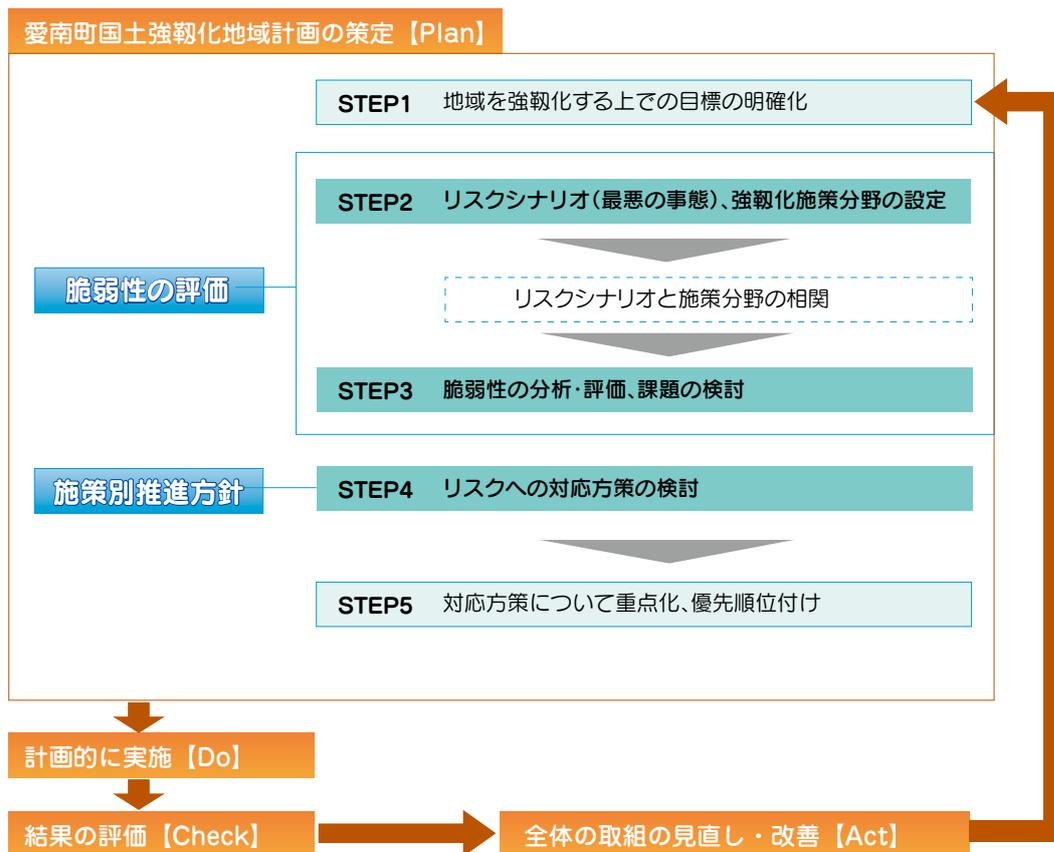
	R 2～R 3年度	R 4～R 7年度 (4年間)	R 8～R 11年度 (4年間)
総合計画	第2次総合計画 (後期基本計画)	第3次総合計画 (前期基本計画)	第3次総合計画 (後期基本計画)
愛南町 国土強靱化地域計画	第1期	第2期 (必要に応じて見直し)	
愛南町 国土強靱化地域計画 <実施計画編>	必要に応じて、毎年見直し (事業の追加等)		

1-5 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、以下のSTEP1～STEP5のプロセスを経て行います。

◆ 計画策定の手順

- STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化
- STEP2 リスクシナリオ（最悪の事態）の設定、強靱化施策分野の設定
- STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- STEP4 リスクへの対応方策の検討
- STEP5 対応方策について重点化、優先順位付け



第2章 本計画の基本的考え方

国の国土強靱化基本計画及び県の国土強靱化地域計画との整合・調和を図り、国が掲げる4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定して取り組みます。

2-1 基本目標

- I. 人命の保護が最大限に図られること
- II. 町政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- IV. 迅速な復旧・復興を可能にすること

<出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）>

2-2 事前に備えるべき目標

- i. 直接死を最大限防ぐ
- ii. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- iii. 必要不可欠な行政機能は確保する
- iv. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- v. 経済活動を機能不全に陥らせない
- vi. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- vii. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- viii. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

<出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）>

2-3 想定する自然災害

住民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本計画では、本町における過去の災害被害及び国の基本計画や、県の地域計画を踏まえ、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とします。

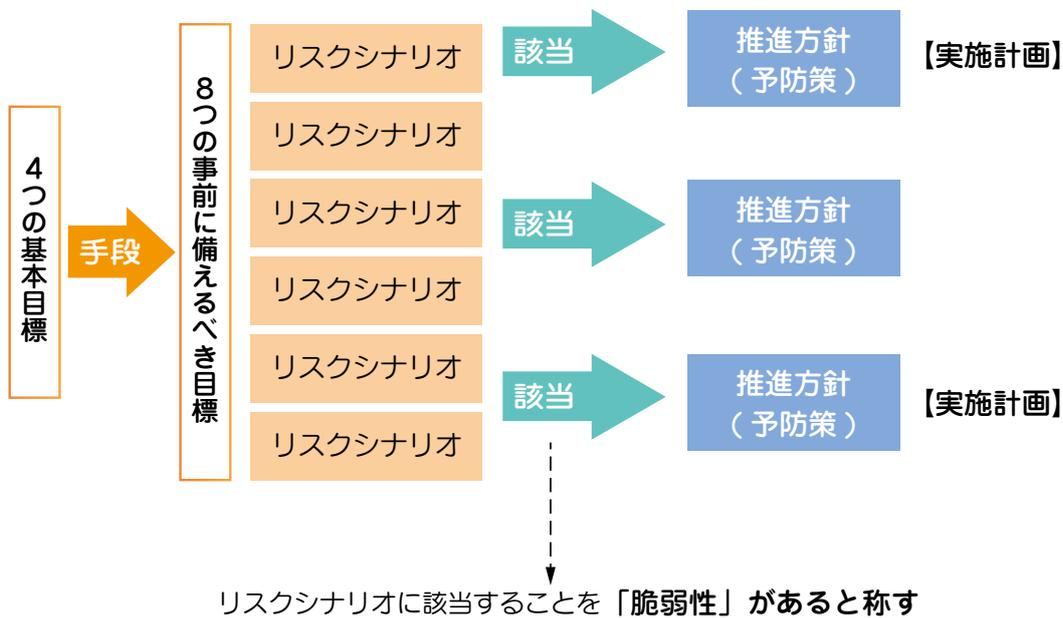
- ◇地震
- ◇津波
- ◇風水害（暴風雨、浸水、土砂崩れ）

2-4 リスクマネジメントによるアプローチ

8つの事前に備える目標達成に向けて、起きてはならない事態をリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）として設定します。そのリスクシナリオについて、本町が「該当するか」を明らかにして、最悪の事態に至らないために事前に取り組むべきことを検討するリスクマネジメントのアプローチで計画を策定します。国の「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」では、「脆弱性評価と分析」と称します。

なお、リスクシナリオに該当する項目、つまり脆弱性があるリスクシナリオについて、リスクシナリオで示された最悪の事態を回避・軽減するための推進方針や予防策を整理します。

ただし、推進方針を定めても、地域との調整、財源の確保、県との調整等により、すべての予防策をただちに実施することは不可能です。そのため、実現可能性と影響度を踏まえた実施計画(別冊)を別途設定して取り組みます。また、実施計画は、災害状況や財源状況を踏まえ適宜見直しを行います。



※本計画は、県が設定した33のリスクシナリオを基本として策定します（国は45のリスクシナリオを設定）。本町独自のリスクが想定された場合には、独自にリスクシナリオを追加します。

2-5 総合計画との連携を踏まえた記載方法

本町は、総合計画を基軸とした行政経営に取り組んでいます。そのため、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）への推進方針（予防策）が、総合計画の施策体系のどこに該当するかを明確にしたかたちで計画を記載します。

		総合計画での該当分野			
		政策No.	施策No.	基本事業NO.	基本事業名称
直接死を最大限防ぐ	リスクシナリオ1	01	01	02	◎◎の充実
		04	02	01	◎◎の推進
	リスクシナリオ2				
	リスクシナリオ3				

リスクシナリオ1への対応を総合計画のどの施策・基本事業で対応するかを明確にする

第3章 脆弱性評価と推進方針

3-1 脆弱性評価と推進方針検討のプロセス

国が設定した45のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）をベースに、県は33のリスクシナリオを設定しています。本計画では、県の33のリスクシナリオに該当するかの脆弱性評価と分析を行い、推進方針（予防策）を検討しました。

検討過程で、県のリスクシナリオに設定されていないが、本町として重要と思われるリスクシナリオを追加で設定しています。

県が設定したリスクシナリオは、県全域を想定しています。そのため基礎自治体である本町に該当しない、権限がないと思われるリスクシナリオについては、脆弱性評価項目に該当しないと判断し、本計画に記載していません。

なお、脆弱性評価の表記にあたっては、総合計画との関係性を明らかにするために、リスクシナリオごとに該当する総合計画の施策体系を明示しています。

1. 脆弱性の評価（「現状」と「課題」）

設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）について

- ①本町の総合計画の施策体系のどこに該当しているか
- ②耐震化等の予防策の実践状況や計画を把握
※事務事業として推進、計画している場合は、該当事業名称と内容を確認
- ③リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）回避への対応力についての脆弱性を評価

2. 推進方針（予防策、対策の方向性）

「脆弱性評価」を踏まえ、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）単位で、取り組むべき推進方針（予防策、対策の方向性）を設定

※総合計画の施策体系単位で推進方針を記載

別冊として整理

3. 実施計画（具体的な目標、事業計画）

推進方針（予防策、対策）の進捗状況を把握し、計画的に推進するため、目指すべき努力目標である KPI（重要業績指標）を設定

- ※KPI の設定……①総合計画の成果指標
②事務事業の活動指標又は成果指標

3-2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の一覧

カテゴリ		リスクシナリオ		短縮表記
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生	倒壊、火災による死傷者発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	津波による死傷者発生
		1-3	台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等による多数の死傷者の発生	浸水や土砂災害での死傷者発生
		1-a	住民の避難行動が迅速に行われず、多数の死傷者の発生	避難行動の遅れによる死傷者発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	被災地への食料、物資の供給停止
		2-2	山間部や半島部、離島において、多数かつ長期にわたる孤立地域等が発生	孤立地域の発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	救助・救急活動の絶対的不足
		2-4	医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺	医療・保健・福祉機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	被災者の避難所での健康状態悪化
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	警察機能の大幅な低下
		3-2	町職員の不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下	町の行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達不能	テレビ・ラジオ放送の中断等
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	災害情報の収集・伝達の機能停止
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下	サプライチェーンの寸断
		5-2	金融サービス等の機能停止による住民生活・商取引への甚大な影響	金融サービス等の機能停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下	食料安定供給、物流機能の停滞
		5-4	重要な農業漁業施設・設備などの損壊、火災等	農業漁業施設・設備の損壊
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス、上水道、通信等）の長期間にわたる機能停止	ライフラインの長期間機能停止
		6-2	基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海、空）の長期間にわたる機能停止	地域交通の長期間機能停止
		6-3	防災インフラの長期間にわたる機能不全	防災インフラの長期間機能不全
		6-a	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	汚水処理施設の長期間機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生	大規模な二次災害の発生
		7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	ため池、防災施設の損壊・機能不全
		7-3	有害物質の拡散・流出	有害物質の拡散・流出
		7-4	農地・森林等の被害	農地・森林等の被害
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	災害廃棄物の処理の停滞
		8-2	人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態	復興への人材不足
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失	有形・無形文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ	各種整備遅延による復旧・復興への障害
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	風評被害、生産力の回復遅れ

※1 -aは、県のリスクシナリオにない独自のリスクシナリオ

※2 網掛け部分は、本町での脆弱性評価に該当しない項目

序論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

まち・ひと・しごと創生総合戦略

国土強靱化

資料編

3-3 リスクシナリオと総合計画の相関図

8つの事前に備えるべき目標と リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		第3次総合計画 前期基本計画との関連性			
		政策 番号	施策 番号	基本 事業 番号	基本事業名称
1-1	倒壊、火災による死傷者発生	01	01	02	保育サービス等の充実
		01	02	02	介護予防・健康づくり・生きがいつくりの推進
		01	02	04	住み慣れた地域で安心して暮らすための体制整備
		01	04	99	施策の総合推進（健康・医療体制の充実）
		01	05	99	施策の総合推進（地域福祉の推進）
		04	01	01	地域コミュニティ活動の支援
		04	02	01	家庭の防災力の向上
		04	02	05	防災・減災ハード対策の推進
		04	03	01	消防力の強化
		04	05	05	公共施設マネジメントの推進
1-2	津波による死傷者発生	05	02	03	生涯学習施設の適正管理
		01	02	04	住み慣れた地域で安心して暮らすための体制整備
		03	01	01	水産基盤の整備
		03	04	03	観光資源の充実
		04	02	02	地域の防災力の強化
1-3	浸水や土砂災害での死傷者発生	04	02	05	防災・減災ハード対策の推進
		05	02	03	生涯学習施設の適正管理
		01	02	04	住み慣れた地域で安心して暮らすための体制整備
		04	03	01	消防力の強化
1-a	避難行動の遅れによる死傷者発生	04	02	02	地域の防災力の強化
		04	02	04	災害対応力の強化
		04	02	99	施策の総合推進（防災・減災対策の推進）
2-1	被災地への食料、物資の供給停止	02	02	03	町道等の整備と維持管理
		04	02	01	家庭の防災力の向上
		04	02	04	災害対応力の強化
2-2	孤立地域の発生	02	02	03	町道等の整備と維持管理
2-3	救助・救急活動の絶対的不足	04	03	01	消防力の強化
		04	03	02	救急救命体制の充実
		04	03	04	消防団の充実強化
2-4	医療・保健・福祉機能の麻痺	01	04	07	安心して医療を受けられる体制の確保
2-5	疫病・感染症等の大規模発生	01	04	04	感染症予防対策の推進
2-6	被災者の避難所での健康状態悪化	04	02	04	災害対応力の強化
		05	01	05	安全安心な教育環境の整備

序
論

基本
構
想

基本
計
画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

まち・ひと・しごと
総合戦略

国土強
靱化
地域計
画

資料
編

8つの事前に備えるべき目標と リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		第3次総合計画 前期基本計画との関連性			
		政策 番号	施策 番号	基本 事業 番号	基本事業名称
3-2	町の行政機能の大幅な低下	04	02	04	災害対応力の強化
		04	02	99	施策の総合推進（防災・減災対策の推進）
		04	05	04	ICTによる情報の適切な管理と利活用
		04	05	05	公共施設マネジメントの推進
4-1	通信インフラの麻痺・機能停止	04	02	04	災害対応力の強化
4-3	災害情報の収集・伝達の機能停止	04	01	03	広報の充実
		04	02	04	災害対応力の強化
		04	03	01	消防力の強化
5-1	サプライチェーンの寸断	03	03	99	施策の総合推進（商工業の振興）
5-2	金融サービス等の機能停止	03	03	99	施策の総合推進（商工業の振興）
5-3	食料安定供給、物流機能の停滞	03	01	01	水産基盤の整備
5-4	農業漁業施設・設備の損壊	03	01	01	水産基盤の整備
		03	02	05	新たな森林管理システムの推進
6-1	ライフラインの長期間機能停止	02	01	02	再生可能エネルギーの推進
		02	04	03	地震・災害に強い水道の整備
6-2	地域交通の長期間機能停止	02	02	01	愛南町への高速道路の早期延伸
6-3	防災インフラの長期間機能不全	04	02	04	災害対応力の強化
6-a	汚水処理施設の長期間機能停止	02	01	03	生活排水の適正処理
		02	01	05	ごみ処理体制の適正化
7-1	大規模な二次災害の発生	04	02	99	施策の総合推進（防災・減災対策の推進）
7-2	ため池、防災施設の損壊・機能不全	03	02	04	農地の保全・農村環境の整備
7-3	有害物質の拡散・流出	02	01	01	生活環境の保全
7-4	農地・森林等の被害	03	02	04	農地の保全・農村環境の整備
8-1	災害廃棄物の処理の停滞	02	01	05	ごみ処理体制の適正化
		02	01	99	施策の総合推進（循環型社会の形成）
8-2	復興への人材不足	01	05	02	地域福祉活動への参画推進
		04	02	99	施策の総合推進（防災・減災対策の推進）
8-3	有形・無形文化の衰退・損失	05	02	04	文化財の保護・活用
8-4	各種整備遅延による復旧・復興への障害	04	02	99	施策の総合推進（防災・減災対策の推進）
8-5	風評被害、生産力の回復遅れ	03	03	99	施策の総合推進（商工業の振興）

序
論基本
構
想基本
計
画政策
1政策
2政策
3政策
4政策
5まち
ひこ
しごと
創
生
総
合
戦
略地
域
土
強
靱
画
化資
料
編

3-4 リスクシナリオ別の脆弱性評価と推進方針

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

01	01	02	保育サービス等の充実
脆弱性評価		保育所の耐震化はほぼ終了していますが、一部耐震化が終了していない施設があります。各保育所では、各種災害に対する訓練を実施しています。	

推進方針		耐震化済みの施設は予防保全に向け各種点検を行い長寿命化を図りつつ、利用者の災害訓練を継続して行います。耐震化の終了していない建物は早急な対策を講じていきます。 津波浸水域の保育所は今後、耐震化を図るか、統廃合の検討を行います。津波浸水域にあるも耐震化の終了している保育所は、避難訓練を継続的に実施していきます	
------	--	---	--

01	02	02	介護予防・健康づくり・生きがいつくりの推進
脆弱性評価		高齢者の交流施設において、一部耐震化が終了していない施設があります。	

推進方針		耐震化が終了している施設は、予防保全としての各種点検、整備更新の着実な推進を図り安全性を維持します。一部耐震化が終了していない施設においては、改修か利用停止の判断を行ったうえで今後の利用継続や他の施設活用による安全性確保を目指します。	
------	--	---	--

01	02	04	住み慣れた地域で安心して暮らすための体制整備
脆弱性評価		西海高齢者生活福祉センターは耐震化済みであるものの、修繕すべき箇所を有しています。	

推進方針		施設の耐震化済みの施設は予防保全に向け各種点検を行い長寿命化を図りつつ、利用者の災害訓練は継続して行います。	
------	--	--	--

01	04	99	施策の総合推進
脆弱性評価		福浦診療所は公民館での診療を実施しています。元の診療所の耐震化はされていません。西海保健福祉センターの耐震化は終了していますが、一部経年劣化による修繕が必要です。	

推進方針		福浦診療所は移転をするか、耐震化の検討が必要です。 西海保健福祉センターは、支所の機能が停止した場合の支所機能移転先であるため、施設の長寿命化・維持管理が求められています。	
------	--	---	--

01	05	99	施策の総合推進
脆弱性評価		福祉住宅の設備の修繕を定期的に行っています。	

推進方針		公共施設等総合管理計画個別計画に基づき、予防的な修繕・改修を実施していきます。	
------	--	---	--

04	01	01	地域コミュニティ活動の支援
脆弱性評価		耐震性が未確認の地区集会所が半数近くあります。	

推進方針		公共施設等総合管理計画個別計画に基づき、予防保全として建替えや町管理の他施設を併用するなどの方策を進めていきます。	
------	--	---	--

04	02	01	家庭の防災力の向上
脆弱性評価		民間建築物の木造住宅耐震診断及び耐震改修工事等の補助を行っています。また、避難路等に面した危険なブロック塀等の除却・建替えについても補助を行っています。	

推進方針		補助制度を活用した旧耐震基準（昭和56年以前）の民間木造住宅の耐震化や危険なブロック塀等の除却・建替えを促進し、住宅やブロック塀等の安全対策を推進していきます。また、家庭での家具等の転倒防止対策についても推進していきます。	
------	--	---	--

04	02	05	防災・減災ハード対策の推進
脆弱性評価		老朽危険空家は町内に1,000件余り（平成30年度調査）あり、その対策が必要です。民間建物で、平成26年度に実施した耐震診断により地震の震動及び衝撃において倒壊又は崩壊する危険性が高いと診断された当該建築物は、平成30年度に除去設計を完了しています。	

推進方針		地震発生時に避難路を遮る空家が火災延焼の原因となるので、これらの取壊しや再利用を促していきます。民間建築物については、愛南町が国庫補助金の進達機関であることから、今後も関係機関と情報共有を図っていきます。	
------	--	--	--

04	03	01	消防力の強化
脆弱性評価		消防水利の整備・管理を毎年実施していますが、耐震性を有する防火水槽の整備ができていません（指定26件）。	

推進方針		今後、新設、更新する防火水槽は、耐震性を有するものに整備していきます。	
------	--	-------------------------------------	--

04	05	05	公共施設マネジメントの推進
脆弱性評価		町有住宅などは、予防保全の観点から将来見込まれる修繕内容・時期・費用を想定しつつ、日常点検の結果を踏まえて定期的に修繕を行っています。また、一本松支所は耐震強度が不足しており建替えの必要性があります。	

推進方針		用途廃止の住宅は修繕せず、ライフサイクルコストの効果の高い耐火構造住宅から修繕を行います。また、定期的な点検に基づき安全性が担保された場合は、修繕時期の延期などを柔軟に検討していきます。また、一本松支所は、新支所庁舎の整備方針等についての検討を行います。公共施設においては、現状の把握を正確に行い、長寿命化を図っていきます。	
------	--	--	--

05	02	03	生涯学習施設の適正管理
脆弱性評価		上大道公民館、西浦公民館は耐震強度が不足しています。	

推進方針		上大道公民館は移転、又は建替え、西浦公民館は建替えを検討していきます。	
------	--	-------------------------------------	--

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

01	02	04	住み慣れた地域で安心して暮らすための体制整備
脆弱性評価		御荘老人福祉センターは耐震基準を満たしているものの、津波による浸水の恐れがあります。	
推進方針		施設の適切な維持管理を行います。また、施設利用者には避難場所を周知していきます。	
03	01	01	水産基盤の整備
脆弱性評価		魚神山漁港海岸保全施設は、越波を防ぐ漁港海岸内の護岸整備を行っています。また、町民の生命財産を守るための背後集落への越波を防ぐ、漁港海岸内の護岸整備を行いました。	
推進方針		海岸堤防等老朽化への対策が求められています。町民の生命財産を守るために、計画案に基づき、優先順位の高い漁港から整備をしていきます。背後集落への越波を防ぐ護岸整備では、一部未整備地区がありその解消が求められています。	
03	04	03	観光資源の充実
脆弱性評価		避難道となる登山道で未整備の箇所があります。	
推進方針		鹿島内の登山道等の遊歩道の整備、並びに避難経路等の表示を行っていきます。	
04	02	02	地域の防災力の強化
脆弱性評価		津波浸水想定区域すべてに津波一時避難場所を設定し、防災灯の設置などの避難環境の整備を進めています。	
推進方針		防災灯の設置は地区の要望にあわせて、随時場所を追加していきます。	
04	02	05	防災・減災ハード対策の推進
脆弱性評価		緊急避難道整備では避難道の整備のほか、最近では老朽化のための補修が必要となっています。県営港湾整備では、御荘港湾地域が津波による甚大な被害が想定されていることから、県が行う海岸保全施設対策の一部を負担して整備を進めています。港湾管理では、水門の閉鎖を津波発生時に行うのではなく、水門の常時閉鎖の啓発を行っています。	
推進方針		避難道の整備のほか老朽化の補修、並びに高齢者の迅速な避難のための手摺設置の必要性があります。また、鳥獣被害による土砂崩れなどの発生もあり、その対策が必要となっています。御荘港湾地域の津波対策は、引き続き保全施設の対策の一部負担金を支払い、整備の促進を図ります。港湾区域内に在る不要な水門の廃止や水門・樋門の自動化の促進を県に要望していきます。	
05	02	03	生涯学習施設の適正管理
脆弱性評価		御荘文化センターは耐震基準を満たしているものの、津波による浸水の恐れがあります。	
推進方針		施設の適切な維持管理とともに、予防保全である長寿命化計画の着実な推進を行っていきます。また、非常用電源は消防設備用であるため、避難所用の非常用電源が必要となります。	

1-3 台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等による多数の死傷者の発生

01	02	04	住み慣れた地域で安心して暮らすための体制整備
脆弱性評価		養護老人ホーム南楽荘の施設耐震性は問題ないですが、土砂災害警戒区域内にあるため擁壁等の整備も終了しました。また毎年、町防災対策課やあいなん幼稚園と合同で土砂災害避難訓練を行っています。	

推進方針		安全性向上のために、土砂災害に備えた擁壁の延長・補修工事、並びに雨水の分水工事(浸水対策)を行います。また、継続的な避難訓練を実施します。	
------	--	---	--

04	02	05	防災・減災ハード対策の推進
脆弱性評価		老朽化した水路や護岸補修等を行い、水路機能の維持を行っています。砂防事業では、県の補助を活用してがけ崩れ防止施設の整備を実施しています。また、単独事業として土砂災害により民家や住民生活に支障をきたしている崩落した土砂の取除きを行っています。県営砂防事業負担金では、土砂災害防止施設の整備費を町が一部負担しています。	

推進方針		台風や集中豪雨等による水害を抑制するため、河川及び水路の修繕や樹木の伐採等を促進していきます。住民から要望のあった民家裏のがけ地におけるがけ崩れ防止施設の整備促進に努めていきます。また、台風や集中豪雨等による土砂の崩落等は、土砂や倒木等の撤去を行い住民生活の安全を図ります。	
------	--	---	--

04	03	01	消防力の強化
脆弱性評価		台風や集中豪雨などの大規模風水害に対応するため、約1万個の土嚢を備蓄しています。	

推進方針		計画的に水防資機材を確保するとともに、さまざまな水害に対応できるよう水防訓練を行います。	
------	--	--	--

05	02	03	生涯学習施設の適正管理
脆弱性評価		僧都公民館は耐震性のある施設ですが、河川湾曲部付近に立地しているため浸水の危険性があります。	

推進方針		公民館利用者には、ポスター掲示などによって避難場所を周知していきます。	
------	--	-------------------------------------	--

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

まち
ひと
しごと
創生
総合
戦略

地国
域土
強強
計鞏
画化

資
料
編

1-a 住民の避難行動が迅速に行われず、多数の死傷者の発生

04	02	02	地域の防災力の強化
脆弱性評価		<p>避難行動要支援者台帳を整備し（登録の同意確認済のもの）、自主防災会などの支援者に提供しています。自主防災会の結成率は100%であり、各自主防災会への活動支援を行っています。</p> <p>地域の防災リーダーとして防災士の養成は必須で、現在は各自主防災会からの推薦により、防災士養成講座の受講者を決定し、受講経費の負担を行っています。</p>	

推進方針		<p>避難行動要支援者台帳への追加情報、個別の計画書の作成が必要となっています。</p> <p>自主防災組織の活動は地域差があり、防災訓練や学習ができていない地域もあることから、住民の防災意識のさらなる向上を図る必要があります。そのため、各自主防災会には積極的に防災訓練を実施するよう促します。</p> <p>防災士がいる自主防災会の割合を増加させていくためにも、自主防災会との連携強化が求められています。</p>	
------	--	---	--

04	02	04	災害対応力の強化
脆弱性評価		<p>避難勧告等の判断・伝達マニュアルや台風に関するタイムライン（自然災害の発生時に「いつ・誰が・何をするか」という、住民や行政がとるべき行動を時系列で整理）・避難所運営マニュアルの概要版などを随時見直ししていく必要があります。</p>	

推進方針		<p>避難所ごとの個別運営マニュアルの策定を進めていきます。さらに、すべての防災関連情報を見直したうえで、新しい情報を随時、住民に周知していきます。</p>	
------	--	--	--

04	02	99	施策の総合推進
脆弱性評価		<p>御荘夢創造館・高齢者住宅は耐震性のある施設であり、災害訓練を定期的実施しています。上大道公民館、西浦公民館以外の公民館は耐震基準を満たしていますが、津波浸水想定区域に立地している館が多くあります。</p> <p>また、高齢者のための緊急通報システムは約80人が利用していますが、災害時には電話回線不通となる可能性があり、システムの停止も予想されます。</p>	

推進方針		<p>津波浸水域に所在している施設は、利用者への防災訓練を継続して行うとともに、施設利用者にポスター等による避難場所の周知徹底及び自主防災組織との共同避難訓練を実施していきます。また、非常用電源の確保・設置が必要です。高齢者のための緊急通報システムの不通時の対応として、地区民生委員・老人クラブ等への見守り体制を強化していきます。</p>	
------	--	---	--

04	02	99	施策の総合推進
脆弱性評価		<p>各種ハザードマップの作成や見直しを行い、住民に危険箇所の周知、啓発を行っています。</p>	

推進方針		<p>今後も必要に応じてハザードマップの見直しや新たな災害リスクに対するハザードマップの作成を行い、住民にリスク情報や避難に関する情報を分かりやすく提供していきます。</p>	
------	--	---	--

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

02	02	03	町道等の整備と維持管理
脆弱性評価	橋梁の新設・改良は橋梁総数340橋のうち、309橋が対象となります。 また、町道等においては狭い道路が多く、修繕すべき箇所が多数あるのが現状です。さらに、法面对策や路側補修等の対策が必要です。		

推進方針	大規模災害時に緊急車両の通行障害や孤立する集落が発生しないよう、施設の定期的な点検と損傷箇所の早期修繕を行い、狭い道路の拡幅や改良も視野に入れた路線の整備を進めます。		
------	---	--	--

04	02	01	家庭の防災力の向上
脆弱性評価	非常持出袋の購入に対し補助を行っています。		

推進方針	非常持出袋の普及率が十分とは言えないため、制度の確立と必要性を周知徹底する必要があります。		
------	---	--	--

04	02	04	災害対応力の強化
脆弱性評価	愛媛県被害想定調査に基づき、災害時の備蓄物資を5カ年計画で整備しています。併せて避難所資機材の整備も行っていますが、非常用電源においては設置されていない避難所が37か所あります。		

推進方針	多様なニーズに合わせた備蓄が必要となり、かつ管理がしやすく、災害時に供給しやすい備蓄場所への移設も検討し、家庭内備蓄の推進とともに、多様なニーズに応える備蓄（保存パン、液体ミルクなど）を進めていきます。また、避難所には、LPガス発電機や自然エネルギーを使用した発電機などの導入を検討していきます。		
------	--	--	--

2-2 山間部や半島部、離島において、多数かつ長期にわたる孤立地域等が発生

02	02	03	町道等の整備と維持管理
脆弱性評価	橋梁の新設・改良は、橋梁総数340橋のうち、309橋が対象となります。 また、町道等においては狭い道路が多く、修繕すべき箇所が多数あるのが現状です。さらに、法面对策や路側補修等の対策が必要です。		

推進方針	大規模災害時に緊急車両の通行障害や孤立する集落が発生しないよう、施設の定期的な点検と損傷箇所の早期修繕を行い、狭い道路の拡幅や改良も視野に入れた路線の整備を進めます。		
------	---	--	--

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

04	03	01	消防力の強化
脆弱性評価		緊急消防援助隊に、消火隊・救急隊ともに1隊ずつを登録し、水槽式ポンプ（平成17年）、高規格救急車（平成19年）に配備を完了しています。	

推進方針		高規格救急車は令和4年1月に更新しました。水槽付ポンプ車も今後、更新を行います。	
------	--	--	--

04	03	02	救急救命体制の充実
脆弱性評価		救急救命士の養成人数は、出勤人員確保の都合上、毎年1人のみです。救急業務の運用では、通常の必須装備は完備され、事業所等での救命講習も実施しています。	

推進方針		救急救命士10人態勢では現況の出勤をカバーできず、救急救命士以外の救急隊員の知識・技術力の向上が必要となっています。大規模災害に対応できる救急資器材の備蓄を行い、事業所等で応急処置ができるような応急手当の講習（1時間もしくは3時間講習）の修了者を住民の1割程度に引き上げます。また、救命士割合を現状40%から46.6%に引き上げ、重複出勤でも救急救命士が1人乗車できる状態にします。	
------	--	---	--

04	03	04	消防団の充実強化
脆弱性評価		消防団で使用する車両や資機材等は、定期的に点検や整備等を行い、災害時に備えています。しかし、現在、消防団員の充足率が91.7%と定員に届いていません。 また、消防団施設においては、老朽化した施設が11棟あります。さらに、大規模地震による津波で浸水が想定される施設も37棟あります。	

推進方針		消防団活動の重要性を住民に理解してもらい、充足率100%を目指して入団の促進を図ります。また、老朽化した施設等は計画的に更新を行います。	
------	--	--	--

2-4 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

01	04	07	安心して医療を受けられる体制の確保
脆弱性評価		災害発生時には多くの医療・保健・福祉関係者の被災が想定されます。医療救護活動に支障がある場合は、県からの派遣要請に応じて公立病院に医療救護班が派遣されます。 また、県、県内市町と愛媛県歯科医師会、愛媛県薬剤師協会、愛媛看護協会との間で「災害時の医療救護に関する協定」を締結しています。	

推進方針		発災に備え、医療・保健だけでなく、福祉や介護との連携を図ります。また、平時から県立南宇和病院や南宇和郡医師会との連携を図るとともに、大規模災害の発災を想定した救護所設置訓練を行います。 併せて、他の自治体や各種団体からの応援職員等の円滑な受入れに向け、「愛南町災害時受援計画」に基づいた対応を進めます。	
------	--	--	--

序論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

まち・ひと・しごと創生総合戦略

国土強靱化地域計画

資料編

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

01	04	04	感染症予防対策の推進
脆弱性評価		防疫用の薬剤、新型コロナウイルス感染症の予防・感染拡大防止のための消毒液、マスクを備蓄するとともに、的確な防疫活動を行い被災者の心身の健康保持に努めることが必要です。	
推進方針		大規模災害が発災した場合を想定して備蓄量の見直しを行います。関係機関等と連携して迅速に防疫活動ができるよう体制整備を行います。また、住民が行う防疫及び保健活動について普及啓発を行います。	

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

04	02	04	災害対応力の強化
脆弱性評価		津波一時避難場所に防災倉庫等を設置しています。また、指定避難所資機材の整備は、避難所運営個別マニュアルの作成に合わせて、運営に必要な資機材を整備しています。 感染症対策のための衛生用品（マスク・消毒液）や資機材（パーテーション・エアベッド）の備蓄を行っています。 津波被害の影響を受けない場所（県立南宇和病院・一本松地域の薬局）に、現状は医薬品を備蓄（300人の診察×3日分処方×10セット）しています。	
推進方針		マニュアルの有効性を検証するためにも、定期的な訓練を実施していきます。また、感染症対策の衛生用品の随時更新を行い、適正管理な管理を行っていきます。 大規模災害が発災した場合を想定して、薬品の備蓄量の見直しを行います。また、救護所設置訓練を行う必要があります。	
05	01	05	安全安心な教育環境の整備
脆弱性評価		小中学校は施設の耐震化、普通教室・理科教室の空調設置は終了しています。しかし、体育館トイレが男女ともに洋式化されているのは16校中10校です。	
推進方針		老朽化箇所修繕の推進と、特別教室等の空調設置が求められています。また、避難生活の環境改善のために、体育館の洋式トイレ未整備校の工事を進めていきます。	

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

現在、国土強靱化地域計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

3-2 町職員の不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下

04	02	04	災害対応力の強化
脆弱性評価		本町の業務継続計画は平成28年度に策定しています。	

推進方針		昨今の災害多発状況を踏まえた業務継続計画の見直しを行っていきます。	
------	--	-----------------------------------	--

04	02	99	施策の総合推進
脆弱性評価		毎年、県・市町による図上訓練を実施しています。	

推進方針		図上訓練は継続的に行い、多くの職員の参加によって危機管理能力並びに災害対応力の向上を図っていきます。	
------	--	--	--

04	05	04	ICTによる情報の適切な管理と利活用
脆弱性評価		情報電算システムは、平時では遠隔地サーバ（松山市）を「正」、本庁舎内サーバを「副」として利用し、各種情報はそれぞれのサーバに保存されています。	

推進方針		災害時に本庁舎内のサーバが使用できなくなった場合でも支障はありませんが、電源供給が前提となっており、電力使用について優先順位の検討を行う必要があります。	
------	--	--	--

04	05	05	公共施設マネジメントの推進
脆弱性評価		本庁舎は耐震基準を満たしています。内海支所、御荘支所、西海支所は耐震施設ですが、津波による浸水の恐れがあります。	

推進方針		各支所では業務継続のための執行体制の確保が必要です。また、御荘支所は非常用電源が消防設備用であるため、行政機能維持用の非常用電源が必要となります。	
------	--	---	--

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

04	02	04	災害対応力の強化
脆弱性評価		災害情報、行政情報をより確実に伝達するために、防災行政無線のデジタル化を行いました。沿岸部の浸水が想定される地域に屋外拡声子局が79か所存在します。	
推進方針		災害時、浸水等による機器の故障等からいち早く復旧できる連絡体制や、交換部品の確保に努めます。	

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達不能

現在、国土強靱化地域計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

04	01	03	広報の充実
脆弱性評価		ホームページ運用では、サーバ設置建物は耐震及び耐火構造、停電でも72時間、電力供給が可能です。	

推進方針		災害発生時の情報を速やかに発信できるよう運用等の見直しを図り、今後は無線ネットワークによるホームページの更新を検討します。	
------	--	---	--

04	02	04	災害対応力の強化
脆弱性評価		情報通信手段の多様化（IP告知システム、防災行政無線、Jアラート、衛星携帯電話、エリアメール）に取り組んでいます。また、通信システムなどに係る通信体制を確保するため、施設、機器及び通信網を適切に管理しています。	

推進方針		適切な維持管理・運用とともに、新たな情報ツールがあれば取り入れていく必要があります。緊急時には避難所との連絡を取れる仕組み、又はPush型（LINE、Twitterなど）で情報を伝える仕組みの検討が必要となっています。	
------	--	---	--

04	03	01	消防力の強化
脆弱性評価		通信指令システムは、平成27年度に高機能指令センターとして整備を完了しています。	

推進方針		通信指令台、デジタル無線機器の維持並びに管理とともに、令和11年度には通信指令台の更新が必要となります。	
------	--	--	--

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

03	03	99	施策の総合推進
脆弱性評価		生産・流通活動を再開するため、各業界団体による事業継続体制が必要です。	
推進方針		事業者の事業継続計画の策定を推進し、災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保等を促進します。	

5-2 金融サービス等の機能停止による住民生活・商取引への甚大な影響

03	03	99	施策の総合推進
脆弱性評価		災害時に金融機能が維持されるためには、金融機関に対して防災対策の実施を促す必要があります。	
推進方針		災害時に金融機能が維持できるよう、金融機関に対して防災対策の実施を促すための啓発等を推進します。	

5-3 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

03	01	01	水産基盤の整備
脆弱性評価		漁礁設置事業では、漁業者の要望に基づき、魚種の育苗に有効な漁礁を複数設置しています。	
推進方針		災害後も、現状の漁獲量を維持しながら、経済復興のために漁礁のさらなる設置を行い、生産基盤を盤石なものにしていきます。	

5-4 重要な農業漁業施設・設備などの損壊、火災等

03	01	01	水産基盤の整備
脆弱性評価		水産物供給基盤機能を保全する漁港施設の補修、網代漁港の漁村再生事業では、漁業活動の安全性を高めるべく防波堤の延伸を行い、漁港内の波をおだやかにするための整備を行いました。さらに、防波堤や岸壁、物揚場などの補強等を行っていきます。	
推進方針		漁港施設の老朽化部分を選定し、着実な工事推進を行います。また、漁業活動の安全性を高めるために、防波堤の延伸を計画的に進め、工事完了を目指します。 岸壁補強や防波堤の補強等では未整備箇所を解消し、策定した計画に基づき、優先順位をつけて実施します。	

03	02	05	新たな森林管理システムの推進
脆弱性評価		林道松尾光野線道路舗装工事は、令和2年度から計画的に実施しています。	
推進方針		交通に支障をきたすような損傷の激しい路面は、計画的に整備を行っています。	

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、上水道、通信等）の長期間にわたる機能停止

02	01	02	再生可能エネルギーの推進
脆弱性評価		再生可能エネルギーを活用した家庭用発電設備、蓄電池の設置合計数は年間30件程度ですが、社会経済活動に必要なエネルギー供給源を確保するためには、再生可能エネルギー等の活用を更に拡大し、エネルギー自給率を高めていくことが重要です。	

推進方針		電力途絶時にも再生可能エネルギー等の活用を可能にするため、引き続き家庭用太陽光発電設備や蓄電池の導入を促進するほか、燃料電池、コージェネレーションシステム等の新エネルギー機器の導入を推進し、電力確保を図ります。	
------	--	---	--

02	04	03	地震・災害に強い水道の整備
脆弱性評価		水道施設の耐震化では、管路の耐震化率は現在29.0%、上水道施設の耐震化も計画的に取り組んでいます。	

推進方針		管路の耐震化率の向上と、上水道施設の耐震化について、引き続き計画的に取り組んでいきます。	
------	--	--	--

6-2 基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海、空）の長期間にわたる機能停止

02	02	01	愛南町への高速道路の早期延伸
脆弱性評価		南海トラフ巨大地震等により唯一の幹線道路である国道56号の寸断が懸念されています。空港が遠く鉄道がない本町において、災害発生後に支援部隊を迎えるために必要な緊急輸送ルートは、「命の道」として信頼性の高い高速道路であり、その早期延伸が急務です。	

推進方針		南海トラフ巨大地震等の自然災害への備えとして、町民の『命の道』となる四国横断自動車道「宿毛～内海」間の早期事業化を求めるため、国土交通省などへ必要に応じ要望活動を実施します。 また、本町では、高速道路の整備に併せ、災害復旧復興支援に必要不可欠な「防災休憩施設」の建設を計画しており、高速道路の新規事業化と併せて関係機関に要望します。	
------	--	---	--

6-3 防災インフラの長期間にわたる機能不全

04	02	04	災害対応力の強化
脆弱性評価		大規模災害時に、国や市町、関係機関等と迅速かつ確かな情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した県災害情報システムや防災通信システムを活用し、災害状況等情報の共有を図っています。	

推進方針		災害時に県防災情報システムや防災通信システムを活用し、関係機関と円滑に情報共有できるよう、平常時から操作方法の確認や整備に努めていく必要があります。	
------	--	--	--

6-a 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

02	01	03	生活排水の適正処理
脆弱性評価		<p>集落排水事業においては、各施設の耐震性には問題がないものの、供用開始から20年前後経過している設備の老朽化が進んでいます。また、町営浄化槽事業においては、災害に強く、個別処理という特長があるものの、平成22年度の事業開始から10年以上経過し、プロア等機器類の老朽化による故障の増加が懸念されます。</p>	

推進方針		<p>集落排水施設においては、機能診断に基づいた長寿命化計画を策定し、これに基づく老朽化対策を着実に推進します。特に漁業集落排水施設（平瀬・家串・油袋・魚神山・網代）については、機器類の更新時期を迎えていることから、処理場内の機械器具、制御装置及び中継ポンプ施設の水中ポンプ等の更新を計画的に進めていきます。また、町営浄化槽事業においては、機器も含めた定期点検を着実に実施し、汚水処理に支障をきたすことのないよう努めます。</p>	
------	--	---	--

02	01	05	ごみ処理体制の適正化
脆弱性評価		<p>クリーンセンターの耐震化は終了していますが、平成28年以降に宇和島地区の広域処理場で処理しているため、現在は稼働していません。</p>	

推進方針		<p>施設を廃止するまでは、廃棄物（し尿・浄化槽汚泥など）の一時的な仮貯蔵所としての活用を検討します。</p>	
------	--	---	--

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

まち・ひと・しごと
創生
総合
戦略

国土
強靱
計画
画化

資料
編

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生

04	02	99	施策の総合推進
脆弱性評価	災害発生時、道路等の各種公共土木施設等に生じた障害物は、愛媛県や建設業協会等の協力を得ながら除去及び応急復旧に努めています。		

推進方針	建設業協会南宇和支部とは、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しており、平常時から施工業者一覧や組織編成表などを提出してもらい、協力体制の整備を行っています。		
------	---	--	--

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

03	02	04	農地の保全・農村環境の整備
脆弱性評価	ため池の浸水が想定される区域図の作成については、令和2年度に完了しました。		

推進方針	浸水想定区域を基にハザードマップ等を作成し、住民に周知していく必要性があり、状況によっては改修及び補修を検討する必要があります。		
------	--	--	--

7-3 有害物質の拡散・流出

02	01	01	生活環境の保全
脆弱性評価	震災時における民間建築物から出るアスベストの飛散を防止するための対策が必要です。		

推進方針	含有調査を実施することにより、火災や自然災害等で民間建築物から出るアスベストの飛散防止を図ることができることから、住民に制度の周知を行っていきます。		
------	--	--	--

7-4 農地・森林等の被害

03	02	04	農地の保全・農村環境の整備
脆弱性評価	鳥獣侵入防護柵(ワイヤーメッシュ)を設置して、対策を講じています。		

推進方針	農作物被害の減少を図るため、住民の要望にあわせ、整備漏れがないように設置していきます。		
------	---	--	--

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

02	01	05	ごみ処理体制の適正化
脆弱性評価		平成29年度から家庭ごみ系一般廃棄物は、宇和島地区広域事務組合の環境センターで処理しています。現在、町環境衛生センターは事業系ごみと粗大ごみ等の受付と最終処分場としての機能を持っています。	

推進方針		浸出水処理施設から海域への有害物質の流出防止を図るとともに、災害廃棄物の一時的な仮置場の確保を引き続き検討します。	
------	--	---	--

02	01	99	施策の総合推進
脆弱性評価		災害廃棄物処理計画のもと、本施策を進めています。住民が搬出する仮置場は、災害の種類によって場所が異なるため明確な周知が必要です。	

推進方針		平時から災害廃棄物の分類（場所や方法）について、住民に周知を図っていきます。災害時の混乱を防ぐために、自主防災組織リーダー（自治会長）と役所職員には特に事前の周知が必要です。浸出水処理施設から海域への有害物質の流出防止を図るとともに、災害廃棄物の一時的な仮置場の確保が必要となっています。	
------	--	--	--

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

01	05	02	地域福祉活動への参画推進
脆弱性評価		災害ボランティアセンター設置運営方針は設定済みですが、昨今の甚大な被害や新感染症にも対応した対策の見直しが求められています。	

推進方針		災害ボランティアセンター設置運営方針の見直しや、運営マニュアル作成についても社会福祉協議会や関係機関と連携して取り組んでいきます。	
------	--	---	--

04	02	99	施策の総合推進
脆弱性評価		「宇和海沿岸地域事前復興デザイン共同研究事業」として、愛媛県・愛媛大学・宇和海沿岸の南予5市町が連携し、避難や被災後の復興のあり方を平成30年度から3か年計画で共同研究してきました。その研究成果として事前復興推進指針や事前復興モデルプラン、教育プログラムなどが作成されました。	

推進方針		引き続き愛媛大学をはじめ、愛媛県や宇和海沿岸4市町と連携をとりながら、事前復興推進指針に基づき本町における事前復興計画及び復興まちづくり計画の作成に取り組んでいきます。	
------	--	--	--

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失

05	02	04	文化財の保護・活用
脆弱性評価		町が保有する指定文化財の適切な管理に努めていますが、一部転倒防止等の対策が取られていないものがあります。それ以外の指定文化財については、現地確認等によって現状把握に努めており、そのうち樹木などについては、樹状調査及び調査に基づく枝打ちなどの予防的措置を実施しています。	
推進方針		展示物等の転倒による毀損防止を図るほか、より詳細な文化財の現状把握に努め、可能な予防的措置を講じていきます。それとともに、災害発生時には速やかに被害調査を行い、被災した場合には復旧・継承に向けた支援が迅速に行える体制の整備を進めます。また、災害復旧や災害対策が速やかに行えるよう、埋蔵文化財包蔵地の範囲を確定する詳細分布調査を進めます。	

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ

04	02	99	施策の総合推進
脆弱性評価		愛媛県応急仮設住宅建設ガイドラインに基づき、応急仮設住宅の建設候補地をあらかじめ選定しています。	
推進方針		災害の状況によっては、予定していた候補地が利用できない場合も想定され、さまざまな状況に対応できるよう、より多くの候補地を選定し、候補地ごとの建設計画を作成していきます。	

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

03	03	99	施策の総合推進
脆弱性評価		災害発生時における地理的な誤認識や住民の過剰反応等の風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報収集に努める必要があります。	
推進方針		関係機関等から正確な情報の収集に努め、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信します。	

第4章 計画の推進及び進捗管理

4-1 計画の推進及び進捗管理

本計画に位置付けられた取組は、本町全体の強靱化に関するものであり、特に「地域防災計画」との整合性が保たれながら、総合的かつ効果的な防災・減災対策に資することができ、総合計画や分野別計画と連携し、計画的かつ着実に取組を推進していきます。

また、本計画の進行管理は、毎年度PDCAサイクルにより、KPI（重要業績指標）や各取組の進捗状況を踏まえながら検証を行います。なお、進行管理にあたっては、本町が導入している行政評価の仕組みと連動して町民への説明責任を果たします。

	国土強靱化地域計画	総合計画
Plan (計画)	<ul style="list-style-type: none"> ① リスクシナリオ単位での推進方針の設定 ② 実施計画で目指すべきKPIの現状値と目標値を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ① 施策体系に基づく政策展開 ※施策体系及び成果指標に国土強靱化地域計画の該当リスクシナリオを記載 ② 事務事業の活動・成果指標を国土強靱化地域計画の実施計画事業のKPIと連動
Do (実施)	事務事業単位での進行管理	
Check (評価)	<ul style="list-style-type: none"> ① リスクシナリオの脆弱性の状況と推進方針の進捗を確認 ② 実施計画のKPIを「把握」「公開（説明責任）」 	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の成果指標公開（まちづくり報告書）及び主要施策成果報告書において、国土強靱化地域計画のKPIであることを表示
Act (改善)	<ul style="list-style-type: none"> ① 評価結果を踏まえてリスクシナリオの脆弱性評価と推進方針を加除、見直し ② 評価結果を踏まえた実施計画事業の進め方の見直し、事業の追加、削除の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 当初予算説明書の事務事業の活動・成果指標の目標値と連動

4-2 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国や県などの国土強靱化に関する施策の進捗状況等を考慮しつつ、適宜見直しの検討を行います。

序論
基本構想
基本計画
政策1
政策2
政策3
政策4
政策5
まち・ひと・しごと創生総合戦略
国土強靱化計画
資料編



資料編

資料1～資料4 愛南町総合計画策定推進委員会関係

資料1 諮問

資料2 答申

資料3 愛南町総合計画策定推進委員会 委員名簿

資料4 審議経過

愛企発第 138 号
令和 3 年 7 月 13 日

愛南町総合計画策定推進委員会
会長 高木 茂 様

愛南町長 清水 雅文

第 3 次愛南町総合計画の策定について（諮問）

愛南町自治基本条例（愛南町条例第 29 号）第 24 条第 1 項の規定により第 3 次愛南町総合計画を策定するため、貴委員会の意見を求めたく諮問します。

序
論

基
本
構
想

基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

まち・ひと・しごと
創生総合戦略

国土強靱化
地域計画

資
料
編

令和4年2月25日

愛南町長 清水 雅文 様

愛南町総合計画策定推進委員会
会長 高木 茂

第3次愛南町総合計画の策定について（答申）

令和3年7月13日付け愛企発第138号で本委員会に諮問された標記の件について、下記のとおり答申します。

記

当委員会へ諮問された愛南町総合計画（案）について慎重に審議した結果、町の将来像を「ともに彩(いろどり)を育(はぐく)むまち いろこい あいなん」とした「基本構想」と、それを受けての4か年の「前期基本計画」については、今後、町が取り組むべき方向性を踏まえながら、環境変化や法改正、新たな行政課題等に対応するための見直しが適切に行われた内容であると認めます。

なお、計画の推進にあたって有効と思われる主要な意見を以下に付しますので、これらの意見に十分配慮するとともに、計画の進捗管理を適切かつ継続的に実施しながら、施策・基本事業の目標達成に向けた取組の推進が図られるよう要望します。

- 1 医師の高齢化などにより、医師の確保が大きな課題となっている現状を踏まえ、必要な時に、必要な医療を受けられる地域医療体制の確保に向けた取組を強化していただきたい。また、産婦人科医が不足している現状を踏まえたうえで、安心して子どもを産むことのできる環境の整備に向けた取組を強化していただきたい。
- 2 四国横断自動車道「宿毛～内海」間の新規事業化は、本町にとって大規模災害時の広域避難や迅速な救援活動、円滑な緊急輸送などを支える「命の道」であり、産業や観光の振興を図るためにも重要な「地方創生の道」であるため、より一層要望活動を推進していただきたい。
- 3 企業誘致・留置施策による雇用の創出・維持、労働人材の確保など、総合的な雇用対策の取組により、本町の地域産業が持続し、町民が安心して働き、生活することができる労働環境づくりを強化していただきたい。
- 4 本町の恵まれた海や山の豊かな自然環境など、地域の優れた魅力を積極的に発信し、観光客をはじめとした交流人口・関係人口の増加に向けた取組を推進していただきたい。
- 5 突発的な自然災害等に備え、防災に対する意識啓発のほか、避難路や迅速な消火活動を確保するための道路整備や治水対策など、あらゆるリスクを考慮しながら災害に備えた対策を強化していただきたい。
- 6 次代を担う子どもたちが確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」を身に付けることができるよう学校教育の取組をより一層強化していただきたい。

資料3 愛南町総合計画策定推進委員会 委員名簿

※敬称略、順不同

No.	職務	氏名	所属等	役職
1	会長	たかぎ しげる 高木 茂	行政協力員代表者会	会長
2	副会長	ごとう りえ 後藤 理恵	愛媛大学南予水産研究センター	准教授
3		たちばな ひろき 立花 弘樹	愛南漁業協同組合	代表理事組合長
4		たけだ ひでのり 竹田 英則	久良漁業協同組合	代表理事組合長
5		ののした よしひさ 埜々下 義久	えひめ南農業協同組合	代表理事専務
6		あおき ちゆき 青木 千之	南宇和森林組合	代表理事組合長
7		たかはし しんきち 高橋 伸吉	愛南町観光協会	会長
8		どい みゆき 土居 美幸	愛南町商工会	女性部長
9		いの ゆうこ 猪野 優子	伊予銀行 愛南支店	支店長代理
10		まなべ はるお 真鍋 晴雄	愛媛銀行 城辺支店	支店長
11		すずき りゅうじ 鈴木 隆次	宇和島信用金庫 南宇和支店	支店長
12		もりおか まゆみ 森岡 眞由美	愛南町ボランティア連絡会	会長
13		やまもと のぶえ 山本 信江	愛南町民生児童委員協議会	監事
14		たけば たえ 竹場 妙	あいなん小児医療を守る会	会長
15		いとう たかのり 伊藤 孝徳	南宇和郡医師会	会長
16		まえだ みつる 前田 充	愛南町文化協会	監事
17		さいとう たけとし 斉藤 武俊	愛南町スポーツ協会	会長
18		きゅうとく ひとし 久徳 人志	愛南町PTA連合会	会長
19		しみず ふとし 清水 二十志	南宇和郡校長会	会長
20		たなか じゅんき 田中 純樹	愛媛CATV愛南局	局長
21		はしもと あきひろ 橋本 章弘	社会保険労務士（福浦郵便局）	（局長）
22		かまだ おきむ 鎌田 先	公募委員	

序論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

まち・ひと・しごと創生総合戦略

国土強靱化地域計画

資料編

資料4 審議経過

回数	年	月日	主な審議の内容
第1回	令和3年	7月13日	1 会長及び副会長の選任について 2 第3次愛南町総合計画策定方針について 3 各種基礎調査の結果について (1)愛南町人口推計結果、まちづくり住民アンケート調査結果など 4 第3次愛南町総合計画策定に関する諮問について 5 今後のスケジュールについて
第2回		10月22日	1 総合計画基本計画(施策)について
第3回	令和4年	1月19日	1 計画内容に対する策定推進委員の御意見への回答について 2 総合計画基本構想等について 3 今後のスケジュールについて
第4回		2月25日	1 パブリックコメントの実施結果について 2 答申(案)について 3 今後の策定スケジュールについて
答申		3月1日	第3次愛南町総合計画の策定について、町長へ答申



高木会長より清水町長へ答申書を提出

序論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

まちづくり戦略

国土強靱化計画

資料編

第3次 愛南町総合計画



発行

愛媛県 愛南町

策定年月：令和4年3月

〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地
TEL:0895-72-1211(代表) FAX:0895-72-1227
<https://www.town.ainan.ehime.jp/>

第3次 愛南町総合計画



愛南町ご当地キャラクター

な-しくん

